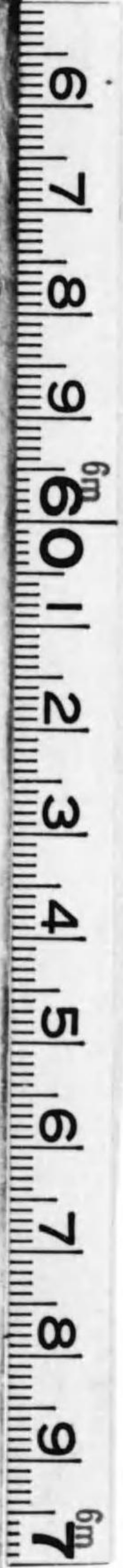




325  
84



始



特232  
91

勸學朝日保寧著



三願講說



京都爲法館版

# 三願講說索引

## 目次

三願々文	.....	一
第一章 四十八願分類	.....	二
四十八願分類總說、武帝と慧遠法師	.....	六
慧空師の西鎮評	.....	七
鎮西の四十八願分類、派祖と六流	.....	七
聖罔了慧禮阿三師の分類、罔師の略傳	.....	八
西山の四十八願分類、派祖の略傳	.....	〇
顯行示觀、正因正行、三重六義	.....	一
五重名目	.....	一三
善慧上人と明秀師の四十八願分類	.....	一六
總別二願と、依念彌陀	.....	二三
四十八願分科	.....	二六
真宗の四十八願分類	.....	二七
第二章 三願三家概說	.....	三三
鎮西の三願概說、諸行往生の理證教證	.....	三三

西山の三願概説、諸行不生の問答	三四
真宗の三願概説、三願對照五個の相違	三九

### 第三章 三願三家分説

第十八願鎮西義、佛の自他受用	四五
十方衆生、糺漏の珍談	四八
三心の横豎、異説評破、三心の退不	五〇
信疑問題	五五
乃至十念の臨平、業成の一多	五九
一念義の邪義	六二
攝抑の攝屬	六四
第十八願西山義、事相釋	六五
明秀師の第十八願釋	七六
攝抑の攝屬	八六
第十八願真宗義、願名、攝屬、願體	八七
十方衆生三願の同異	一〇〇
三心字訓、約佛約生、三重出體、	
五劫の三心、永劫の三心、果成の三心、三心即一、合三爲一、三心融攝	一〇五
疑心往生を立る七理由と、その評破	一二〇
なせ御喜びが出来ぬか、俱生煩惱	一五〇

乃至十念、釋名、出體、辨相、	
誓意、となへんもの迎ふ、信因稱報の見込十二	一五七
若不生者不取正覺、生の解	一八〇
逆謗除取、抑止の攝屬、抑止の	
佛意、已信のものは惡の行爲は	
全然無となるか、實際に非ざる四由、祖承の釋に對する三學説	一八三
第十九願鎮西義、願名、願體、願由、正念と來迎	一九三
臨終の善惡と往生の關係と三派	一九五
修諸功德發菩提心、諸行往生に就き違理違教の問答	一九七
三心と現其人前	二〇一
第十九願西山義、派祖の要釋鈔	二〇二
明秀師の第十九願釋	二〇五
來迎の三重、捨本願捨大悲	二〇七
事相名目鈔三來迎	二一三
九品寺の義	二一八
定散諸善は生因の善に非ず	二一九
第十九願真宗義、願名	二二〇
立願の所由、願體	二二一
修諸功德中に彌陀念佛有無の二	
大學說に就て二十箇の問答	二二三

三 心 ..... 一三八

臨壽終時、假令 ..... 一四一

來迎論の二大學說、愚評 ..... 一四三

深諦院略傳 ..... 一五六

專精院の來迎論 ..... 一五七

兩願來迎誓約有無の理由 ..... 一六四

第二十願鎮西義、願名、願由 ..... 一六七

植 諸 德 本 ..... 一六七

不果遂者、三生果遂 ..... 一七〇

第二十願西山義、事相釋 ..... 一七〇

明秀師の第二十願釋 ..... 一七五

願々に因位選擇、諸佛能讚、  
衆生證得の三重あり ..... 一七八

第二十願一般の解 ..... 一八四

善導家ノ意ハ別ノ旨趣也 ..... 一八五

第二十願眞宗義、願名 ..... 一八六

願 體 ..... 一八八

攝 屬 ..... 一八九

植諸徳本、稱名とする理由五 ..... 一九一

果遂の諸學說 ..... 一九一

三願講說索引 終

三 願 講 說

勸 學 朝 日 保 寧

願文

願文

設シ我得レニ佛ヲ、十方ノ衆生、至心ニ信樂シテ欲レシ生ニト我國ニ、乃至十念セン、若シ不ハ生者不レ  
取ニ正覺一、唯除ニ五逆ト誹ニ謗センヲハ正法ヲ。

設シ我得レニ佛ヲ、十方ノ衆生發シ菩提心ヲ、修ニ諸ノ功德ヲ、至心ニ發願シテ欲レシ生ニト我國ニ、臨ニ壽  
終ノ時ニ假令不レ與ニ大衆ト圍繞シテ現ル其人ノ前上者不レ取ニ正覺ヲ。

設シ我得レニ佛ヲ、十方ノ衆生、聞ニ我カ名號一、係ニ念ヲ我國ニ、植ニ諸ノ徳本ヲ、至心ニ廻向シテ  
欲レシ生ニト我國ニ不レ果遂セ者不レ取ニ正覺一。

第一章 四十八願分類

四十八願分類 其一、總說

四十八願中の第十八、十九、二十の三願であるから、この三願を講述するに先ち、四十八願を分類するの必要がある、四十八願を學究的に分類したのは、支那淨影寺の慧遠法師が最初である、師は西紀五二二年燉煌に生れ壽七十にて遷化、博く三藏に通し佛敎義學の基礎を造りし第一人者、その著大乘義章の如きは、佛學者坐右缺くべからざる名著である、其他涅槃、華嚴、十地、地持、大經、觀經等の註疏多々ある、但し師は單の學僧ではない、一面その意氣の豪毅不屈なる、例の支那佛敎史上三武（北魏太武、北周武帝、李唐武宗）厄難の隨一である、北周の武帝、排佛の直詔に當面し、敢然として抗辯せる一事にても推知する事が出来る、北周の武帝、西紀五七八年、（鸞師滅後三十七年）承光二年、群臣衆僧を宮廷に集め、帝自ら廢佛を宣言す、慧遠法師面諍す、その問答の大要を左に記述す、

北周の武帝と慧遠師

帝六經儒敎禮義忠孝は、世道に益があるから存在を認むるも、眞佛は無相ぢやから、遙かに敬意を表すれば足る、堂塔伽藍經卷佛像は、民財を徒費するから、全部破壊せよ、僧尼は還俗すべし、朕が意かくの如し、衆意いかん、

この時大統已下五百の僧、王威に壓せられ、答ふるものなく、黙して涙を垂る、時に慧遠師蹶然として起ち抗諍す、

遠眞佛無相は仰せの通り、但し我等は經卷佛像を通ほしてゝなければ、眞佛を知ること  
も禮することも出来ぬ、それを今全廢するは不穩當ではないか、

帝眞佛は誰れでも自ら認識する事が出来る、別に經卷佛像を要せぬ、

遠ソナラ經卷佛像の渡來せぬ、後漢已前の支那人はナゼ眞佛を知らなんだ、

帝答なし、

遠經敎の力なくとも、道が知られるのなら、ナゼ三皇已前の人、五常等の道を知らず、

その母を知りて、その父を知らざる、禽獸同然のものであつたか、

帝語なし、

遠陛下の仰せの如く、佛像は無生命、無生命のものに奉仕するは無益ぢやと云ふのならば、國家の七廟に事るも無益と云ふか、

帝答なし、

(帝)佛經は外國の法ぢやから、この國に用はない、七廟も廢したい、  
 (遠)外國の經ぢやから廢して用ゑぬと云ふのならば、仲尼の説く所、魯國より出づ、廢し  
 て用ゑぬか、亦七廟を廢せば、祖考尊崇の美風なくなり、國家の秩序紊れ、五經無用に  
 歸せん、ソ一なると國家も治らぬ、  
 (帝)答なし、

更に二三の問答す、最後に慧遠法師聲をはりあげ絶叫して云く、

(遠)陛下今王力自在をたのみ、佛法を廢滅す、これ邪見人、阿鼻地獄、貴賤をゑらばぬ、  
 陛下何んぞ怖れざるや、

(帝)悖然色をなし大に怒り、慧遠法師を直視し、曰く朕百姓とゞもに樂まむ、地獄の諸苦  
 いとはぬと、

法師追窮ますく急、帝答なし、たゞ曰く僧等還れ、更に吏をして抗辯僧の氏名を届け  
 出でしめ、暗に威壓を試む、武帝廢佛直詔の一日は、ケ様な劇的沈痛の裡に閉された、  
 後二年周靜帝詔して釋道兩教を復し、後三年隋文帝天下に勅して廢寺を修めしめ、慧遠

法師を洛州沙門統となし、淨影寺を創建し敕して常居せしむ、(縮藏致帙、佛祖歷代通載  
 卷十一、續高僧傳卷八に據る)、如斯き意氣豪宕にして、一面には千古の義學者である  
 慧遠法師は、その著大經義疏に、四十八願を、義要三、文別七と分類す、義要三とは、  
 第十二三十七は攝法身願、第三十一三十二は攝淨土願、餘四十三願は攝衆生願で  
 ある、その文別七とは、第一攝衆生願に十一、無三惡趣、不更惡趣、悉皆金色、無有好  
 醜、宿命智通、天眼智通、天耳智通、他心智通、神足智通、漏盡智通、必至滅度である、  
 第二攝法身願に二、光明無量、壽命無量である、第三攝衆生願に三、聲聞無數、修短自  
 在、無不善名である、第四攝法身願に一、諸佛稱揚である、第五攝衆生願に十三、至心  
 信樂、修諸功德、植諸德本、具足諸相、一生補處、供養諸佛、供養如意、演說佛智、那  
 羅延身、國土難思、見道場樹、辯才說法、智辯無窮である、第六攝淨土願に二、國土清  
 淨、國土嚴飾である、第七攝衆生願に十六、觸光柔輦、得忍總持、女人往生、常修梵行、  
 人天致敬、衣服隨念、受樂無染、見諸佛土、具足諸根、住定供佛、生尊貴家、具足德本、  
 住定見佛、隨意聞法、得不退轉、得三法忍である、この義要三の説を、憬興師も、義寂

師も、智光師も、全然之を踏襲した、但し憬興師は攝法身願を求佛身願、攝淨土願を求佛土願、攝衆生願を利衆生願と名を改めた、亦支那嘉祥寺の吉藏師は、願得淨土を四十二願、願得眷屬を三願、願得法身を三願とせられた、さて四十八願の分類、西山、鎮西眞宗、各特色の立義ある事は、別項記述の如くである、中に於て鎮西西山の立義に對して、大派初代講師光遠院慧空師叢林集卷八に評して「鎮は専ら文を守り、堅く性相に依り、西は専ら義に依りて文を製す、又鎮は法相天台を帶び、西は専ら眞言事法門を加ふ」と云ふてあるは、一面の適評であらう、ケ様に西鎮今三派特殊の立義あるも、亦一面共通の點もある、その共通の點とは、餘り窮屈に願文を分類限定すべきものではない、成程願文の成語より云へば、慧遠法師、その他の諸師の云はるゝ様なことなれども、實質に就けば、玄義分に、四十八願一願言若我得佛十方衆生稱我名號願生我國下至三十念若不生者不取正覺今既成佛即酬因之身也とあれば、四十八願悉く求佛身願と云ふべく、禮讚に、四十八願莊嚴超諸佛刹最爲精とあれば、四十八願悉く求淨土願と云ふべく、散善義に、四十八願攝衆生受衆生と、般舟讚に、一々誓願爲衆生

慧空師の  
西鎮評の

故とあれば、四十八願悉く利衆生願と云ふべきであるとは、三家共通の義である。

四十八願分類 其二、鎮西義

四十八願分類  
義類鎮西  
聖光上人

鎮西派々祖、聖光上人、諱は辨長、號は辨阿、筑前遠賀郡香月かづきの人、應保二年五月六日誕生、唯心、常寂、觀寂、證眞等の諸師に就き、天台等の教義を究む、建久四年肉弟三明阿闍梨の寂に遭ひ、世の無常を悟り、解脱の道に心を潜む、建久八年、吉水の禪室を訪ひ、一に摩訶止觀の念佛、二に往生要集の念佛、三に善導勸化の念佛の、三種念佛の種別教意を稟け、それより師事八ヶ年、同九年選擇集を授かり、同年八月師命に依り伊豫に下り化益す、西紀一二三九、四條天皇曆仁元年示寂、世壽七十七、著述、淨土宗要六卷、名目問答三卷、徹選擇集二卷、三心要集一卷、識知淨土論一卷等あり、上人物語に云く「予幼少の時、明星寺に於て修學の時分、性鈍にして退屈の心が出た、或時檣葉を佛に供せんとしたが、樹が高く容易に登りにくひ、そこで勵精一番到頭登り得て檣葉を取ることが出來た、その時自ら思ふたのは、學問も亦之と同然だと感奮し、爾來寸陰を惜み、螢雪怠たらず、やゝ法門も知る様になりた」と、學徒の好規箴とすべきであ



る。

八

鎮西六流

聖光上人の衣鉢を傳へし、勅諭記主禪師、然阿良忠上人の門下六流となる、一、白簇流、流祖寂慧師、二、藤田流、流祖性真師、三、名越流、流祖尊觀師、已上關東、四、三條流、流祖道光師、五、一條流、流祖禮阿師、六、小幡流、流祖慈心師、已上京都、その中白簇流第七世了譽聖阿師の二藏頌義の意、四十八願を、攝法身、攝淨土、攝衆生の三に分類することは、慧遠智光師等の通りである、そうして攝衆生願中、攝凡夫攝自國の願に十七がある、無三惡趣、不更惡趣、悉皆金色、無有好醜、宿命智通、天眼智通、天耳智通、他心智通、神境智通、不起想念、住正定聚、人天長壽、離不善名、具足諸相、萬物嚴淨、衣服隨念、常受快樂である、亦攝凡夫攝他國の願に七がある、念佛往生、來迎引接、係念定生、觸光柔軟、聞名得忍、轉女成男、聞名愛敬である、亦攝聖の願中に聲聞と菩薩とが分れ、攝聲聞は、聲聞無數願である、攝菩薩中攝自國に九がある、供養諸佛、供養如意、說一切智、得金剛身、見道場樹、得辯才智、智辯無窮、見諸佛土、隨意聞法である、攝他國に亦九がある、必至補處、常修梵行、聞名具根、聞名得定、生尊

聖阿師の  
四十八願  
分類

了慧師と  
禮阿師の  
論評

貴家、聞名具德、聞名見佛、聞名不退、得三法忍である、處で聖阿師二藏頌義起筆至徳二年より八十八年前、三條流々祖了慧師、大經鈔を著す、その了慧師と、一條流々祖禮阿師と、四十八願の分類に就て見解を異にし論評す、その禮阿師の攝凡夫の願數の取かたが非常に多い、了慧師や、聖阿師の攝凡夫の願數の上に更に、供養諸佛、供養如意、見道場樹、得辯才智、智辯無窮、常修梵行、聞名具根、生尊貴家、聞名具德、隨意聞法、得不退轉、得三法忍までを攝凡夫の願とする、了慧師、聖阿師はこれ等の願を攝聖の願とする、大體聖阿師は了慧師と同致する、たゞ異なる點は、第二十八見道場樹願を、了慧師は攝凡聖とし、聖阿師は攝凡とするの相違がある、さて聖阿師は淨土宗中興の人、常陸國岩瀨城主白吉志摩守義光の子、五歳の時父は戰死す、八歳出家、廣く各宗の學は無論、神道歌道にも通す、神道に關しては麗氣記、和歌に就ては、古今集序註十卷の著がある、一生述作の傍ら、武總常野の間を行化す、糝鈔四十八卷、直牒十卷、二藏頌義三十卷、その他著述多し、千葉貞胤深く師に歸依し、その子徳千代丸を出家せしめ、師の弟子とす、之が聖聰西譽師で、三緣山増上寺を開きし人、聖阿師晚年聖聰の懇請に依

聖阿師

九

り、東京小石川に庵居す、無量山壽經寺と云ふ、のち慶長七年、徳川家康公生母お大の方、小石川大塚にて送葬、法師は傳通院殿睿譽光岳知香大禪定尼、此寺を菩提所として傳通院と稱す、聖閑師、生れ乍らにして額に彎月の奇相があつたから、三日月上人と云ふ、さて話は本へ戻りて、四十八願中、第十八願は生因願で、餘の四十七願は攝機の願である。

四十八願  
分類西山  
義

四十八願分類 其三、西山義

善慧上人

西山派々祖證空善慧上人は、加賀守源親季の長男、西紀一一七七、治承元年十一月九日誕生、十四出家、源空聖人に師事す、二十二で菩薩戒を受け、各宗の高徳を歴問して顯密の教義を學ばれた、空師選擇集を著すの際は、勘文の任に當る、正治元年六月、選擇集を關白九條兼實公の邸に空師に代りて講す、或時宇都宮彌三郎實信、空師に、聖人歸寂の後、誰人を師として教をうくべきかと問はれたれば、その時の御答に、門弟は多いが、善慧に超ゆるものはないとの仰せであつた、善導大師の四帖疏研究に畢生の心血を注がれ、居室の天井障壁に疏文を張りつけ、晝となく、夜となく、それを眺めつゝ、縦

横無礙に研究されたとの傳説がある、深草鈔卷上四三（太田準悟氏編深草叢書第四編）に云く「先師上人稽古の初は、方丈の室内の四方の壁、天井などに、此四卷の御釋をかき充て、臥しては天井を見、坐しては四方を見て、三ヶ年の間寢食を忘れて料簡し給へりさて先師の常の物語には、我所立の法門は専ら故上人（黒谷の御事也）相承の外に別の秘曲なし、但しその大旨を得て、委細の料簡を加へたる事は、我稽古の功也」とあり、亦行觀師の序分義私記卷三二八紙に 西山上人序分義の亦非は無時佛語の文を不審に想はれて考究せられた事が六七年であつたと云ふ記事があるにても想察する事が出来る、であるから上人の著書には、事相、教相、安心、戒鈔等いろ／＼がある、文句を守りて解釋せられたと云ふよりも、自家主唱の教義に立脚して、達意無礙に解釋せられたものである、上人の所説が、後年建保五年仁和寺の經藏より發見せられた般舟讚と全く符合せるより、野宮左大臣公繼が、彌天の善慧上人と稱嘆した事から、後世彌天國師と呼ぶ様になつた、亦觀經疏の解釋が、當麻曼陀羅と符節を合する如く一致したと云ふ事も、亦一の不思議である、その教相に屬する書の中、觀門要義鈔には、行門、觀門、弘願の



定散念佛  
來迎

一四

厭苦は智慧、欣淨顯行示觀は慈悲と云ふ如きである、定散念佛來迎とは、一法の始中終で、初の三心發得の位は定散、次に願行具足して離れざる位は念佛、終に來迎の佛體に歸するは來迎である、全體西山教義には特殊の術語があるから、這著に就ても西山青井勸學、石黒觀道師などの御助言をいたゞいて居る、さて話は前へ戻りて定念來の説明は教内の智慧門でありて、教外の別義は、注記卷一(西全二頁)の影像面の喩の如く、三心發得の定散の機は、南無阿彌陀佛の名號の影に依て、自己の面像を見るが來迎にして、即ち自見面像獨一顯現の體である、一例として密要卷四(西全二五七頁)參照、亦鏡、影、面の秘事として、大能化傳法の時、

影像面の

定散者爲機、亦定散之教、釋尊、

鏡、唯智也、迷也、凡夫也、

念佛者證得衆譬、周遍法界真如佛也、

影、悲智也、迷悟也、凡聖也、

來迎者即阿彌陀佛也

面、唯慈悲也、悟也、聖位也、

此三重、人々個々圓成、衆生、心法者智、鏡也、色法者境、鏡也、

釋迦者是心是佛也、周遍法界真如佛者法界身也、

來迎、者是心是佛也、此乃頂禮願王佛也、

又云、三心發得、機、三業の功を離れ、無心、位は明鏡の如し、定散、重、

又云、定散は機を作る、定散、教、迦釋如來也とは、教相に約すれば、定散とは釋迦の佛語、序分義讀踊大乘、下、釋云、教經、如鏡、今事相では、衆生釋迦、佛語を聞て、三心發得し、是心作佛する位を、定散、機と云ふ、

念佛 定散、機、無心明鏡の所に於て、來迎、覺體の影を寫す、生佛一如悲智具足、位也。

來迎 十劫俱時、正覺 立撮即行、行體也、立撮即行と、卽是其行の別、立撮即行は、唯慈悲來迎の體にて、面像の位、卽是其行は慈悲具足念佛、重、衆生領解、分、名影の位とするは一往、義である。

衆生往生、佛正覺、十劫修德所成一覺輪は、覺他の外に、更に自覺なし、覺他を以て自覺とす、是を來迎と名く、來迎とは自己往生の覺體なるが故、自見面像と云ふ、曰く自心往生の面目は、定散の圓鏡に非ずんば見る事能はず、故に如執明鏡自見面像と説いて

一五

能譬所譬  
衆譬

一六

向上向下  
横行

ある。次に能譬、所譬、衆譬とは、娑婆法界萬法を能譬とし、極樂依正を所譬とし、淨穢不三相離を衆譬とす、慈悲を智慧に極るを能譬とし、智慧を慈悲に極むるを所譬とし、亦是智、亦是慈を、衆譬とするのである、向上向下横行とは、向上は自覺の位、觀經の化前序、厭苦縁の如し、向下とは覺他の位、日觀已下の正宗、横行は念佛來迎慈悲三覺圓備の位、往生は善によらず、惡によらざるを意味す、亦向上は定散、向下は念佛、横行は來迎と云ふ如きである、次に傳説直説國中人天とは、直説に約すれば、彌陀即釋迦釋迦即阿難、阿難即滅後法師、傳説に約すれば、滅後法師即阿難、阿難即釋迦、釋迦即彌阿である、亦經繪相望すると、經は傳説、智慧、曼陀羅は直説、慈悲、國中人天は經繪一致とも云はれる、國中人天とは、衆譬の見を成したる、娑婆法界の國中人天、即極樂國中の人天と云ふ事で、玄義分に「現在彼衆、及び十方法界同生者」を、聖衆莊嚴と云ひ、法華十妙中の眷屬妙の如きである。

觀門義鈔  
の四十八  
願分類

さて善慧上人の四十八願の分類、禮讚觀門義鈔（西全卷二の四三一頁に）「四十八願を釋するに、總て三義あり、一には一一の願皆悉く不思議の莊嚴、奇妙の功德を成して、

衆生を度せんが爲めなり、法事讚に、法藏行因廣弘願、設我得佛現希奇と云ふ、これ唯ち土を莊嚴して、衆生欣求の心を勧めんと也、二には一一の願みな悉く念佛往生の願と文意を取りて釋する也、玄義分に、一一願言若我得佛十方衆生稱我名號不取正覺と釋するが如き、これ則ち無三惡趣等四十七願は、十方衆生の欣求の爲めなり、既に欣求の心發すれば、皆悉く第十八の念佛往生願に歸すべき故に、一一の願底を意得るに、唯念佛往生の願と謂はるゝ也、三には、四十八願を大に分て意得れば、光明名號の二願といふべし、謂く身相を云へば、唯光明也、體性を論すれば、是名號なり、名詮自性の故也、光明は能化の攝する相、名號は所化の攝せらるゝ貌也、然れば觀門の機を攝する說相、名號は弘願の正く益する謂れ也、此義を以て、四十八願を束て以て、光明名號攝化十方と釋し給ふ也」とある。

亦善慧上人の要釋鈔に、四十八願を觀經の三分、三の十六に分類するの説は、明秀師の四十八願鈔に「西山御義」として引用してあるから、便宜上明秀師の全文を爰に出すことにした、西山には特殊の用語があるから、煩瑣ではあるけれども、意譯的私註を蛇足

明秀師

する事にした、明秀師は播州の人、名は光雲、諱は明秀、紀州梶取總持寺の開山であるが、其他にも、法藏寺、深專寺、淨教寺、明秀寺、安樂寺、竹園社等を開基す、國師滅後二百四十一年、文明年中示寂、著書としては、選擇私鈔三、淨土名目三、愚要鈔三、四十八願鈔二、曼陀羅註記鈔十、報身報土義一卷等がある、明秀師の四十八願鈔全文は下の如し。

四十八願  
三重

四十八願鈔卷上紙一云く「四十八願大師、御釋ニ有三三重、一ニハ阿彌陀佛四十八願攝受衆生無疑無慮乘彼願力定得往生、散善、是レ四十八願ヲ皆極ニ超世願成之覺體ニ顯レ之故ニ、當ニ廢立重ニ也。

(私譯)、四十八願、善導大師の御釋に、廢止、傍正、助正の三重がある、その中廢立重で云へば、散善義に、阿彌陀佛四十八願攝受衆生無疑無慮乘彼願力定得往生とわけて、我等を救ひ給ふ正覺成就の彌陀は、超世の四十八願の成就究せるものとの意、文に超世と云ふ、諸佛に對して彌陀を超世と云ふ故、廢立重と云ふ。超世とは、要釋上(要全二八九頁)に「言フ超世ト者、諸佛ノ別願ニ無キヲ此願ニ云フ超世ト、其故ハ者諸佛ノ別願ハ

傍正重

於ニ穢土ニ立レツルカ之故ニ、不レ可レカラ有ル無ス三惡趣之願、彌陀獨取ニテ金ノ方菩提ノ方ニ構ニテ淨土故、誓フ無ス三惡趣ト、(中略)、聖道ニ立ツ十方淨土ト、從リ此ノ淨土家ト者悉ク造ル穢土ニ也三身門者隨ヒ機ニ用ユルカ三業ノ功ト也」と云ふてある。

二、四十八願、一願言、稱我名號、立義廿、是四十八願俱ニ顯ス名號之一法、名號ト者正覺往生兼テ成ス之ヲ六字ノ法體ニ故ニ、當ニ傍正重ニ也。四十八願の一、何れもく往生正覺俱時成就の名號一法を顯はすと云ふ點より、傍正重と云ふ、例せば十九願に修諸功德とあるも、諸行往生と云ふことではなくて、念佛往生の機差別を、修諸功德と云ふたもので、三心領解の上よりは、名號體内の具徳と證得し、修諸功德其物が即ち名號の功德にして、念佛往生と云ふ如きである。

助正重

三、四十八願因レ茲ニ發ス、一誓願爲ニ衆生ト、般舟、是レ四十八願ノ因極ニ衆生之得益ニ故、當ニ助正重ニ也。

一一の誓願は、全く衆生を往生せしむる爲めの佛けの大悲と知られたら、三業を策勵して、報恩の助業を修すべきである、故に之を助正重と云ふのである、固より廢助傍

欣慕生因

の三重、三三互具のものではあれども、今はその一邊づゝを擧げたもの。  
次ニ黒谷、御義ニ曰ク、四十八願ハ者、四十七、欣慕ノ願、第十八、生因之願、上、意謂、欣慕  
正因成ニ就、妙事ヲ、乘ニハ名號、弘誓ニ、即到ニ彼國ニ也、是亦有ニ三重、謂先ッ生因欣慕分  
別スルハ二重、當ニ廢立ノ重ニ也、生因者往生ノ安心也、欣慕ハ者就ニ果成ノ覺體ニ也。

欣慕生因とは、禮讚觀門義鈔卷二(西全四三二頁)に云、「四十七願ハ爲ニ十方衆生、欣求ニ  
也、欣求ノ心發レハ皆悉可レ歸ニ第十八念佛往生ノ願ニ故ニ、意ニ得ルニ一ノ願底ヲ、謂ニ唯念佛  
往生ノ願ニ也と、玄義了音鈔末(西全九一頁)に云ク、「四十七は欣慕の願、第十八は生因  
の願とは、譬へば、三惡道を恐るゝ衆生は、極樂にこそ三惡道は無からん、哀れ生れ  
はやと思んに、生因は南無阿彌陀の行と思へる、悉皆金色、無有好醜、五神通等の願  
も此の如し、この故に四十七欣慕の下ことに、生因は南無阿彌陀佛と云ふ道理亘るべ  
ければ、四十八願一一に稱我名號ノ願ぞと釋せられたれ、(中略)西山善惠房義には、  
極樂にこそ無三惡趣ノ願成就したれと聞かば、さては念佛の衆生は決定して生るべしと  
と思ふ、悉皆金色、無有好醜、五神通已下、四十八願かくの如し、これ大谷の義に智

慧同しての上の料簡なり、大谷は因願に就て料簡し、西山は果上に就て料簡すと上、  
玄義私記の説も了音鈔と同意、亦玄義他筆二乘門下には、生因欣慕を、能所詮に約す  
文に云ク「無三惡趣の土なるが故に、生せんと願すべし、乃至、得三法忍の土なるが  
故に、生せんと願すべし、かくの如く、國土の依正二報の功德を顯して、人をして欣  
慕せしめ、その生るゝ行は、此念佛の一行なりと顯す時に、四十七願、第十八の念佛  
往生を顯はす能詮となるなり」と、亦云ク「第十八は正因なり、此の正因の謂にて、  
餘の四十七願は、悉く名號得生を所詮とす、四十七願各々の謂れを能詮とし、第十九  
は正行なり、第十九ノ願より、諸行差別の機不同を顯す、第十八願を成する上には、諸  
善の得生を顯すなり」とある、さて之を廢立重と云ふは、欣慕は生因の爲めと云ふ故  
に、廢立重と云ふのである。

四十八願  
と觀經

次ニ西山、御義ニ曰ク、四十八願ハ者三、十六也、初、十六、序分、位觀經ノ意也、中、十六、正宗、  
位觀經ノ意也、後、十六、流通、位觀經ノ意也、要釋抄、上十六是レ亦如レ次當ニ廢立等ノ三重ニ也、一一、  
願名可レ合ニ此等ノ心地ニ耳。

四十八願  
三の十六

善惠上人の四十八願要釋抄の義を出だす、これ西山一流獨特の立義で、因位の四十八願を果上觀經の意に會合して、觀經衆譬の定散即四十八願の成就とするのである、則ち未説の定散が四十八願で、已説の四十八願は觀經の定散であるとの義勢より、四十八願を三分して、三十六とし、之を觀經の序正流通の三分に配當す、之を例の三重義門で扱へば、序分は廢立重なり、四十八願中第十八を念佛往生と取り、通所求を廢して別所求を立するが故に、正宗は傍正重なり、一願言稱我名號の意にて、佛體佛語の定散なるが故に、定散は自力修功の定散に非ず、定善十三觀依正種種の功德あれど要するに念佛に約まる、散善九品は衆生の上中下の種別であるから、觀經一經は念佛往生と云ふことを顯はすのであるから、傍正重と云ふのである、亦流通は助正重に當る、正業の念佛を、持無量壽佛名と流通し、三業さながら南無阿彌陀佛と名號を實行するからである、亦秘決卷十八(西全四〇六頁)には、四十八願を三、十六、定念來に配當し、觀經の序を定散、十三觀を念佛、三輩九品を來迎とし、亦初六觀を定散、中七觀を念佛、九品を來迎とし、更に十六觀一觀々々に、定念來を談じ、終に「又世間、

四十八願  
と定念來

外典老子孔子等ノ作レテ文ヲ爲シ定散ト、内典經論ヲ爲シ念佛ト、淨土極樂一教爲ニ來迎ト、是レ則淨土宗ノ觀經之意也」とまで言及してある。

設我得佛  
不取正覺

次ニ四十八願各云「設我得佛不取正覺」、設我得佛ハ成佛也、正覺者不退也、設我レ雖レ得ニ成佛ト、若不シハ成ニ諸佛超世ノ覺他大悲ハ者、其自成佛空ヲ退轉ノ永々不可レ成ニ菩提ト也、如レ此誓「了テ一ノ本誓已ニ成就シテ來ニ凡夫亂想ノ心中ニ、顯ニ三十二相八十隨形好ト、成ニ現身念佛三昧ト、是ヲ爲ニ三身門ノ上ノ報身正覺之體ト、可知。

正覺とは菩提を退せず覺りを開くこと、設し我れ成佛すとも、諸佛に超る勝れたる他力の大悲を成就せぬ様な事があつたら、その自成佛退轉して、菩提正覺を取らずと誓はれたもの、つまり衆生往生せずば、我も正覺取らじとの機法一體の正覺、往生正覺俱時の本誓すでに成就して、佛の法界身、凡夫亂想の心中に入り満ちて、三十二相八十隨形好と顯はれ、現身念佛三昧を成就するのでありて、之が通途酬行三身門を一頭地超るたる、酬願別報身正覺の體であると云ふこと、文に諸佛超世ノ覺他大悲とは、一切諸佛に度斷知證の四弘の總願と、藥師に十二ノ大願、釋迦に五百ノ大願があるけれど

諸佛彌陀  
總別二願



も、各別本願各化衆生と云ふて、一機一縁の願であるから、總願中に屬して、諸佛は總願を主とすと云ふ、彌陀にも亦總別二願あり、その總願成の功德を、八萬四千餘の教門と開て、諸佛面の利益とし、別願成就の方を淨土教門他力往生と説く、聖道門は自覺の至極、淨土門は覺他の至極である、固より一切諸佛三覺圓滿の故に、諸佛も別願他力の功德を内證に持つと雖、覺他大悲の別願を彌陀に譲り、彌陀亦三覺圓滿なるも、自覺を諸佛に譲るを以て、彌陀超世の覺他大悲常途三身門に超異せる別願酬報の體とするのである、明秀師の愚要鈔卷下<sup>紙六</sup>には、「三世の諸佛各々四弘の誓願を起し、六度の修行を送り給ふ、是は俱に自覺修性の功德、諸佛同道の利益なり、又他力往生の願意あり、是は覺他大悲の密法なり、即ち惡逆深重の凡夫を始めとして、深悟滿地の聖人に到るまで、唯偏に佛願を以て、速疾に出離解脱せしめんとの別願なり、此の別願を成就し給ふ時、満足大悲の如來來とは云はれ給へり、然れども是が普通の佛法の大道理には遙かに替たる希奇深重大悲なる故に左右なくば成し難きこと也、然るを今の阿彌陀佛十劫正覺の昔し、一切の諸佛の別意を選択して四十八願を立て、其

上に兆載永劫の間、六度萬行を送りて、總別俱に別願に極りて、四十八願一願言稱我名號即是酬因之身と正覺を成し給ふ時、一切の諸佛の誓願おの／＼成就して、皆悉く自覺々他覺行窮滿の如來とは顯れ玉ふ也、當に知べし、彌陀如來、諸佛の別意を選集して、先づ稱我名號と正覺を成し玉ふ方よりは、諸佛に對して、彌陀一佛の超世の本願と云ふべし、又此の六字の名號が、諸佛内證の密意なる方よりは、三身門の佛教に對して、諸佛同心の超世の本願と云ふべし、然則前の義は、能成の如來に望で、諸佛は未成覺他、彌陀は已成窮滿と云て、我建超世願と廢立す、後の義は所成の覺體に望て、諸佛證讚の不可思議の功德と會通す、此二道理を取り合て以て三世諸佛依念阿彌陀佛成等正覺と説たる也、然らば阿彌陀佛を念すると云ふは、南無阿彌陀佛を念するなり、南無阿彌陀佛を念すると云ふは、衆生の往生を念する也、今彼西方の阿彌陀佛を先達として、一切の諸佛此願を成就し玉ふ、其成就とは、即諸佛同體の大悲、亂想不善の我等衆生の上へに極りて、願行具足の六字の名號と顯し玉ふ位を、諸佛如來是法界身入一切衆生心想中是故汝等心想佛時、乃至、是心作佛是心是佛と明す也、故

に知るべし、三世の諸佛彌陀に依て正覺を成すと云意は、唯三世の諸佛衆生の往生に依て正覺を成し玉ふにあり」と云はれてある。

四十八願  
分科

次四十八願ノ事、從<sub>リ</sub>第一無三惡趣ノ願、至<sub>ル</sub>第十六遠離不善名ノ願、十六ハ序分ノ位也、是<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>三、謂<sub>ク</sub>初ノ二願ハ成<sub>ニ</sub>別所求ノ土體ヲ、從<sub>ニ</sub>第三悉皆金色ノ願、至<sub>ニ</sub>第十一住正定聚ノ願、九願ハ成<sub>ニ</sub>往生人ノ果德ヲ、第十二光明無量已下ノ五願ハ成<sub>ニ</sub>自正覺ノ佛德ヲ、次<sub>ニ</sub>第七諸佛咨嗟ノ願、至<sub>ル</sub>三十二妙香合成ノ願、十六ハ正宗分ノ意也、是<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>三、謂<sub>ク</sub>初ヨリ第二十一具相願マテ五願ハ正<sub>ク</sub>成<sub>ニ</sub>覺他大悲ヲ、第二十二補處願ヨリ、第二十六得金剛身ノ願マテ五願ハ、顯<sub>ニ</sub>自土他方往還ノ成德ヲ、初<sub>一</sub>願他方菩薩來<sub>ニ</sub>自土<sub>一</sub>成<sub>レ</sub>德也、次<sub>四</sub>願自土菩薩至<sub>ニ</sub>他方<sub>一</sub>成<sub>レ</sub>德也、第二十七萬物殊特願已下六願ハ明<sub>ニ</sub>國土ノ果德、上五願顯<sub>ニ</sub>能居菩薩往還德<sub>一</sub>已下第三十三觸光柔軟願已下十六流通分也、是亦果成觀經ノ意也、四十八願雖<sub>レ</sub>云<sub>ニ</sub>生因欣慕<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>生因名號<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>流通付屬之體<sub>一</sub>故、已下願願多舉<sub>ニ</sub>名號<sub>一</sub>、是則生因ノ名號止住<sub>スル</sub>、欣慕ノ德モ隨<sub>テ</sub>止住<sub>スル</sub>故<sub>ニ</sub>、從<sub>レ</sub>是舉<sub>ニ</sub>上來ノ生因欣慕ノ止住ノ利益<sub>一</sub>也、依<sub>レ</sub>之大略懸<sub>テ</sub>他方ノ凡聖<sub>一</sub>顯<sub>ニ</sub>願意<sub>一</sub>也。

派祖要釋抄の四十八願を、觀經序正流通ノ三分に配當する立義に準據して、四十八願を

分科せるもの、今その科文だけを摘出したのである。

四十八願  
分類眞宗  
義

四十八願分類 其四、眞宗義

先哲種種に分類せられてあるけれども、今且らく善通院月珠師の大經光讚の説を全然出す事とした、四十八願を窺ふに略して五門を作る、一<sub>ニ</sub>生佛、二<sub>ニ</sub>廣略、三<sub>ニ</sub>因果、四<sub>ニ</sub>眞假、五<sub>ニ</sub>安心、一<sub>ニ</sub>生佛とは、本佛正覺ノ果德と、衆生往生ノ因果とである、その正覺門に二あり、佛德と國土の德となり、その往生門に三あり、一<sub>ニ</sub>往生ノ因、二<sub>ニ</sub>往生ノ果、三<sub>ニ</sub>聞名ノ益となり、正覺果德中の佛德に二あり、十二ノ光明無量、十三ノ壽命無量とである、國土ノ德に十一あり、一ノ無惡趣、十四ノ聲聞無數、十六ノ無不善名、二十七ノ國土難思、二十八ノ見道場樹、三十一ノ國土清淨、三十二ノ國土嚴飾、三十八ノ衣服隨念、三十九ノ受樂無染、四十ノ見諸佛土、四十六ノ隨意聞法とである、その往生因に四あり、十七ノ諸佛稱名、十八ノ至心信樂、十九ノ修諸功德、二十ノ植諸德本とである、その往生ノ果に十九あり、二ノ不更惡趣、三ノ悉皆金色、四ノ無有好醜、五ノ宿命智通、六ノ天眼智通、七ノ天耳智通、八ノ他心智通、九ノ神足智通、十ノ漏盡智通、十一ノ必至誠度、十五ノ修短自在、二十一ノ具足

諸相、二十二、還相廻向、二十三、供養諸佛、二十四、供養如意、二十五、演說佛智、二十六、那羅延身、二十九、辯才說法、三十、智辯無窮とである、その聞名、益に十二あり、三十三、觸光柔輓、三十四、得忍總持、三十五、女人往生、三十六、常修梵行、三十七、人天致敬、四十一、具足諸根、四十二、住定供佛、四十三、生尊貴家、四十四、具足德本、四十五、住定見佛、四十七、得不退轉、四十八、得三法忍とである、斯様に四十八願を正覺門往生門の二門に分判することは、正しく高祖の五願建立の指南に依りたもので、四十八願を五願に總べ、五願の法議を正覺門往生門の二門に攝めたもの、則ち二十三は正覺、果德、眞佛上卷に明す所、十一及び七十八はこれ往生、因果、則ち前四卷に明す所、五願は餘願を收め、餘願は五願を排し擴めたもの、佛身佛土は正覺、果德、信因證果は往生、因果である、そうして彼の三嚴中の伴德の如きはごこへ入れるかと云ふに、之は國土及び證果に隨屬す、これ亦高祖の眞佛眞土卷に佛德を顯し、證卷中に聖衆德を談するの指南に依りたもの、又十九二十願の如きはごうするかと云ふに、之は十七、權用、十八、楷梯と看做し、往生因中に隨屬して、別に一境、假相を見るのではない、上來生佛二門相

攝、擧一全收、一攝一切、そこで若し佛德を以てせば、四十八願悉く佛德に歸するのである、若し往生門を以てせば、四十八願亦因果に收まりて仕舞ふ、生佛不二、機法一體、若不生者不取正覺、これが彌陀佛不共の別願である、二に廣略とは、四十八願を廣とし、一願心海を略とす、論云、三種成就願心莊嚴、應知略說三入一法句故、願心莊嚴の故に廣略相入を成ず、論註下云論法三嚴の心成願心莊嚴のこと、無餘境界、衆生及器、復不得異、不得一、不則義分と分つ、不異同、清淨一法句とある、願心莊嚴、故に、當體相入す、一願心を以て諸願一正覺を成す、三嚴第一義諦妙境界相、之が不可思議の願海である、若し此義に約せば、則ち三種莊嚴普く諸願を攝する、往生の因果までが攝して佛德の中のものである、なせならば、その往生の因は佛不虛作の妙用、その往生の果は則ち聖衆莊嚴の妙相となるのである、已上は論主鸞師の法門で四十八願を扱ふたのである。この時は四十八願該し三嚴を攝め、三嚴四十八願を統ぶるのである、且らく四十八願に就て更に廣略分齊を辨せば、三嚴の中國德を誓ふものは、義廣門に當る、無三惡趣國土清淨、國土嚴飾、見諸佛土等はみな差別相に約す、又佛德を誓ふものは、義略門に

當るが故に、たゞ光壽を説て華臺相好を説かず、であるから論註に座功德及身業功德を釋するに、並に觀經を引てその相を釋し、佛八種功德中に却て光壽を省くもの、光壽これ略門の義であるからである、故に高祖は光壽二願に依りて身土不二の妙境を顯す、眞佛土卷之が證據である、その餘往生の因を誓ふ如きは、これ佛不虛作の徳と雖、これは他方攝化の徳用にして、彼土の妙相に關せぬのである、してみれば佛徳は正しく略門を主とする事が知れる、かくの如く土は廣に約し、佛は略に約す、佛土相寄りて廣略相入の義が成立す、その聖衆の徳の如きは十一願中廣略並べ誓ふてある、則ち住正定聚が廣で、必至滅度が略である、亦餘願中聖衆の徳を誓ふは、悉く此願の正定聚の中に攝入するのである、三因果とは、衆生往生の因果に約して四十八願を攝するのである、佛徳及び土は該して因果に屬す、土を全ふして佛に歸すれば因所歸となる、亦佛を全ふして土に歸すれば果の所入となる、所歸の佛、所入の土、佛土却て因果中に歸す、これは専ら往生門に約して諸願を辯するのである、論註三願的證中、初に標して云く「若非佛力四十八願徒設せんと、そうして十八、十一、二十二の三願を引證して他力の法本を顯す、高祖

の所謂往還廻向由他力とはこれである、之は、往生門に約して四十八願を扱ひ、以て他力の宗致を顯すもの、略文類中専ら往生門に約して、眞佛眞工を論せず、唯十七、十八、十一、二十二の四願を擧げて教義を辯するも實この意である、四眞假とは、要解に云く「若し佛智見に約すれば眞假一致、若し機見に約すれば則ち眞假炳然、謂く十一、十二、十三、十七、十八、二十二願の如きは唯眞實、十九、二十願の如きは唯假、諸餘眞に屬するものあり、假に屬するものあり、眞假に通ずるものあり、無三惡趣等の如きは也、若し佛邊に約せば、則ち四十八願みな眞實、第十八願に入らしめん爲に餘願を説くが故にと、助して云く、行卷云く、「凡就誓願有眞實、行信、有方便、行信等、又眞佛土卷云く、「就願海有眞有假」等、若し此義に約せば四十八願分で三科とす、一眞願、十一、十二、十三、十七、十八、二十二等是也、二假願、十九、二十、二十八等是也、三眞假通願、無三惡趣、衣服隨念是也、この眞假に亦二門あり、一眞假差別門、二權實相即門、初に眞假差別とは、願力廻向の眞因を以て、眞報佛土に入るを弘願眞實とし、十九二十の方便に由りて化土胎生往生を得るを方便假門とす、斯様に二門

分齊法義歷然たるを差別門とするのである、後相即門とは、上の如き真假相即無礙法體融妙を相即門とす、機より見たならば、真假常に分れ、法より之を照せば、權實常に融す、暫らく機品に應じて方便願を立つと雖、若し法より、之を照せば、みなこれ弘願海中の妙波瀾にして、名號の體徳でないものはない、十九二十願とて彌陀正覺の外ではない、水波相即の喻況にて知るべきである、今この門に就て上の諸門に對すれば、廣略門は相即を主とし、因果門は差別を主とし、生佛門は隨應並具す、五安心とは、諸願の要十八願に歸す、十八願その根本である、これ凡夫入報の要路、機受安心の眞髓である、高祖云、「獲<sub>スル</sub>得<sub>コトハ</sub>信樂<sub>ヲ</sub>發<sub>ス</sub>起<sub>ス</sub>自如來選擇<sub>ノ</sub>願心<sub>ヨリ</sub>」と、選擇<sub>ノ</sub>願心とは第十八願である、故に「斯<sub>ノ</sub>大願<sub>ヲ</sub>名<sub>ニ</sub>選擇本願<sub>ト</sub>」と云ふ、四十八願みなこれ選擇と雖、第十八願獨り選擇本願の稱を専らにするもの、これ衆生往生の要路であるからである、これ安心門に約し、選んで一願を取るのである。信末云、「願成就一實圓滿、眞教眞宗是也」とあるも亦此意である、終南吉水の別して一願に依り、中興師も亦十八一願に依りて機受安心を的示されてあるもみな此意である、上來の五科、第一生佛は五願に依りて立つ、第二廣略

は六八願に約す、故に註には「四十八願等清淨願心所莊嚴」等と云ひ、「四十八願修起此土」等とも云ふてある、第三因果は三願的證の意に依る、高祖の意更に十七願を開く、略書所明これである、第四真假亦三願に依る、所謂三經三願三機三往生等この義である、三經文類詳かに此義を明す、第五安心別して一願を取る、第十八願これである、各々の一門皆諸願を該ぬる、又五門中前四は教義、第五は安心に約す、教義の要正しく安心にあり、安心の立するは必ず教義に由る。

## 第二章 三願三家概説。

三願概説、其一、鎮西義。

鎮西、十八願は念佛往生願、三心具足の念佛が願體である、十九願は來迎引接願、正しく十八の念佛のものを來迎すれども、亦餘行を修するものをも來迎するのである、故に修諸功德のものに現其人前と誓ふてある、二十願は係念定生願、結縁の機を攝して永く流轉せしめず、三生に必ず果遂せしめんと願である、十八願は生因願、十九二十は攝

三願概説  
鎮西義

機願、十八十九は順次生機、二十は順後生機、十八は念佛生因、十九は念佛と諸行との來迎益、二十は結縁願で、植諸徳本とは宿善の事である、念佛は本願の行なり、勝易の二徳を具す、生因の願に乗じて往生す、諸行は非本願行なり、攝機の願にひかれて往生す、若し諸行不生と云ふならば、佛に攝機未盡の失を成すと云ふ、そうして諸行往生の理證としては、眞善妙有の故に、教證としては、觀經の世戒行の三福を三世諸佛淨業正因と説ける文、安樂集下の「萬行但能廻莫不皆往」などの文證を出す、然らば小經の少善不生の文は云何んと難問すると、あれは諸行不堪の機に對して念佛を勧めんが爲に且らく餘善を貶するのであると答へ、禮讚の千中無一を難せば、あれは不至心のものである。若し諸行堪能の機ならば、一二三五の往生を許すと會通し、般舟讚の悉是念佛往生人を會通して、多分に約して悉是と云ふと答ふるのである、因みに眞善妙有の解釋は淨土宗要集見聞(淨全第一卷一五一頁)を看られたし。

三願概説  
西山義

三願概説、其二、西山義。

西山、第十七願は諸佛咨嗟、第十八願は念佛往生、如次觀佛爲宗、念佛爲宗である、第

十九願は、第十八願の利益である聖衆來迎を誓ふたもの、之に現當兩益あり、現益は即便往生の來迎、當益は當得往生の來迎である、斯様に十九願を念佛の利益の聖衆來迎とする時は、修諸功德の語を云何が解するかと云ふに、あれは念佛を修する機類差別を説いたものと云ふ、二十願は果遂願と云ふ、この果遂の解釋は、鎮西や、眞宗とはずつと違つて、西山では這願は十七十八十九の三願の成就であり、亦四十八願、一代佛教の成就であると云ふ、詳しく事は下の三願分説の處で明秀師の四十八願鈔にて辯する、尙ほ三願解釋の參照として、智圓師の觀念法門攝生増上縁下の釋を抜鈔して出す事とする、智圓云(寫本)、攝生増上縁とは、攝は攝取なり、生は往生なり、この往生は増上縁の往生也と顯す、此縁は大經を本とす、滅罪増上縁は觀經を縁とするなり、(中略)引文三經八文中、第一十八願を引く、師云念佛往生ぞと顯す、(中略)、至心信樂、句を略するは、三心は一心を出せば三心が具足する故、願生彼國の回向心に攝す、(中略)、稱我名號は願生我國の攝屬なり、其故は三心と云へるは、稱我名字也と知らする也、所以は何ぞ、三心とは名號を領解したる心也、故に全體名號と一也、爰を以て具三心者必生彼

國とも説く也、玄義に一一願言等と云ふ、既に稱我名號願生我國と云ふ、下至十念を稱我名號に續けざる故に、願生我國の攝屬にして、下至十聲の攝屬に非ず、(中略)、乘我願力の句を加へたるは、上の願生我國の願と、下至十聲の行とが、機方より發し行する、心行の功に酬ひて往生するかと思はしきは、機功に依らず、偏へに他力の往生也と顯はす、故に願力攝得往生故名攝生増上縁と結する也、(中略)三輩を引くは十九願成就なり、十九願來迎は十八願の一向專念のものを來迎する也、故に佛皆勸專念等と釋する也、問一切衆生根性不同等は念佛諸行各々往生すと云ふ歟、答佛根性不同を顯はさんが爲めに、捨家棄欲等の諸行を説くと雖、往生の因は唯念佛一行と顯はさんが爲めに、三輩ともに一向專念等と説く也、故に今の釋意は諸行は根性不同を顯す、往生の因一行と顯はさんが爲めに三輩ともに一向專念等と説く也、故に今の釋意は諸行は根性不同を顯す、往生因業に非すと云ふ也、(中略)三輩九品開合異也、若ら爾らば大經の三輩一向念佛往生也、觀經九品豈に一向專念の往生に非ざらん也、但し修定散二行等の釋に至りて心即本業也、得生は一向專念して來迎に預りて往生する也、(中略)、十九願引意を

述て云、十八にて生因を定む、所謂乃至十念の念佛なり、生因の業決定しぬれば必ず來迎に預る、來迎に預るは他力也、他力に乗すれば已修の善即ち九品の正行となる、是即ち發菩提心修諸功德等の文是也、未修の善亦九品の正行と成るべし、殖諸徳本等は是也、此等の善念佛を離れて成せざるが故に、聞我名號係念我國殖諸徳本と云ふ也、此義を顯はさんが爲め二十願を引くなり、念佛正定業の上には諸善の行成を許す、諸行獨り往生の生因とならず、此意を顯はさんが聞我名號は即稱名也、此意を顯はさんがために三十五の聞我名字等の文を引いて、女人稱佛名號等と釋する也、(中略)、殖諸徳本の句を略するは此の殖諸徳本を以て生ずるに非ず、聞我名號の故に生るゝぞと顯はさんが爲め也、如此引釋すれば一一願言稱我名號に非すと云ふ事なし、往生の行は唯念佛の一行也、爰を以て選擇には、念佛は本願、諸行は非本願と云ふ也、仰云十九願の修諸功德は根性不同と雖、尙願面では念佛の上の根性不同とは見へず、此願にて聞我名號殖諸徳本と願する時、名號より許されたる徳本の諸善とは知らるゝ也、故に二十願の聞我名號は十八願殖諸徳本は十九願、此を取り合せて願する時、十八念佛往生の上の修諸功德と

云ふ、而るに今所引に殖諸徳本の句を略す、又名號に並ぶ方を恐れて一向に念佛往生ぞと知らする也、さてこそ十九願の修諸功德は根性不同にて、來迎は一向に念佛來迎也とは治定せらると述べてある。

諸行不生  
の問答

偕上記の如く西山家は念佛一類往生の宗義にて、諸行往生を許さずとする時は、當然起るべき難問は、安樂集卷下の萬行往生の文、玄義分の定散等回向即證無生身の文、選擇集の往生行二種一者正行二者雜行の文の如きはとうするかと云ふに、音空師の息諍解謗編に四門を以て之を答へてある、四門とは、一、隨情與奪門、傍依經師の意、諸行堪能の機に對して一往之を許す、擇集に諸行全く往生せずとのたまはざるは此故也、隨他、前ハ且、開ニ定散門ナリ、擇集秘鈔二二三云雜行一二三五往生ヲ與門也、下ニ結ニ千中無一奪之義也、實、自力、分ハ一二三五不生也、二、名義所開門云云、三、隨機皆勸門、擇集觀念法門を引て一切衆生根性不同有ニ上中下ト、三輩の諸行、九品の三福諸善、亦是機類の不同にして往生の業に非ず、得生の行體は願行具足の名號なり、四、回願得生門、玄義ニ廻ニ斯ノ一行ヲ求ニ願ス往生ト云ヒ、散善義に單行世福戒福行福等廻スレハ亦得レ生ト、これ

等必ず廻向の言、或は發願の言を加ふ、此回發願とは三心、一の廻向發願心なり、これを三心念佛不即不離と相傳すと云ふてある。

三願概説  
眞宗義

三願概説 其二、眞宗義。

信行次第  
ノ異

眞宗 十八願は純他力眞實、十九二十は自力方便願とす、魏譯の三願を對照するに、五個の相違を以てその眞假自他力を知る事が出来る、一、信行次第、異、二、信樂有無、異、三、乃至有無、異、四、若不生者有無、異、五、唯除逆謗有無、異、一、信行次第、異とは、十八願に信行の二あり、之を方便兩願の行信に對するに前後の異がある、この前後は其主なるものを先とし、從なるものを後としたもの、十九二十は法義の次第、行を以て主とし、信之に從ふのである、なせなれば自力の修入は行を以て主とし、得果の優劣は行業の淺深に由るのである、十八願は不然、三信を主として十念之に從ふ、安心起行の次第、信因一たび立て正因圓滿し當果決定す、十念は信に隨伴せる慶喜の相である、かく信行次第して横超他力眞實なる事を表す、問終南大師就行立信は行を先にするに非ずや、答彼は二行相對の化風であるから行信次第した、行信次第は教相分別である、機の



信樂有無  
ノ異

乃至有無  
ノ異

若不生者  
有無ノ異

領受到就く時は必ず信行次第である、故に禮讚には以光明名號攝化十方但便信心求念上  
 盡一形下至十聲等と云ふてある、二信樂有無異とは、疑蓋無雜の一心なる信樂に法體成  
 就の三心を全領す、唯これ涅槃正因なり、之を信疑對の法相とす、要眞二門及び聖道一  
 切の諸機、佛智を領せざるものを盡く疑惑に屬して這信獨り明信の名を得る、餘二願こ  
 の信樂の語なし、自力なる事可<sub>レ</sub>知、三乃至有無ノ異とは、乃至の語意は、一多不定、  
 有無不定の語、這語第十八願にあるは、凡夫の行を必とせざる純他力を顯はすの語であ  
 るから、餘二願反顯して可<sub>レ</sub>知行を必とすることを、四若不生者有無ノ異とは、銘文に  
 「若不生者不取正覺といふは、ちかいを信じたるもの、もし本願の實報土にむまれば、  
 佛にならしとちかひたまへる御のりなり」と、これ三信十念ありと雖、之を信の一字に  
 約めて、正覺を這一念に堵して必生を誓ひ給ふ、方便願には這語なし、論に速滿寶海と  
 ありて、正覺の全體遇の一念に行者の有となる、報土必生確實である、問化券眞門下所  
 引の如來會、二十願文に若不生者の語あるは云何、答彼は二十願當分の化土生、則ち難  
 思往生にして化土までに生ぜずば正覺を取らじとなり、今と言同意別なり、今は魏譯三

唯除逆謗  
有無ノ異

願相望の上の立義である、亦可<sub>レ</sub>如來會は假因實果を擧げしもの、果遂の究極は「不覺轉  
 入眞如門」の極果であるからである、讚にも若不生者のちかひゆへ信樂等とあれば、「若  
 不生者」の語は第十八願の美目である、第二十願假の當分に許したくない、五唯除逆謗  
 有無ノ異とは、唯除は抑止である、觀經に五逆を攝するか故に、全體攝抑は一雙の法、若  
 し之を實除とせば、上に誓ふ所の信、則ち善もほしからず、惡も恐れなしの信忽ち立脚  
 地を失ふ、なせなれば逆謗實除せば、惡を恐るゝ事になるからである、であるから未造  
 抑止を以て、已造攝取を影顯するのである、鸞師は唯除五逆誹謗正法故我頂禮願往生と  
 禮し給ひ、高祖はこの二ツの罪の重きことを知らしめ、十方一切の衆生みなもれず往生  
 すべしと知らせんとの給ふもこの所由である、抑止を以て第十八眞實願は萬機を攝盡し、  
 而も極惡正機を顯はすが故に、十八眞實、十九二十は方便願である、さて上記の眞假三  
 願をば、三機三往生三藏に配當す、三機とは三願如<sub>レ</sub>次正定聚邪定聚不定聚に配當す、正  
 定聚とは三義あり、一因果相望して分別せば、如來所建の因を正とし、此<sub>レ</sub>正因に由りて來  
 果決定するを定とす、二行信相望して分別せば、正とは第十七願の名號、定とは第十八

正定聚三  
義

三機

## 邪定聚二義

## 不定聚二義

願の信心に名く、三自類相望して分別せば、十九偏邪の行に簡ぶが故に正と云ひ、二十自力念佛に簡ぶが故に定と云ふ、聚とは部類の義、二邪定聚とは二義あり、一念佛に約す、萬行諸善は本願正道に非ず故に邪とす、觀經邪正觀、終南の邪雜人等準例して可知、彌陀隨機方便臨終引導を定とす、二機教に約す、涅槃疏七初釋邪正品に圓教に對して別教を偏邪々惡と云ふ如く、今も報土正因に非ざるが故に、方便の教を偏邪と云ふ、之に對して自心を建立するが故に定と云ふ、三不定聚とは二義あり、一機教相望に約す、十八の如く正ならず、十九の如く邪ならず、邪ならず正ならざる不に決定するを不定聚と云ふ、二機の轉入に約す、時節不定、處所不定の故に不定聚と云ふ、時節不定とは、轉入果遂の時節二生三生等長短不定の故に、處所不定とは疑障の除く處此土彼土不定の故に不定と云ふのである、上記の三定聚解は、骨子を明教院の三定聚說に採り第三不定聚の字句を私に少しく改めしまである、次に三往生は法事讚に所謂難思議、雙樹、難思の三往生で、如次十八十九二十の三願に配當する、無論事讚の文の當面は、直に眞假の果を明せる文の様にも見へざれども、前後の微意より伺ふに、三經三宗三願

## 三往生

## 三藏

## 福智藏

三往生恰配の微意存するのである、詳しくは甄解其他諸書に譲る、次に三藏とは福智藏福德藏功德藏の三藏にて、如次十八十九二十願に配當す、福智藏とは、行卷に「圓滿福智藏」と云ふ、圓滿とは佛の隨自意、佛の所懷缺くることなき法藏なるが故に圓滿と云ふこれ名號の儘を以て攝化し給ふものである、開顯方便藏とは隨他意機を追ふて示現するが故に開顯と云ふ、十方三世一切の三寶、唯本願一乘海中の波瀾である、福智とは行卷に述文讚を引て、「福智二嚴成就故」等との給へり、之は大經の以大莊嚴を釋するの文で、この福智とは六度の中では、前五が福で、第六が智である、今の福智二嚴は、通途の六度行と大に異なるのである、なせなれば通途の六度行は、縱令甚深の菩薩にても難毒虛假を免れぬ、今の福智の二嚴は彌陀契如眞實の福智二嚴で、永く通途と異である、古德傳に彌陀の因位を擧げて彌陀もと、中略、萬行具足すとの給ふ、即名號中の妙功德で高祖「功德とまふすは名號なり」との給ひて、功德のまゝが眞如一實である、故に功德も小功德が澤山に名號に集つまつたと云ふ様ではない、一々の功德みな眞如一實、近く云へば無盡寶海の功德にして名號中に無盡寶海の調へるを功德寶海と云ふ、無盡寶海の

功德ゆへに即眞如の妙理にして、佛の所證福智圓融無礙なるものである、藏とは探玄記三に四義、一に含攝の義、二に蘊積の義、三に出生の義、四に無盡の義とある、福德藏は小經の「少善根福德」の語に據りて立目す、福德とは修諸功德のこと、この福德藏即觀經の要門定散二善である、間散善は福德藏なること可爾も、定善は福德藏とは云ひ難かるべし、定善は智慧を以て觀するもの、されば福德と云はずして、智の中に攝むべきではないか、答、顯考記の意、今勝れたるに従へて福德藏と名づく、觀は智慧なれども智慧は少く福は多し、故に福德藏と名けた、例せば天台で地前の六度を福德と名け、地上の六度を智慧と名くる如きである、地前では眞無漏智起らず、少しの智慧があつても福德に攝むる様なるものである。

功德藏とは、樹心は稱讚不可思議功德より成語すと、顯考頂戴は、十九願の福德藏は、小經の少善根福德の文、今は多善根の義であるから、石碑の小經には多善根多功德とある、その文義に依つたもの、功德藏と云ふも十七願の不可思議功德ではない、唯是多善多功德を執する自力執善である。

### 第三章 三願 三家分説

#### 第十八願、鎮西義

願名と願體、願名は念佛往生願、願體、義山師の大經隨聞講録に、名越、白旗の説を出して云く「白旗の意は、心行を引き分けて分別する時は、行は願體、心は願體に非ず、若し心行不離の邊に約する時は、行中に備る心なるが故に、亦願體となすべし(中略)、名越の意は、十念を願體とし、三心は願體に非すとす」と、名越の意、彌陀佛萬機を攝せむが爲めに易勝の名號を選択して生因本願とす、この願を成せむが爲めに三心を加ふと雖、三心は只これ能成で願體でない、若し之を願體とせば、一願兩體の失を招く、故に禮讚後序に若我成佛十方衆生稱我名號下至十聲若不取正覺と稱名のみを出す、亦三心は十八十九二十の三願に通ずる通安心であるから、當願の體と云ふべきではない、例せば、聞我名字の十二願に通ずるが如きである、若し之をも願體とせば繁重、答を招くと云ふのである、白旗の意、三心念佛、心行俱起不離を以て第十八願とするが故に

一願兩體ではない、良曉師の淨土述聞口傳切紙に云く「譬へば玉と光との如し、玉は名號、光は三心なり、玉を離れて光なし、光を離れて玉なし、而も又玉と光と宛然として二なり、若し光なき玉は實に非ず、その如く若し三心なき念佛は本願に非ず、非本願なれば生ずべからず、故に三心は別體なくして而も行に即して起る故也」と、亦良曉師の淨土述聞鈔(淨全五五三頁)に名越の例難を會通して「三心は念佛諸行の通安心なるが故に、別して當願の體と云ふべからずとて、三心は念佛諸行に通するが故に、三願に之を説くと雖、十九願は現其人前を體とするが故に、心行俱に願體に非ず、二十願は係念果遂を體とするが故に、心行亦願體に非ず、十八願は三心具足の念佛を本願とするが故に心行ともにこれ願體なり、三心三願に通するを以て、別して一願の體となすべからずとは、この義然るべからず、次に聞名の言は十二種願にありとは、先づ所歸を擧ぐるが故に、各聞名と云ふと雖、而も願體の掌る所その體みな別なり、故に聞名を以て願體とせず、十八願に至ては心行具足を本願とするが故に、三心も亦願體となる、願意既に別なり、彼を以て此に類すべからず」と云ふてある。

設我得佛。藤田流持阿師の選擇決疑鈔第二見聞末(淨全第七卷七五一頁)に、設の言に四義を出す、一には能求の願心は決定すと雖、所求の佛果は遠く當來にあり、故に猶豫の言を置く歟、二には大論の初僧祇中心不<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>我當<sub>レ</sub>作佛<sub>レ</sub>、二僧祇中心雖<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>我必作佛<sub>レ</sub>、而<sub>レ</sub>口不<sub>レ</sub>稱<sub>レ</sub>我當作佛<sub>レ</sub>、三僧祇中自<sub>レ</sub>了<sub>レ</sub>了、知<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>作佛<sub>レ</sub>、口<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>發言<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>畏<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>我於<sub>レ</sub>來世<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>作佛<sub>レ</sub>、とあるに准するに地上に於て發願すと雖決定の言を宣べず、三には下に斯願若尅果大千應感動と云ふに准するに、能求の願心深重なりと雖、所求の成未だ證瑞を得ざるが故に設と云ふ、四に因位に在て佛果を指す、輒すからざる相を表して設と云ふと、次に得佛の佛の自他受用身何れかを論じて「有<sub>レ</sub>名<sub>レ</sub>、自他受用は内證外用なり、體不離にして内證成道を隔つべからず、今既に化他の願を發す、故に化他の身を指して得佛と云ふ也、大師は設我得佛を釋して、彼佛今現在世成佛と云ふ、現在西方の身はこれ他受用なり、有<sub>レ</sub>六<sub>レ</sub>白<sub>レ</sub>、若し願相に約せば他受用なりと雖、得佛の佛は自受用なるべし、此は内證の成道を唱へ機の益相を願するなり、法身は非因非果、自受用は酬因感果の身なり、此自受用報身の上に於て他受用を起す時、地上の所

見を他受用と名く、地前の所見を變化身と名く、故に他受用變化の二身は機の感見にして實體なし、之に依りて論藏中には他受用及變化身には實の心所なしと、然るに自證成道究竟の後、他受用の作用を起すべし、自行妙宗に暗ければ他を利するに由なしと云ふが如しと、今云<sup>藤田</sup>、兩義各一意を述べ、然るに法藏の願は、内證圓滿外用自在であるべきが故に、他受用を合して得佛と云はんには何の妨難かあらんや」と、榮見第三(續淨全名越叢書一一一頁)に、「又大經鈔<sup>了慧</sup>問答鈔上、付<sup>三</sup>設我得佛、西谷<sup>存</sup>自受用、了慧<sup>立</sup>他受用<sup>フ</sup>、問答重重也、以<sup>ニ</sup>此義<sup>ヲ</sup>述<sup>フ</sup>高勝寺<sup>、木幡</sup>、彼<sup>ノ</sup>返事<sup>ニ</sup>云<sup>ク</sup>、彼佛今現在世成佛<sup>ノ</sup>佛者、他受用<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>事、自他共許也、然<sup>レ</sup>任<sup>ニ</sup>多分世情<sup>ニ</sup>、他受用<sup>ト</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>云<sup>也</sup>、設我得佛之佛、云<sup>ニ</sup>自受用<sup>ノ</sup>之義、内内隱密之口傳<sup>ト</sup>可<sup>レ</sup>申<sup>歟</sup>」との記事もある。

十方衆生  
三十五願  
との開合

十方衆生<sup>〇〇</sup> 攝凡の願であるから、穢土に局る、衆生の言、善惡男女に通ず、ソナラ三十五願と繁重になるではないかと云ふと、其答に、白旗流良曉聖問師等は、女人障り重し、故に總より別を開くと、三條流道光師云く、これは從總別開ではない、十八願は行を攝して機を攝するに非ず、三十五願は別して機を攝して行を攝するに非ず、女人障

了慧師

重、別して一願を發し女機を攝するなりと、道光上人、字了慧、その住所に依り、望西樓、又は蓮華堂と稱す、鎌倉の人、良忠上人に宗學を承く、文永九年洛東三條に悟眞寺を創建して所承を弘通したから、三條流と云ふ、但し師承に違して心具不生等の説を立つ、流派振はず、漢和語燈錄を輯録せる功績者である、著述としては、大經鈔、選擇大綱鈔、戒疏見聞、往生拾因私記等がある、亦明惠上人の摧邪輪及莊嚴記を反駁して、新扶選擇報恩集、扶選擇正輪通義を著し、花園天皇の四十八條の勅問に對し、尊問愚答記を撰進せりと云ふ、元徳二年三月廿九日八十八歳にて示寂、勅諭廣濟和尚、同師著大經鈔は、望西鈔とて昔は持てはやしたものの、それに就て虞淵道人の大谷世説(續眞宗全書第九回)に、糺漏の珍談として「豊前の寶船といふもの、學林にて執持鈔を講したきとて、朋友をつのり講席をひらく、その辨述の中に、昔淨土宗にソノエと云ふ學者ありといひける、人人あやしがりて、講後に詰りしに、ソノエを御存なきや、望西樓といへる人なりと云しに、心付て思へば、人の聞書様のものに、了惠としたりしを、ソノエと讀みていひける也、此のこと一時の話柄になりて、若き僧共、ソノエとは何れの店より出る歌妓なるに

糺漏の珍  
談



九品寺覺明、修阿、竹谷淨願、長樂寺隆寬、西山善慧、愚禿親鸞、東山觀鏡、薩生房、全報房等の立義らしきものを髣髴せしめ、一一評破し、ユナ極端な例まで出してある、内心の愚惡を隠すは虚假である、自力である、この虚假を離れ、内心に任せて外相に愚惡を行すべきであると云ふ僻見者の實例として、善光寺で行道僧、前に立てる細脚の僧を蹴倒し、至誠心を具せむが爲めちやと暴言した事、又天王寺の二人の尼、海濱に遊ぶ、一人の尼、蚌蛤をとり石にて打破る、一人の尼諫めたら、彼の尼ソナに外面を飾るは虚假心ちや、佛の本願を疑ふものちやと放言した例まで出してある、又良忠師の決答授手印疑問鈔卷上の開卷の初めに「上人鶴林之後、年來雖遇淨土學者、其詞一字モ不似先聞、所謂昔被誘引字都宮禪門、一日聞善慧上人、三心義、一字一言モ非相傳義、予乍憚述昔聞、」云云との記事がある。

三心淺深

三心の淺深、良忠師の選擇決疑鈔第四(淨全二九四頁)に云く、「祖師云隨三心淺深有ニ九品階位、外記大夫入道五、十日逆修說法詞又往生大要鈔見三三心有ニ淺深」と、東宗見聞(淨全一九四頁)に、當流には三心有淺深と云ひ、他流九品寺には無淺深と云ふ、其義永

く別かと問ふて、其答に一品品の機當體を云は、みな已分を窮むるが故に淺深と云ふ可らず、若し上上の機を中品に臨め、中中の機を下下に臨むる時は、何んぞ淺深なからんや」とある。

三心退不、多分不退、少分退、その少分退の理由は、凡夫は退位であるから、最下の機は場合に依りては退失する事がある、其場合とは、一に別解別行退、則ち二河譬に群賊喻廻者即喻別解別行惡見人等妄說一見解一迭ニ相惑亂上ルとある場合の如きである、二に自造罪退、二河譬に自造罪退とありて、自身大罪を造りて懺悔せざれば、罪業に惑亂せられて、往生心を退失する事がある、であるから隨犯隨懺の要があるのである、傳聞く、胎蓮房、傳法院を燒くの咎で、下總國神崎太郎に召し預けらる、人教へて念佛せば前罪を滅すべしと教へければ、胎蓮房が云ふには、我は決定して大地獄に墮すべき身なり、なせと云ふに傳法院に火をかける時、煙の中に本尊を見奉れば、本尊我を睨み給ふと覺ゆ、我この時アナ悲しや、我れ大地獄に墮つと思へり、今に其念胸にあり、たとひ念佛すとも、地獄のがるべからずと嘆くが如き、其一例である、(但し榮見の第四(淨全二九

二頁に胎蓮房改悔往生の説を出す、又二河譬に貪瞋を水火に喩へたは、隨懺の貪瞋、今は造罪不悔を退縁と云ふのである、亦至誠心に貪瞋を不可なりと斥するは、虛假意の貪瞋にして、二河譬に遮せざるは、歷縁對境の貪瞋である、三に捨命退、平生の時念佛體佛して往生を願ふもの、病患臨終只啻死を怕れて、信心退失することがある、若し絶待に三心不退のものならば、法事讚に三因五念畢命爲<sub>レ</sub>期、正助四修刹那無間と勸むる必要がない、亦造疏發願の文に、「蒙<sub>レ</sub>賢者、好心視誨<sub>テ</sub>、某畢命爲<sub>レ</sub>期不<sub>レ</sub>敢<sub>テ</sub>生<sub>レ</sub>懈慢之心<sub>ト</sub>」と云ふ必要もない、蓮華谷明遍の多分不退、少分退の説、亦た空師在世の諍論に、安樂房不退、空師其他退の義を存すとの史傳もある、除信師の一枚起請但信鈔に、(淨全第九回卷上九頁)に、「三心は行者の具する心なるが故に、退の義なきに非ず、一度具すれば退かすと思ふべからず、上人も多分不退少分退と宣へり、佛國禪師の歌に、「折得ても心許すな山櫻さそふ嵐のありもこそすれ」、或は異學異見退、自造罪退、命欲終時退を教へ、又四修を以て、念佛を勵ませと待るも用心の爲めなり」と云ふてある、斯様に少分退を認許すると、三難問があるを答るねばならぬ、其一、經の具三心者必生彼國の文を會通

三心退に  
三問

して、具三心の機能を説いたものと云ふ、其二、三心既具無行不成の難を會して、心行具足の相を判せるものと云ひ、其三、此信深信猶若金剛の難を會して、信心堅固を勸めんが爲めに、金剛を引て之を譬ふるのみ、退の義なしと云ふ可らず、又譬に分喩あり、全喩あり、何そ必ずしも全喩に限らぬと會通するのである、已上は淨土宗要集卷四九散傳通記卷一<sub>五</sub>、決疑鈔四、二決疑下<sub>三</sub>、口決鈔下<sub>七</sub>、論藏集<sub>〇</sub>等に據る。

信疑問題

ンナものでは往生いか々と云ふ願慮の念が出て来る、そこで疑心往生と云ふは一問題である、眞宗の事は「疑心往生を斥す」の項で述べる、西山では正因の疑、正行の疑と云ふ事を云ふ、鎮西では聖光上人の念佛三心要集に、安心の疑、起行の疑と云ふ事が云はれてある、良忠師の傳通定記(淨全三二〇頁)には「經論多<sub>ク</sub>明<sub>ニ</sub>疑心往生、衆生ノ機類萬品<sub>ナレ</sub>、雖<sub>レ</sub>疑猶生<sub>ス</sub>、所謂此ノ人或時ハ懷<sub>テ</sub>疑<sub>ヲ</sub>、或時ハ生<sub>シ</sub>信<sub>ヲ</sub>、暫信不信<sub>シテ</sub>不<sub>ニ</sub>決定<sub>セ</sub>、彌陀ノ願力最<sub>モ</sub>強盛<sub>ナル</sub>カ故<sub>ニ</sub>、攝<sub>テ</sub>暫信ノ因<sub>ヲ</sub>以<sub>テ</sub>強緣<sub>ト</sub>致<sub>ス</sub>使<sub>テ</sub>往生<sub>ト</sub>」と云ふてある、隆長師の一枚起請但信鈔下<sub>三</sub>に云く「淨家に安心ノ疑、起行ノ疑と云ふ事を談する、安心ノ疑は三心缺くる



が故に往生をとげず、起行疑と云ふは、佛の本願をも疑はず、名號の功德をも疑はず、具縛の凡愚も名號を唱れば往生すと信じ念佛を申し乍ら、時時我身をかへりみれば、悪は息むれども、息みがたく、念佛は心の駒に鞭うてども進まず、あまりに心拙き故に、かゝる身にても往生すべきやと時時猶豫ある也、是は志の深きより起る疑也、此人は漸次に悪行もやみ、念佛の數もすゝむ故に、古人此疑をにくからぬ疑と云へり、さりながら是程も疑もなく、信心歡喜ならんはいよく好む所なり、上人の曰く悦ぶ心未だ發らずば悦び習ふべし、永觀律師歌に「古にいかなる契ありてかは彌陀につかふる身となりにけん」と、念佛三心要集八に云く、慧信の先徳あまりに往生したく思食ければ、一條にて橋辻占と申事をし給けるに、袖まくりしたる冠者男の何事も知りげにとおりけるが、口すさみて云ふてとをりけるは、十方佛土中西方以<sub>テ</sub>爲<sub>レ</sub>望<sub>ミ</sub>、九品蓮臺<sub>ノ</sub>間<sub>ニ</sub>下品<sub>ト</sub>云<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>足と云て通けるを以て、往生を一定と定め給ひけり、慧心ほどのやむことなき智者上人道心者のいかでか往生の本願をば疑はせ給ふべき、今往生する起行疑心と申すも是歟、還て是は信心なるべし、能々心得べき也と、之に關して榮見第三の一(淨全二三〇頁)に

は「問有人難して云く、安心の疑は、罪惡、凡夫は淨土に生すべからず、一念十念等の行は往生の因に非すと云ふ、此の疑は生すべからざる疑也、然るを深心具足の人、機法二種、信心決定して、常沒常流轉の凡夫、本願に乗じて一念等の行、決定して往生の因と信す、此の上尙起行の疑心を立ること、甚だ意得がたし、機を罪惡、凡夫と信する上は、設ひ惡業等を犯すとも、機に還りて疑あるべからず、法は一念十念往生、業也と信する上に、身の懈怠を疑ふべからず、然るに極樂を願ふ意進まず、行業を勵ます志も強からず、是の如く往生不定と思ふは、尙本との安心疑也、何を安心疑と起行の疑と二重に分別するや、答安心をば、經には具三心者必生彼國と云ひ、釋には若少一心即不得生と判して、三心の中に一心も少けぬれば生すべからずと見へたり、然るに經に邊地胎生の者帶<sub>レ</sub>疑<sub>ラ</sub>生すと説き、論には疑則華不<sub>レ</sub>開と云ひ、地觀釋には雖<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>往生<sub>ニ</sub>含華未出と云ふ、前の經釋に違す、故に別して起行の疑心を存する也、但し難に到りては、安心疑心は機法全く不生疑なり、起行疑は機法二種の信の上に身の懈怠を歎く疑なり、全不生疑に同じからず、往生決定と存じ乍ら心行の進まざる所を歎くばかりなり、然りと雖、本、

安心に還りて亦往生決定の志を成するなり」と云ふてある。

乃至十念

乃。至。十。念。乃至とは従多向少の語、十とは満數、大乘は十を以て満數とし、小乗は七

を以て満數とする、この十念は彌勒所問經等に説く慈等の十念ではない、十聲のことである、其證として二藏頌義卷二四<sup>二六</sup>には、成就ノ文の聞其名號 乃至一念、三輩の一向專念、東方偈の聞名欲往生、流通の其有得聞彼佛名號、易行品の念我稱名、般舟經の當念我名、平等覺經の聞我名字皆悉踊躍、寶積經の聞我名已所有善根至心廻向、莊嚴經の念吾名號等の文を引き、念聲各別の難問に至りては、選擇集の念唱は一の明判、これ上人の私でない、觀經の具足十念稱南無阿彌陀佛、其他大集經并に感師の釋を出し、更に六祖壇經の口念<sup>トナヘ</sup>心<sup>ニ</sup>不行<sup>ナリ</sup>如幻如化<sup>ナリ</sup>、口念<sup>トナヘ</sup>心<sup>ニ</sup>行<sup>スル</sup>ハ即心口相應の文、通讚の口念<sup>トナヘ</sup>心<sup>ニ</sup>不行<sup>ナリ</sup>の文、迦才淨土論の念佛<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>二<sup>ニ</sup>心念<sup>ニ</sup>口念<sup>ニ</sup>等の例證を出す、大經隨聞講錄には、讀經を念經、誦咒を念咒、龍舒の淨土文に念南無釋迦牟尼佛一百八遍の文、周克復か淨土晨鐘に淨<sup>レ</sup>口念<sup>レ</sup>咒七遍の文等を出す。

乃至十念  
の臨平

乃至十念の臨平、白旗は乃至は平生の多、十念は臨終の少と云ふ、名越は乃至十念各臨

平に通すと云ふ、持阿の決疑第二見聞末<sup>五一</sup>にこの二説を述べて云く、一説には臨終の一念十念は無論のこと、平生の十念一念にも通ずる、信樂欲生の心を以て名號を稱るもの皆悉く生せしむる願である、故に上人は一念を不定に思へば、念々みな不信の念佛なりと云ひ、又一念毎に一人往生の徳あり、何況んや多念に一往生なからんやとも云ひ、又一念一無上十念十無上とも云はれてある、但し道綽慈恩等の偏に臨終に約して十念を釋する事は、且らく下輩の文に準したもの云ふ、一説には本願の十念、成就の一念みな臨終に局ると云ふ、故に安樂集<sup>ニ</sup>云、大經<sup>ニ</sup>云、若有<sup>ニ</sup>衆生<sup>ニ</sup>縱使<sup>ニ</sup>一生造<sup>レ</sup>惡臨命終時十念相續稱<sup>ニ</sup>我名號<sup>ニ</sup>若不<sup>レ</sup>生者不<sup>レ</sup>取<sup>ニ</sup>正覺<sup>ト</sup>と、西方要決に彌陀ノ本願誓<sup>テ</sup>度<sup>ニ</sup>娑婆<sup>ニ</sup>上盡<sup>ニ</sup>現生<sup>ノ</sup>一形<sup>ニ</sup>下至<sup>ニ</sup>臨終十念<sup>ニ</sup>但能決定<sup>テ</sup>皆得<sup>ニ</sup>往生<sup>ト</sup>とあるにて知らるゝ、若し一形念佛の最初の一念十念を以て、平生に通すと云はゞ、其一十念に留らず、一形に至る、只これ上盡一形の攝なり、下至一念十念の攝と云ふべからず」等と廣辨してある。

業成の一  
多

業成の一多、一多業成説、白旗義「十八本願生因の念佛、萬機の爲めに總因を成すと雖、正しく業成の位、機に随つて前後す、上機は一念、下機は多念、或は平生成、或は臨終

成、然も本願加すべきに加す、事を他方に寄せ、(名越)機品を忘るゝ勿れ、何んぞ相傳に背き、諸機を分かつたす一念業成と云ふや、」以上は十六條疑問答見聞第一の全文なり、一念業成説、名越義、「本願名號の無上功德を本とす、心具の一念、業成の義を存す、一念成の上は、機の上下ありて品位差別す、願益を失せず、機差を忘れず、これ相傳の義、機品の差に依りて生因の用を失するは(白旗)執者の意許」と、亦云く「凡そ滅罪と業成と義門各別の故に、一念業成の義を存すと雖、必ずしも一念にみな罪業を滅盡すと云ふべからず、下品下生は臨終回心のもの、故に一念滅罪の義を存するのみ、次に逆者必ず十念を満すべきと云ふ義に付ても、一念業成の義相違せず、先師會して云く初一念、八十億劫の罪を滅して往生の業を成就す、業成の故に佛來現す、來現の故慈悲加祐、十念を満足せしめ、十個の罪障を滅し往生を得る也」と、已上は十六條疑問答見聞第一二と、十六箇條事<sup>頁二</sup>との抄出なり、三條流了惠の選擇集大綱鈔中<sup>一三</sup>に云く「平生及び臨終を論せず、一念に業成す、臨終一念既に以て業成す、平生一念何んぞ然らざらんや、黒谷云ふが如く、平生の念佛、臨終の念佛とて何の替目かあらん、平生念佛も死せば、臨終念佛

となる、臨終念佛も延ぶれば平生の念佛となるなり、但し此に就て尤も分別すべき事あり、臨終の念佛は一念に業成して便ち死するが故に定めて往生を得、平生の一念は業を即成すと雖、後惡若し續いて而も念佛せずんば、後惡前の感果の力用を抑ゆべきなり、故に二河譬の釋に云く「火焰常ニ燒レ道ヲ者即喻<sup>三</sup>瞋嫌心燒<sup>二</sup>功德之法財<sup>一</sup>と、故に上盡一形の願あり、亦隨犯隨懺の釋あり、是レ義を以ての故に、専ら行體業成の功德に約して信を一念に取り、屢善惡更互に相滅を思ふて、行を一形に勵むべし、斯乃ち往生の秘術なり、又黒谷云問曰十聲一聲必得往生の釋、又念念不捨者是名正定之業の釋、何れか我分に思ひ定むべき、答十聲一聲の釋は念佛を信するの樣なり、念念不捨者の釋は念佛を行するの樣なり、故に信を一念に生ると取り、行をば一形に勵むべしと勸むるなり」と、藤田流持阿云く「若シ依<sup>レ</sup>宗家ノ意、約<sup>シ</sup>本願生因<sup>一</sup>、萬機一念業成也、若シ依<sup>レ</sup>障盡感瑞<sup>一</sup>、隨機不定也」と、十六條疑問答見聞第一(名叢二三頁)、(同一四頁)に「然阿御門人に於て、洛陽<sup>二</sup>了惠<sup>三</sup>、西谷<sup>一</sup>、同じく一念業成の義なり、關東性心<sup>二</sup>、持阿<sup>一</sup>、良辨<sup>二</sup>、亦一念業成の義分也」とあるも、その主張には各自多少の相違はある。

經意の念

經意の念佛、往生の生因には、心具の口稱を要すとせば、當然起るべき間は、至極短命の機、病苦不稱のものなどは生因を缺くかと云ふに、西山や真宗ではソ一云ふ機も助かる事を説いたが、觀經下中品聞已往生であると云ふ、鎮西では下中品も稱名のものであると云ふ證として、散善義下輩總讚の專稱彼佛名の文、法照禪師の五會法事讚卷末の、下品中生黑業迷、因稱佛號免泥梨の文を出す、亦一枚起請但信鈔卷下<sup>九</sup>に云く「命終らんとする時、名號を唱ふるも舌も廻らず聲にも出でざれども、名號を唱ふると思ふて念佛を申すを經意の六字といふ、是れ則ち口稱の攝也、觀念には非ず、此の如きの人すら往生を遂ぐ、況んや聲に出して分明に唱ふる人をやと云ふてある。

一念義の邪義

一念義の邪義、一念業成説にせよ、一多業成説にせよ、何れにしても、一多の稱名を廢するのでない事は云ふまでもない、然るに一念義の邪義はそうでないから、鎮西にては之を痛破するのである、聖光上人の念佛名義集卷中(淨全二三頁)に「數返を申すは一念を不<sub>レ</sub>信<sub>セ</sub>也、罪を怖るゝは本願を疑ふ也、乃至、人目を耻るを虚假の念佛也と笑て、本願念佛の深さは人目をつゝむ事更に無しとて、黒衣と女と二人つれてあるき、或は尼と

法師と二人不<sub>レ</sub>憚墨染の肩の上に持<sub>レ</sub>魚尼の黒衣の袖の上にならきをつゝむ、又有<sub>ル</sub>一念學匠の云ふ様は、一念の義に有<sub>二</sub>淺深、同くは深き一念義こそ疾<sub>レ</sub>往生はすれ、所謂相續開會の一念義を頻りに盛んに用ひたる事は肥後の國也、此義を申す様は念佛には只<sub>一</sub>一念と云事いみじく貴き也、其故は念と云ふ文字は人二たりが心とよむ也、一と云ふ文字をばひとつとよむ也、されば一念と云ふは人二たりが心一つにするるとよむ也、されば男女二人寄り合ひて、我も人も二人が心よからん時に一度に只一聲南無阿彌陀佛と申すを一念義と申す也、乃至、又或人の一念は學文して一念往生の理を知るべしとて學文を頻りに勸む」とあるを妙瑞の鎮西各目問答奮迅鈔第四には、成覺房幸西、法本房行空、愚禿氏親鸞の計なりと廣辯してある、こゝに左も奇怪なるは念佛名義集に、本山善導寺の古本により追加すとて、上人配國の後成覺房の弟子善心房と云へる僧、越後の國にて専ら此の一念義を立てけるを、光明房と云へるもの心得ざる事に思ひて承元三年夏の比消息を以て上人に尋ね申しけるにつきてかゝれたる一念停止の狀に云く「云々等の誣妄の記事まである。

若不生者  
不取正覺

若不生者不取正覺

聖阿師の選擇決疑鈔直牒五の八六に「十八願に於て攝機攝行の二

ありと雖、攝行を以て面とす、故に三心具足の念佛若し生因とならずばとなり、全體若

不生者の生の字二意あり、一には機の往生を誓ふ、此時は生とは衆生の往生なるべし、

一には行の十因を誓ふ、此時は生とは十念生因なるべし、爾りと雖、願の本意正く攝行

の故、若不生者の生の字をば生因の生と可得心也」と云ふてある。

唯除五逆  
誹謗正法

唯除五逆誹謗正法

五逆と謗法と二義と見るは善導家、五逆にして正法を誹謗するを

ば除くと點するは鸞師の意、なせなれば論註に單逆をば攝取し、五逆にして亦正法を誹

謗する複逆の者は攝せずと判してあるからである、さて觀經は五逆已造の故に攝取し、

大經は逆謗未造の故に抑止すとは善導の明判である、この抑止に就て、釋迦の抑止か、

抑止か釋  
迦か彌陀

彌陀の抑止かと云ふに、鎮西に二説ある、一説は釋迦の抑止とす、散善義に如來方恐其

便造斯二過方便止言不得往生と云ふが故に、又文に還發大悲攝取往生と云ふが

故に、又唯除若し法藏の語ならば逆誓の内にあるべし、彼十五二十二の願中、除の言正

覺の内にあるが如しと、一説は彌陀の抑止とす、故に群疑論三云、阿彌陀除四十八、

弘誓願於發心初住之前、釋迦説十六觀經於妙覺成道之後、中間相去懸隔無量阿

祇耶、如何招難於不可數劫之中、雪過於下品下生之日、云ふ、義山師の大經隨聞

曾講錄に「元祖記主望西聖阿師等其義一準ならず、元祖より鎮西相傳は、彌陀の抑止と傳

へ、記主は釋迦の抑止と存じて、彌陀の抑止を一義とす、望西亦釋迦の抑止とす、阿師は彌

陀抑止の義を唱へ、釋迦抑止の義を或可の義とすと、各所屬を廣辯し、若し法藏の語な

らば、唯除の言誓内にあるべし、彼十五願二十二願の如しと云ふ難問に對し、寶積經の

第十五願には、唯除の言、誓外にあるを引壽して一概すべからすと云ひ、最後に義山師

評して云く「各據一義、釋迦の抑止は文に親く、彌陀の抑止は義に親し」と判定してある。

第十八願  
西山義

第十八願、西山義

善慧上人の要釋鈔と、明秀師の鈔とを出し、私に譯註を加ふる事にした、要釋鈔は事相

釋で、その文左の如くである、

善慧上人  
の第十八願  
願事相釋

第十八願釋云ハク、十方衆生者、一切善惡凡夫也、言十方衆生事者、有十八十九

二十之願、是則凡夫往生體故也、十八願者十三觀、十九願者九品、二十願者

得益也、無<sub>レ</sub>往生極樂<sub>ハ</sub>從<sub>レ</sub>之外<sub>ニ</sub>也、故<sub>ニ</sub>此<sub>ノ</sub>十方衆生<sub>ノ</sub>中<sub>ニ</sub>無<sub>レ</sub>有<sub>ル</sub>漏<sub>ル</sub>者<sub>、</sub>是<sub>ヲ</sub>爲<sub>ス</sub>九品<sub>ノ</sub>之機<sub>ト</sub>、觀經<sub>ノ</sub>九品<sub>ハ</sub>者、開<sub>ニ</sub>說<sub>スル</sub>十八願<sub>ト</sub>也。

第十八願の十方衆生と云ふ事は、一切善惡の凡夫のことぢや、十八十九二十の三願に、十方衆生の語あるは、凡夫往生の體であるからである、觀經一經は、三願を開説したものぢやから、十八願は十三觀としたもの、十三定善の面は、韋提能請の定善にて、廢立の面を説く、此にて一切衆生皆念佛往生と定め、九品に至て機の不同の來迎を説く、十九願は九品、復有三種衆生の修諸功德の機差別が九品である、二十願は得益とは、十八願中の十方衆生を、十九願を以て來迎せんと、不果遂者の得益成就の願である、往生極樂はこの外にない、十方衆生の中に一人も漏るゝものはない、これが九品の機である、觀經の九品は、十八願の十方衆生を開説したもので、設我得佛<sub>ト</sub>者、上品上生也、設<sub>ハ</sub>者若也、以<sub>ニ</sub>成佛<sub>ト</sub>不<sub>レ</sub>爲<sub>ル</sub>體<sub>ト</sub>、以<sub>ニ</sub>衆生往生<sub>ト</sub>爲<sub>ル</sub>體<sub>ト</sub>、故<sub>ニ</sub>今成佛<sub>ナル</sub>故<sub>ニ</sub>是<sub>レ</sub>上品上生也。

設我得佛上品上生也とは、第十八願は善の九品を開説したるものとし、第一句を上品上生に配當したるもの、而して設者若也とは、願の土臺は衆生の往生が目的で、成佛が目的でない、故に設者若也と云ふ、往生は下品下生であるから、それに對して、上品上生を成佛と云ふたもの、上六は善也、善は菩薩なり、菩薩は成佛するが故に、得佛を上品上生とする。

十方衆生<sub>ト</sub>者、若有衆生也、至心信樂欲生我國者、發三種心即便往生也、至心<sub>ト</sub>者至誠心、信樂<sub>ト</sub>者深心、欲生我國<sub>ト</sub>者廻向發願心也、欲者願也、廻向者生也、觀經<sub>ニ</sub>云<sub>ク</sub>廻向發願<sub>ト</sub>是<sub>レ</sub>來迎<sub>ニ</sub>攝<sub>ニ</sub>於念佛<sub>ト</sub>、此<sub>ノ</sub>願<sub>ニ</sub>云<sub>ク</sub>發願廻向<sub>ト</sub>、是<sub>レ</sub>念佛<sub>ニ</sub>攝<sub>ニ</sub>於念佛<sub>ト</sub>、來迎<sub>ト</sub>其故<sub>ハ</sub>者中<sub>ノ</sub>十六<sub>ノ</sub>願<sub>ハ</sub>念佛<sub>ヲ</sub>爲<sub>ル</sub>體故也。

大經の十方衆生と、觀經の若有衆生、大經の十方衆生とは、若有衆生、復有衆生の善惡二機なるも、觀經面では、若有衆生の惡の一機とし、大經の三信と、觀經の三心と會合す、文解し易し、觀經<sub>ニ</sub>云<sub>ク</sub>廻向發願<sub>ト</sub>、是<sub>レ</sub>來迎<sub>ニ</sub>攝<sub>ニ</sub>於念佛<sub>ト</sub>とは、事相上では、來迎は體也、念佛は名也、佛體に南無の衆生を攝する意である、廻向の來迎(體)に、歸命發願の念佛(名)を攝する意で、約言せば佛體に衆生を攝するのである、

又此ノ願ニ云フ發願廻向、是念佛ニ(名)攝ニ(體)とは、前に反對して知るべきである、已上事相釋である、事相釋では、南無阿彌陀佛は名號なり、名號は名なり、阿彌陀佛は體なり、來速である、若し教相釋では、如次行に願を攝し、願に行を攝すると云ふ事で、機に法を攝め、法に機を攝むる機法一體である、さて文に其故者中ノ十六ノ願ハ念佛ヲ爲レ體故也とは、例の四十八願を、三ノ十六、定念來と三分して、定念來不離なるも、今は中ノ十六なれば、念佛を主(名、名號、機法中の機、南無の願心)とし體として、名念佛に來迎の體を收むる立場なれば、中ノ十六は、念佛を體とすと云ふ。

乃至十念者、復有三種衆生之三福也。

乃至十念は、念佛行體である、既に九品正行なれば、復有三種衆生の當得往生とせられたもので、三心三福一位の説明である、又第十八願に體あらしめんとすれば、乃至十念は來迎と云ひたいのならば、乃至十念は來迎と云ふても可いのである、乃至十念の念佛の中に來迎を攝め、名に體を攝するからである。

乃至十念者、乃至指來迎也、留念佛者非乃至、從念佛一至來迎言乃至、何ヲ以テ知ルトナラハ者言二十念ト、不云念佛者、此名ニ具足シテ第十九ノ來迎ノ佛體ト、而有云二十念佛之意ト

「乃至指來迎也」の文、一本に「乃至指念佛也」とある、密要卷二(西全二一〇頁)に「上十八願ハ是レ名號ナルカ故ニ無體」とあれば、一本の如く念佛とするも亦妙であらう、乃至とは、從少向多の十念なれば、當得往生に當る、即ち平生の機にして、念佛は平生には體を見る只名である、而し名體具足の故に、名(念佛)は必ず體を顯す、であるから臨終に名體は佛體と顯はるのである、故に十九來迎の願として、十八十九を即當と配當したもの、十九願は來迎の體、十八願は名、名に體を具するから十念と云ふ、十八に十九の意あり、十念は必ず臨平一同の故に、十念佛である、行觀師が常に我等の稱する南無阿彌陀佛は、臨終來迎の體であると云はれしは、這の消息を漏されたものであらう。

今此ノ願ニ無シ左右ニ不レ云ハ十念佛ト者、作九品ニ故也、九品ニ有ニ二種、一ニ者善ノ九品、作ニ

智慧論修因一是爲名、二二者惡ノ九品以下三品一造ニテ慈悲ヲ顯ニ他力一是爲體、有ニルカ此ノ二意一故ニ、善ノ九品ヲ爲ニ此願、惡ノ九品ヲ爲ニ十九ノ願、故ニ且ク云ニテ十念一不レ明レ體、十者圓滿也、念佛ノ體圓滿シ、而シ一念十念皆往生スル也。

今は第十八願を佛教の總體と見て、十八願ニ善惡自他二力あり、善ノ九品(十八願)よりは名なり、修因感果なり、不往生なり、不遇善知識の故に、惡ノ九品(十九願)よりは、一切無有出離之縁の機にして往生である、なせなれば十念は十念佛ぢやからである、が併し亦コーも云はれるだらう、三心領解の上より平生正行増進の善を勵む、九品の機みな善とするのである、此時は下下品の機も世善の中に入るのである、亦十九願臨終にすれば、九品を下下品に攝して惡とするので、何れも何れも機は無有出離之機の惡機と信するのである、尙ほ散善義秘決集卷十九下輩の文參照せられたい。

若不生者、具此功德一日乃至七日、即得往生已下、品々、來迎是レ也、不取正覺者、是名上品上生已下品々ノ結文也、未レ成ニ正覺者、九品ノ往生皆可シ空シカル、成ニルカ正覺一故、十

方ノ衆生皆當レ得ニ往生ニ故有ニ此ノ法文、應レ知。

佛の正覺と、衆生の往生と、俱時成就、互相成就の意を切言し、成ニルカ正覺一故、十方ノ衆生皆當レ得ニ往生ニと云ふ、「法文」の法の字一本結に作る佳し、九品差別して一品一品を結文とするのである。

唯除五逆誹謗正法者、此ノ八字ヲ爲ニ下三品一、從ニ設成得佛、至ニ不取正覺、是上六品ナリ、此ノ八字者下三品也、故ニ十八願ハ全分攝ニ於九品一也。

逆謗の除攝を觀經下三品に説てあるから、唯除逆謗の願文を下三品とした、随つて其餘の設成得佛等の文を上六品としたもので、十八願を開説した九品との見地より見た事相釋にて、九品往生許すも、下三品の往生より、平生上六往生を許す事相釋である。

此ノ四十八願者、超ニ諸佛ノ別願ニ、是レ超世ノ本願也、五劫思惟ノ本願者、義理甚深功德廣大也、依レテ之ニ初ニ有ニ設我得佛、終リ在ニ不取正覺、殊勝ニ被レ譯レ之、是レ則チ如シテ見ニ兩脚ノ大ニ知ニ龍ノ猛一、見ニ海波ノ高一覺ニ底ノ深一、依ニ本願ノ義理甚深ナル、譯者モ亦文句ヲ不レ亂微妙ニ



譯之也。

文解し易し。

然ルニ今四十八願ノ中、此一願不取正覺ノ外ニ在ニクハ此八字ヲ最モ可有之也、就レキテ之不取正覺之外ニ在レク之者、依下テ善惡ノ九品ヲ欲上レ造ニ此ノ願中ニ分クルニ之意也、下輩者同レシ爲ニ惡機、以テ二罪一名ニツク下三品、但シ云フハ除クト者是レ攝スル意也、五逆ハ慈悲ナリ、禁母者殺ニ慈悲一也、謗法ハ智惠也、謗レ教也、然ルニ無量壽經ニハ除ク二罪一、觀經ニハ攝スルニ二罪一、爲ニスカ經々ノ異說一故ニ不レ及會スルニ也、今觀經ニ除キテ一ヲ攝ス一ヲ故以通スルニ二經其意ニ作レ抑止攝取之義一也、今依レ不レ作ニ二罪一也、無量壽經ニハ者云レ除、若造テハ二罪一可レ攝之、依レテ造ニ一罪一觀經ハ攝ス之、若シ有レハ不レモ造レ罪一是ラ可レ云レ除クト、又若シ造テハ謗法一可レ攝之也、云云。

下三品は逆謗の惡機である、未造のものには抑止して除くと云ふ、已造のものは大悲攝取するから二經相違でないと會通す、文に「五逆ハ慈悲ナリ、禁母者殺ニ慈悲一也、謗法ハ智惠ナリ、謗レ教也」とあるは、闍世の禁母は恩田に背くもの、提婆の謗法は福田に反く邪智に由る、自力の悲智を殺したら、弘願他力の慈悲に入るとの事相談である。

る。

致ニ此ノ會通一者、觀經ニ造リテ善惡ノ九品一、從テハ善ノ九品一者論ニ修因一故ニ、一人モ不レ可レカ得ニ往生一、不レ逢ニ善知識一、不レ聞ニ四十八願一故ニ云フ獄火來迎一ト、自力修行ト者、釋ニ苦法如レ毒一、惡法ハ如レ刀、流ニ轉ニ三有二損ニ害ス衆生一、是レ上品上生ハ修ニ學ニ大乘一上善ノ凡夫ナルヲ、釋ニ曠劫以來常沒常流轉無有出離之緣ト故、三有流轉ト與ニ常沒常流轉一同レ之、故ニ自力者不レ逢ニ善知識一、不レ聞ニ本願一故、善ノ九品ハ不レ往生一也。

上品上生を修學大乘上善ノ凡夫人と判し、九品を善人とし、自力修因の方面より云へば、一人も往生を得ず、善知識に逢はず、四十八願を聞かず、故に獄火來迎である、無有出離之縁である。

惡ノ九品者一人モ不レ可レ漏ルニ往生一、其故ハ嫌ニ念佛往生一、從テ他力ノ來迎一令ニ往生一故ニ、造ニ謗法罪一者可レ攝レ之也、善惡ノ衆生以テ無レ漏ル一人モ爲ニ惡ノ九品一也。

文解し易し、文中「嫌ニ念佛往生」の嫌の字衍字歟、亦嫌の字あらしめて解せば、修因感果の念佛は名なり、又他力の念佛も名なり、名は性空也、無體なり、口稱名號

は名たり、無體なり、念佛は名、來迎は體、名は體に歸するもの故、且く其邊にて嫌と云はれしもの歟、來迎は慈悲、念佛は智慧の配釋もある。

乃至者慈悲也、至<sup>ニ</sup>上<sup>ノ</sup>來迎<sup>ニ</sup>故也、下至者智惠也、下<sup>ノ</sup>念佛<sup>ハ</sup>究<sup>ル</sup>智惠<sup>ニ</sup>也。

上來は觀經に依り、來迎を明すに就て、定散の機の念佛に來迎が具する事を明し、今は又念佛に就て慈悲智慧を具する事を述べんとして、乃至の念佛は唯慈悲也、唯來迎也、下至の念佛は唯智慧也、名號也と示す、要するに第十八願を、善の九品と見る時は、悲智具足の智慧なり、自力なり、名に留まる念佛なりと云ふ派祖の意である、派祖諸所の典中、來迎は慈悲、念佛は智慧の配釋があるからである、念佛に進退の二がある、進の念佛は、乃至にして慈悲である、來迎である、乃至とは、安心より起行に、平生より臨終に至り、南無阿彌陀佛の名、臨終には必ず來迎の體に究極す、三心不退の念佛である、退の念佛は、下至にして、悲智具足の智慧である、定散である、下至とは、多より少に、念佛より定散に、上々より上中に下る機にして、一分の自力の機に還つて持つ念佛なれば、智慧と云ふ、三心退の念佛であ

る。平生の起行で怠り勝ちの私共の起行である、云ふまでもなく、西山の定義は三心不退である、三心退の様に誠むるは、正行増進の爲めの激勵の語ばでありて、所謂起行の疑に屬するもので、淨土往生の正因たる三心は永久不退と云ふ定義は動くものでない、今は一往機に對し、三心退を論じ、乃至の來迎(慈悲)に、下至の念佛(智慧)を以て、慈悲の至極、智慧の至極を明し、本願は悲智の極りなる事を顯はすに就て、慈悲智慧念佛來迎を談ずる所なれば、一往進退を悲智に配して談ずるもので、一得信心永不失の眞宗に所謂「このまゝうちすて候はゞ信心もうせ候べし、細々に信心の溝をさらわて、彌陀の法水を流せ」とあると、餘程趣きが近似して居る様に想はるゝ。

此願<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>水想觀之意、水<sup>ハ</sup>無<sup>レ</sup>體故<sup>ニ</sup>、名<sup>ヲ</sup>爲<sup>レ</sup>水<sup>ト</sup>也、云<sup>ニ</sup>十念<sup>ト</sup>故也、問<sup>フ</sup>云<sup>ハ</sup>、何<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>四十八願ノ願中<sup>ニ</sup>、當<sup>ニ</sup>十八願<sup>ニ</sup>顯<sup>ス</sup>此<sup>ノ</sup>九品之義<sup>哉</sup>、答<sup>ヘ</sup>云<sup>ハ</sup>、中<sup>ノ</sup>十六<sup>ハ</sup>者願<sup>ニ</sup>念佛<sup>ト</sup>也<sup>ニ</sup>、第十七<sup>ハ</sup>定散也、十八願<sup>ハ</sup>念佛<sup>ナリ</sup>、從<sup>ニ</sup>衆譬<sup>ノ</sup>定散<sup>ニ</sup>顯<sup>ス</sup>念佛<sup>ト</sup>故<sup>ニ</sup>、先<sup>ニ</sup>說<sup>キ</sup>定散<sup>ヲ</sup>、次<sup>ニ</sup>說<sup>キ</sup>念佛<sup>ヲ</sup>、就<sup>ニ</sup>念佛<sup>ニ</sup>造<sup>ル</sup>九品<sup>一</sup>故<sup>ニ</sup>、十八願<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>此義<sup>ニ</sup>而已。

文解し易し。

明秀師の四十八願鈔、第十八願釋左の如し。

十方衆生證ニスル者嗟レ佛語ヲ處ニ即願行具足シテ、往生正覺俱時ニ成スル也、謂ル至心信樂欲生我國ト者、發願心也、乃至十念ト者、即是其行也、若不生者往生也、不取正覺ト者正覺也、四十八願ニ雖ニ有ニ無量功德、所詮ハ衆生欣慕、自正覺ノ莊嚴トニ也。

文解し易し。

謂ル四十八種欣慕信心、遂ニ極リ至誠等ノ三心、三心ハ亦極ニ歸命發願ノ一心ニ、四十八種莊嚴依正ハ亦極ニ親縁等ノ三緣、三緣ハ即極ニ即是其行ニ、此願行即一種ニ具足シテ成ニ南無阿彌陀佛ノ一法ト所ヲ、爲ニ生因願體ニ矣。

四十八願成就に依りて、淨土欣慕の信心が發る、その欣慕の信心とは、要するに至誠深心回願の三心である、その三心をもう一つ約めると行者歸命發願の一心となる、亦四十八願成就の依正の莊嚴は、衆生往生の爲めであるから、親近來の三緣である、三緣とは要するに即是其行の一行に約まる、斯様に機法一體に願行具足して、南無

阿彌陀佛の一法となりた所が、我等生因の願體である。

問願文、當體ハ必ス只今極テ佛語ニ得益ストハ不見、唯選ニ擇ノ一向專念ト、願ニスル念佛往生ト故、法事讚上十六云、弘誓多門ニシテ四十八偏ニ標シテ念佛ヲ最モ爲レ親、已上、然ル何ッ咨嗟定散ト一ニ味スルヤ之ヲ乎。

問の意は、願文は諸行を選捨し、念佛往生と選取する廢立重なるべし、然るをなせ今七十八を聯絡一連に咨嗟の定散佛語を證得し、即便往生と傍正重にて解するやと問ふのである。

答豈ニ前ニ不レ云ハ乎、本ヨリ因位ノ時ハ詮ニ諸佛超世一行ヲ故ニ、廢ニ立偏標念佛一行ト、極ニ衆生證得ノ安心ニ顯ニ只今、即便往生ノ益ヲ故ニ、因位ノ四十八願ヲ、皆會ニシテ果成觀經ノ意ニ一ニ味ニスル十八十七願一也、故ニ願成就ノ文ニ云、十方恒沙諸佛如來皆共讚嘆無量壽佛威神功德、乃至、即得往生住不退轉、故ニ此ノ超世本願ノ別意、果成ノ時ハ在ニ衆生歸命ノ處ニ、極ニ樂行具足ノ名號ニ故ニ釋ニ稱我名號一也、此願行具足ノ名號ハ不レ問ニ念數ノ多少一、不レ論ニ時節ノ久近一、念々即チ往生也、聲々即チ得益也、是ヲ云ニ乃至一乃至ト者通ニ上下多少一言也、多者上盡一形也、少者下

至十念一念也、多少上下其意唯一同也、故善導總而言念佛往生、願者其意即周也、所以然者上取一形、下取一念之故也。

因位教相廢立重より云へば、難行易行、聖道淨土、自力他力、十方西方、諸行念佛、選擇廢立を談じ、偏標念佛最爲親と談じて、生因の行體を定むる第十八願と解し、亦證得安心傍正重より云へば、四十八願の果成が、即觀經の定散佛語と和會するの、第十七願の咨嗟定散の佛語を證得するが即第十八願であるとして、即便往生の益を顯はす傍正和會重より、第十七十八連説するのである。即ち十八の三心と、十七願成の覺體と一味する妙旨を顯はすものである、全體超世本願の別意、果成の時は衆正歸命の處にありて、願行具足の名號に究極するのである、なせなれば、六度萬行は、四十八願に極り、四十八願は亦第十八願に極り、第十八願は亦至心信樂欲生我國と云ふ、衆生の三心に極り、衆生の三心は又南無歸命の一心に極る、この南無歸命に居して正覺を成し給へる報身報佛願行具足の名號であるから、一心專念彌陀名號行住坐臥不問時節久近、念々不捨者は名正定之業順彼佛願故と釋し給ふ、故

に一心專念と云も、念々不捨者と云ふも、みなこれ本願成就の相たである、かくの如き願成の覺體に歸入しての上には、意に念するも、口に唱ふるも、身に振舞ふも、みな證得往生の姿であるから、三業さながら南無阿彌陀佛、念々即往生也、聲々即得益也、之を乃至と云ふ、乃至とは上下多少に通じ、上取一形下取一念から、善導大師は念佛往生と云ふとの意である。

問念無數何云十念乎、答以聲數念故、以念釋聲聲、問然者以聲爲念、方便乎、答曰諸師義爾也、故彼釋云唱散稱爲發專念上、今師御釋別段意趣故、念聲異而一、一而異、謂約能歸衆生之時、念、意業也、聲、口業也、此方念聲二也、又約所歸法體之時、意、念、願行具足、口、稱、願行具足、念聲一也、故選擇云念聲是一、何以得知、觀經下品下生云令聲不絕具足十念稱南無阿彌陀佛名故於念々中除八十億劫生死之罪、今依此文聲即是念、念即是聲其意明矣、上。

明秀師の愚要鈔中三に云く「問口に唱ふる名號と、心に證する往生とは、一とやする、二とやする、答一に似て而も二なり、二に似て而も一なり、夫れ心に證る往生

と云は、行者の證得にて發願の安心なり、口に唱ふる名號と云ふは超世の稱名にて正覺の行體なり、是則衆生稱念必得往生と信する位の願行なる故に、發願の安心と云も、願行具足の位の發願、正覺の行體と云も、願行具足の位の行體にて、唯願唯行の分に非ず、然則ち心に證する位は南無の願心に極りたる歸命發願の安心なる故に、未だ念聲は一色形に見へず、口に出して唱ふる時、名體不二の六字の行體とは顯るゝ也、如此聲に出して稱する時、正しくは心口相應す、此心口相應の處を則ち念聲是一と云、是亦願行具足の義なるべし、然るに證得の位の願行具足の南無阿彌陀佛は、安心の位なる故に傍正重の法門也、口稱の位の願行具足の南無阿彌陀佛は、起行の體なる故に助正重の證得也、但し斯様に云も猶ほ義理の路を定むる教相の分別也、今安心の色を聲にうつして稱するが正き願行具足したる他力往生の即體なり、觀經の下々品に如是至心令聲不絕具足十念稱南無阿彌陀佛と説くは則ち此の位なるべし、故に正覺と往生と一種に成したる姿を南無阿彌陀佛とは唱へ出す也、然ば此南無阿彌陀佛の六字の名號を、佛果に望むる時は正覺の體、衆生に約する時は往生

の體なり、但し如此分別するも尙是れ義理の教相なり、遂の極體は唯南無阿彌陀佛と稱する聲のみ也、此位を言語も心形も俱に滅する愚痴の往生也」とある。

次ニ常ノ義ニ云、乃至十念ト者口稱ナリ、口稱ハ三業相應スト、故ニ永觀律師ノ十因引ニ法華玄論ヲ云、口業ノ稱名ニハ具ス三業ヲ、發聲ハ口業ナリ、動レハ舌身業ナリ、經ニハ意ニ々業ナリ已、又依ニ大論等ニ得ニ臨終ノ十念ト、彼ノ論ニ云間將命終時ノ小許ノ勝心云何カ能ク勝ニルカ終身ノ業力ニ、答是レ雖ニ小時ナリ、而心力猛利ノ能成ニルカ大事ヲ如火如毒、是垂レントスル死時ノ心猛利故ニ勝ニリ百年行力ハ以下捨ニ身及諸根ニ事急ナルヲ故ニ、上、已。

文解し易し、法華玄論は嘉祥大師の著、同論卷第十の文、亦大論は卷二十四の文である。

次ニ唯除五逆等ト者、上文ハ超世大悲攝取也、此八字ハ七佛通誠ノ抑止也、但シ是ハ顯ニ攝取ノ抑止也、其故阿彌陀佛ノ大願專ラ攝下取ニ漏ニケル諸佛ノ化益ニ逆謗重罪ト、雖レ然望レハ著我造罪ノ惡執ニ、尙似レ漏ニ悲願ニ、欲レ令下メント改悔此惡執上故ニ、且ク準ニテ諸佛ノ制斷ニ誠ニ唯除ト、驚ニ此ノ誠ニ立ロニ改悔スレハ即速ニ往生ス、故ニ釋ニ云謗法闡提廻心皆往、上、已、故知今除ト者非ニ永除ト、即是レ

大悲攝取ノ方便也、何以知<sup>ル</sup>トナラハ者、觀經<sup>散善</sup>下品下生ニ會<sup>ニテ</sup>此文<sup>ヲ</sup>云如<sup>シ</sup>ハ四十八願ノ中ニ除<sup>ク</sup>カ  
 謗法ト五逆ノ者ト<sup>テ</sup>、然<sup>レ</sup>此<sup>ノ</sup>二業其障<sup>リ</sup>極<sup>テ</sup>重<sup>シ</sup>、衆生若<sup>シ</sup>造<sup>レ</sup>ハ直<sup>ニ</sup>入<sup>リ</sup>阿鼻<sup>ニ</sup>、歷劫周章<sup>ノ</sup>無<sup>レ</sup>由<sup>レ</sup>  
 可<sup>レ</sup>出<sup>ル</sup>、但<sup>シ</sup>如來恐<sup>レ</sup>其<sup>ノ</sup>造<sup>ル</sup>ト<sup>ス</sup>斯<sup>ノ</sup>二過<sup>ヲ</sup>、方便<sup>ニ</sup>止<sup>テ</sup>言<sup>フ</sup>不<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup>往生<sup>スル</sup>ト<sup>テ</sup>、亦不<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>攝<sup>ル</sup>ト<sup>ス</sup>  
 也、已、又云下品下生ノ中ニ取<sup>テ</sup>五逆<sup>ヲ</sup>除<sup>ク</sup>ハ謗法<sup>ノ</sup>者、其<sup>ノ</sup>五逆<sup>ハ</sup>已<sup>ニ</sup>作<sup>レ</sup>リ不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>捨<sup>テ</sup>、令<sup>テ</sup>流轉<sup>セ</sup>、  
 還<sup>テ</sup>發<sup>シ</sup>テ大悲<sup>ヲ</sup>攝取<sup>シ</sup>テ往生<sup>シ</sup>ム、然<sup>ル</sup>ニ謗法<sup>ノ</sup>罪<sup>ハ</sup>未<sup>レ</sup>爲<sup>ル</sup>、又止<sup>テ</sup>言<sup>フ</sup>若<sup>シ</sup>起<sup>テ</sup>謗法<sup>ヲ</sup>即<sup>チ</sup>不<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup>生<sup>ツ</sup>、此<sup>ハ</sup>  
 就<sup>テ</sup>未<sup>レ</sup>造業<sup>ニ</sup>而解<sup>ス</sup>也、若<sup>シ</sup>造<sup>ハ</sup>還<sup>テ</sup>攝取<sup>シ</sup>得<sup>ル</sup>生<sup>スル</sup>ト<sup>ス</sup>、已、明<sup>ニ</sup>可<sup>ク</sup>知<sup>ル</sup>、今<sup>ノ</sup>阿彌陀佛<sup>ハ</sup>成<sup>ニ</sup>就<sup>ス</sup>攝取<sup>ニ</sup>  
 不捨<sup>ノ</sup>之大願<sup>ヲ</sup>、而<sup>モ</sup>不<sup>レ</sup>失<sup>セ</sup>諸惡莫作<sup>ノ</sup>之通誠<sup>ヲ</sup>也、若不<sup>レ</sup>然<sup>者</sup>可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>有<sup>テ</sup>大悲<sup>ノ</sup>重願<sup>ニ</sup>、念佛<sup>ノ</sup>  
 衆生必皆可<sup>レ</sup>隨<sup>ニ</sup>邪見<sup>ニ</sup>故也、問此<sup>ノ</sup>八字置<sup>ク</sup>不取正覺<sup>ノ</sup>之外<sup>ニ</sup>有<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>意乎、答此<sup>ノ</sup>事至要也、  
 今<sup>ノ</sup>阿彌陀佛<sup>於</sup>饒王佛所現<sup>ニ</sup>之國土<sup>ニ</sup>、詮<sup>ク</sup>盡惡善妙<sup>ヲ</sup>廢<sup>ス</sup>立<sup>スル</sup>通別<sup>ヲ</sup>也、然<sup>ル</sup>ニ一切<sup>ノ</sup>諸佛<sup>ニ</sup>在<sup>ニ</sup>自  
 覺覺他<sup>ノ</sup>功德<sup>、亦在</sup>ニ無緣大悲<sup>ノ</sup>覺他<sup>、選</sup>擇<sup>、其</sup>覺他大悲<sup>ノ</sup>功德<sup>、以</sup>即立<sup>ニ</sup>四十八願<sup>ト</sup>、是<sup>レ</sup>  
 正<sup>キ</sup>通<sup>外</sup>別願也、此<sup>ノ</sup>別願<sup>ノ</sup>裏<sup>ニ</sup>ハ又所<sup>ニ</sup>選捨<sup>ト</sup>通<sup>ノ</sup>功德<sup>ニ</sup>整屬<sup>ノ</sup>持<sup>下</sup>ヘリ、今<sup>ノ</sup>第十八<sup>ハ</sup>是<sup>レ</sup>生因<sup>ノ</sup>  
 本願<sup>ナル</sup>故<sup>ニ</sup>、於<sup>テ</sup>此願<sup>ニ</sup>自覺覺他不即不離<sup>ニ</sup>顯<sup>ス</sup>大悲窮滿<sup>ト</sup>、而此<sup>ノ</sup>意<sup>ハ</sup>亘<sup>ニ</sup>自餘<sup>ノ</sup>願<sup>ニ</sup>也、是即  
 以<sup>テ</sup>覺他<sup>ノ</sup>大悲<sup>ニ</sup>成<sup>ニ</sup>自覺<sup>ノ</sup>功德利益<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>顯<sup>ス</sup>覺他<sup>ノ</sup>密意<sup>ヲ</sup>也故<sup>ニ</sup>今不取正覺<sup>ノ</sup>之外<sup>ニ</sup>置<sup>ク</sup>此<sup>ノ</sup>八字<sup>ヲ</sup>

唯除の語  
不正取覺  
の理由にあ

分<sup>ニ</sup>通別也、而<sup>モ</sup>同<sup>ク</sup>本願内證<sup>ナレ</sup>ハ通別一體<sup>ノ</sup>貌也、是亦以<sup>テ</sup>攝取大悲<sup>ヲ</sup>成<sup>ニ</sup>抑止方便<sup>ヲ</sup>、以<sup>テ</sup>抑  
 止<sup>ノ</sup>通誠<sup>ヲ</sup>成<sup>ニ</sup>攝取<sup>ノ</sup>願意<sup>ヲ</sup>、互融相即<sup>ノ</sup>法門也、可<sup>ク</sup>知<sup>ル</sup>。

散善義了音鈔下(西全三二〇頁)に云く「彌陀も罪苦しからずとは思食さず、止惡修  
 善の御志は全く諸佛に替り給はず、然れども造惡の凡夫を攝して生せしめ給ふぞと、  
 唯超世の慈悲の願の御志し也とは知れ、御志を思ひ知りなば、争か小罪までも犯す  
 べきや、五逆謗法と擧するは、重罪を擧て小罪を決する意なれば、總じて罪を造る  
 をば除かむと云ふが、抑止の顔の色にてある也、其意和尚の處々の御釋に分明也、  
 然るを世の常の人思ひ云ふは、淨土と云ひ、念佛と云は、機は何に振廻ふも苦しか  
 らず、惡凡夫の爲の願なれば、念佛だに申さば往生は疑なしといへり、此義は全く  
 然らず、聊も機の三業の惡の方を苦しからずとなすは、佛法の得をば離れて惡無礙  
 と云ふ外道の法に成るなり、争か出離すべきや、經釋の掟は彌陀も止惡修善の方は  
 諸佛と替ることなし、但し止惡修善の道に漏れて諸佛に捨てられたる衆生を攝して  
 生せしめ給ふ事は、罪苦しからず、善無用とには非ず、慈悲の極りのさりとてはの

御志より、他力の法を設て攝し給ふにこそあれ、此をこそ超世の願とは説け、全く止惡修善の無きをにくまざるには非ず、凡そ淨土の法門には此際が大事にて人多く誤る也、懈怠なる人はこれこそ他力の機よとかこちて、精進に勤るをば自力也と思ひ、精進なる人は他力を憑むといふとも、かく勵まざらんには争が生すべきと思ふ、これみな當らず、懈怠人は惡無礙、精進の人は自力、(私に云く眞宗にも這の二種の曲端誤解者がある、全く彌陀他力の願には叶はず)等とあるは、今文の註解とすべきである、亦この鈔文に通別廢立、通別一體と云ふは、通は諸佛、別は彌陀、通は一代聖道、別は弘願淨土、通は智慧、別は慈悲、通は雜行、別は正行、通は自力、別は他力等と分別廢立し、而も之を通を別に一體するので、聖淨二門を分けつゝ、之を安心起行と活取し、正雜廢立を談じつゝ、諸善と念佛傍正和會し、序正流通の三分を分ちつゝ、序正一同し、即便當得二往生を談じつゝ、而も即當一致し、その他在滅一同、見說一同、萬機一機の所談の如きは、西山一家の宗義の特色である。

問如願文、五逆謗法二種也、故註論云具二種重罪、一者五逆、二者誹謗正法、已、五逆、如常、謗法者論註云無佛、無佛法、無菩薩、無菩薩法、如此等見、若し心自解、若從他受、其心決定、皆名誹謗正法、又如薩遮尼乾子經、五逆謗法一種也、故彼經云一者破壞塔寺、焚燒經藏、及盜用三寶財物、二者謗三乘法、言非聖教、障破留難隱弊覆藏、三者於一切出家人者、有戒無戒持戒破戒打罵呵責、說過禁閉還俗驅使債調斷命、四者殺父殺母出佛身血破和合僧殺阿羅漢、五者撥無因果、長夜常行十不善業、是等異說其意如何、答衆生造罪無盡、佛經所說亦無量也、或者小乘五逆、同類五逆、大乘五逆等、又有是非謗法、無是非謗法、無三寶謗法等、是等大都非愚昧淺識之所知、

文解し易し。

然今此經意欲成抑止攝取二義別段意趣也、然故如上云、今阿彌陀佛本願、令下逆謗之重罪始、乃至輕罪及貴賤男女平等往生、超世不思議悲願也、作レハト云非下、好テ令造逆罪一本願上、立抑止云唯除、是至觀經下下品二分二罪一巨顯二

義一、謂從リハ許ニ方便已造ノ五逆一、許ニハ已造ノ謗法ヲモ、從ハ誠ニ方未造ノ謗法一、誠ニハ未造ノ五逆ヲ、爲ニ顯ニカ此ノ義ヲ此經ニハ分ニ二罪一説レ之也。

文解し易し。さて攝取抑止の二尊攝屬、派祖已來議論のあることで、派祖も二説を出してある、一は彌陀抑止の義、他筆鈔に云く「抑止とは正行の意にして往生を抑止するに非ず、業を抑止する也、故に已造業還起ニ大悲一攝レ之といふ、又本願に抑止の謂れなくんば、釋迦初て抑止すべからず、又不取正覺の誓願下に唯除五逆といふ、已造還攝の意顯然也といふてある、一は釋迦抑止説、他筆鈔に云く「唯除の言不取正覺の外にあるが故に等といひ、攝取彌陀、抑止釋迦の義を述べ、彌陀攝取門は正因平等門、釋迦抑止門は正行差別門、九品別位、華開早晚、得益遲疾等とある、深草立信鈔には若し彌陀抑止釋迦攝取といはゞ、二尊中間の衆生は本願の意義を不知の失、(是一)、眞實の本願に還て抑止方便を立て、方便の觀經に攝取せば、二教權實の理に背くべし、(是二)、故に抑攝は釋迦一代の始終と云ふべし、爾前に二乗を抑止し、法華に二乗を開會する如きが故に、(是三)、又前の抑止の如來、今は攝取

するが故に、還發ニ大悲一といふなるべし、(是四)、又本願の抑止ならば何ぞ必ずしも未造に約せんや、(是五)、又謗法も造らば又攝すべしといふ、謗法の攝取釋迦に約す、五逆の抑攝豈ニ佛對せんや、(是六)といふてある、楷定記更に一難を加へて云く「此句抑止若是本願ノ語ヲハ者、准ニ餘ノ願文ニ可レ云乃至十念即得往生唯除逆謗若不生者不取正覺」と、而も楷定記中に、今應レ云下汎論ハ一門通ニ二尊ノ意ト云ふてある、しかし楷定記者の別著、散善義疑端には明白に抑攝釋迦説を採りてある。

問此ノ二罪受者輕重如何、答大品經(大論六十二の廿七紙)云、五逆罪人墮ニ阿鼻大地獄中一受ニ一劫ノ重罪一、誹謗正法ノ人モ墮ニ阿鼻大地獄中、此劫若シ盡レハ復轉ノ至ニ他方ノ阿鼻大地獄中一、如是展轉ノ還ニ百千ノ阿鼻大地獄一、佛不レ記得出ノ時節一、以ニ誹謗正法ノ罪極重一故、上レ雖ニ如レ此等重罪一、已ニ造レハ還テ發ニ大悲一攝取ノ令ニ往生一、寧非ニ本誓ノ重願一者何ソ免ニ此ノ長苦一、委一、如下下品ノ釋一耳、佛藏經云(羅什譯)、毀謗三寶阿鼻地獄仰臥伏臥脇臥左臥右臥各九百萬億歲於熱鐵上燒燃焦爛。



念佛往生願

願名 信卷に念佛往生之願、選擇本願、本願三心之願、至心信樂之願、往相信心之願の五名を出す、勞謙院云く、「初の二名は舊名なり、後の三名は御自名なり、舊名自名相望して總辯せば、初二名中、第一の立名は吉水既に判して終南の所名とす諸師の立名に對するに、彼は即不周上下を捨るが故に、是は即ち周備せり一多を攝するが故に、彼此の得失は能く乃至を知ると知らざるとに依る、乃至を知るものは聲々念々法體獨立他力ならざることなし、是を知らざるものは平生に策修し又臨終の稱念を期する、名は彌陀にして義は諸佛なり、一多みな該して自力ならざるはなし、法體をたのむものは一形一念功の増減を絶する故に、十念に於て非十を見る、一念亦然り、多念に非す一念に非ず、唯これ不可思議不可說不可稱の念佛なり、編數に縛せらるゝものは體を遣りて相を執する故に、一多みな非せらるゝの自力なり、豈唯諸師のみならんや、吉水門下其不得意の流は一多互に執して他を非とし自を是とする、高祖悲嘆したまふ所なり、末燈鈔云、この世の念佛の義はやう／＼にかはりあふてさふらふめれはとかく申すにおよはさふらへとも、故聖人の御をしへをよく／＼うけたまはりておはしますと／＼は、い

選擇本願之願

まももどのやうにかはらせたまふことさふらはす、世かくれなきことなればきかせたまひあふて候らん、淨土宗の義みなかはりておはしましあふて候ひと／＼も聖人の御弟子にてさふらへとも、やう／＼に義をもいひかへなとして身もまどひひとをもまどはかしあふてさふらふめり、あさましきことにてさふらふなり等と、同五七云、京にもこゝろゑすしてやう／＼にまどひあふてさふらふめり等と、一多證文にも一念多念のあらそひあるまじきことはおしはからせたまふへし、淨土眞宗のならひには念佛往生とまうすなり、また／＼一念往生多念往生とまうすことなしこれにてしらせたまふへしと、他力の稱念は能く一多を非して而も縁に隨ふか故に亦一亦多なり一多唯是不可思議なり、是を念佛則南無阿彌陀佛とのたまふ、則南無阿彌陀佛なるときは一多みな得たり、別の不周を捨て、總の念佛往生を取る所以なり、顯考記云善導の釋意に依て吉水は念佛往生願と云ふ、次に選擇本願之願とは吉水の名け給ふ所、この二名は信行不二の行に就て名を立て給ふ、信卷に第十八願を信心願と取り給へは此二名は出すべからず、然るを云何ぞ信卷に此の二名を出し給ふや、解して云大信心は本と大行の中より出づ、信は常に行を離さ

す此義邊に就て念佛往生願より出たり等との給へり、詮する所正覺の御名を離れて衆生の信心起ることなければ行に就て名を立て、即ち信心を顯す、故にこの相承の二名を用ひ給ふと、此意は念佛は稱名なりと雖念佛則南無阿彌陀佛の意にして即ち正覺の御名と見て所就の行を擧る所即能就の信を顯すと云ふのこゝろ、今この意に依て解すれば念佛往生願目等は卒爾に思へば十八を信心の願と取るにはこの願目を擧れば便ならざるに似たり、よく思へば舊名と御自名と並べ擧るもの最も巧妙なり、何者念佛往生の念佛とは偏數を定めず時節を論せざるの念佛にして、所謂銘文に下至といふは十聲にあまれるもの一念二念聞名のもも往生にもらさすきはぬことをあらはししめすなりの意味にして、稱名の一多より聞信まで縮まるものにして、念佛往生と聞くときは至心信樂の誓をたのむより外更に異途なし、歎異鈔に此旨を示して親鸞におきてはたゞ念佛して彌陀にたすけられまひらすへしとよきひとのおほせをかうむりて信するほかに別の仔細なきなりと、又銘文にも乃至十念を釋するに尋常の時節をとりて臨終の稱念をまつへからすとのたまふて唯如來の至心信樂をふかくたのむへしと、乃至十念の御釋の下で仰せられて

ある、偏數時節を定めざる念佛なるゆへにさらに能稱の功を認めず唯所念の法體を仰ぐ、二十の自力念佛の如きは疑蓋覆蔽して法體を見ず、見ざるを以てのゆへに頼むべき法體なし唯能稱を募り回向願求す、故に念佛とは云へども唯疑蓋の口に働くものなり、十八は不然能稱と云へども唯法體を仰ぐのみ、義に契ふて讚するか故に能稱痕となし全是南無阿彌陀佛なり、本願の念佛は乃至が働く、乃至が働くとは即ち法體の働くことなり、法體が働く故に機は唯法體をたのむ信心のみ、この意味を知らしめんが爲に舊名御自名相次で擧げ給ふ、併せて之を看れば所謂念佛して彌陀にたすけられまひらすべしとよきひとのおほせをかふむりて信するほかに別の仔細なきなりの意なり、實に終南吉水の念佛往生の眞面目を見せ合るものなり、舊名御自名相望みて總辯する事如斯、次に別辯せば念佛往生の願目は吉水は終南の所名とすれども是は正しく名けたるには非ず、釋義然るが故に是を終南に譲りたもの、その釋義とは出て何れにありやと云に、淨信院云是は禮讚に但使信心求念上盡一形下至十聲一聲等と云ふ等の言に信一念を等す、この文に依てこの願名を立ると、堺の性海師もこの義を用ゆる、今云この但使信心等の文は一多普

く取るの明文なり、これ等の文を以て餘の文を見れば本願念佛を勧むるの所はみな一多普く取るのこゝろ故に念佛往生の願目を終南に譲る必しも一文に局るには非るなり、念佛とは法體と心念と能稱との三法相即して能所不二信行不離なり、故に念佛則是南無阿彌陀佛南無阿彌陀佛則是正念也との給ふ、其體に就けば佛選定の正業、能稱の造作に就けば報恩の作業、諸行に對して簡へば念佛往生、機受を的示すれば信心正因なり、往生とは生即無生往生即成佛にして所謂念佛成佛是真宗なり、能稱の造作に就けば恩海に望むの報恩造作、報恩なるが故に往生成佛の果に望むれば念佛則南無阿彌陀佛にして、法に約すれば名號正業、機に約すれば信心正因能稱は報恩なるのみ、云く正因法體にあるを以ての故に行者無爲にして報恩を行する、行者無爲にして報恩を行するが故に法體自然によく行者に運ぶ委は可<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>下、選擇本願とは、選擇は取捨の義、諸佛土中に諸行念佛あり、その諸行を捨て、念佛を選取する所立の念佛は、法體と心念と口稱と三法相即して能所不二信行不離の念佛なり、故に念佛を選取するとは取<sub>レ</sub>要<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>之へば南無阿彌陀佛の法體を建立するに皈する選擇が行體に皈するか故に機受は唯信因のみなり、故に一

## 選擇本願

往諸佛念佛の方法を取ると雖、取り了りて之を見れば諸佛の念佛は却て所廢に屬す、その建立する所は唯自の心中所欲の願なり、是を以て自力を選捨して他力を建立するを選擇の究竟とする、問圓覺經に云種々取捨<sub>レ</sub>皆是<sub>レ</sub>輪廻業と、法藏因中何ぞ取捨し給へるや、答實智の所照は諸法平等にして何をか捨て何をか取ん故に選擇即無選擇なり、無選擇の實智を内にして選擇の相を現する、是を以て永く妄業を離れて清淨眞實の選擇なり、是を從<sub>レ</sub>菩薩智慧清淨業一起<sub>レ</sub>莊嚴佛事依<sub>レ</sub>法性入<sub>レ</sub>清淨相と云ふ、これ取捨より入りて無取捨に契はしむ、全性修起の選擇焉んぞ思議すべけんや、本願とは根本願の謂ひなり、本に因本根本の二義あり因本の義なれば六八願に通ず、これ果末に對す、根本の義なれば第十八に限る、千枝万條一根に統るか如く四十七は枝末にして十八に統へざることなし、故に特留章には以<sub>レ</sub>念佛往生之願<sub>レ</sub>而爲<sub>レ</sub>本願中之王<sub>レ</sub>也と根本たる事を得る所以は選擇正しくこの願にあればなり、餘の願にも選擇は通すれども選擇の根本はこの願にあり是を以て今選擇本願をこの願の別目とし給ふ、亦名本願三心之願とは已下の三名は高祖の御自名なり、蓋しこれ自力念佛の失を離れ令めんが爲めなり、化卷云凡大小聖人

## 本願三心願

一切善人以「本願嘉號」爲「已善根」故不能「生信」不了「佛智」不能「了知」建「立彼因」故無「入報土」也と、吉水已に念佛行者必可具足三心之文と標して私釋に至り信疑決判してこの信を具するが眞宗念佛なりと顯す、この眞宗念佛に契はしめんが爲に信心を開く、是「又爲」令「知」信心宗本「故」是「上」の一由では信心を開示するを以て念佛に望めて立てるの義なり、若し唯この義のみなれば信心は眞宗念佛に契は令めんが爲めの道具となりて、念佛を能具とし信心を所具とする念佛往生に過ぎず、未だ信心を開示するの義を盡さず故に後の一由を立つる信心を開示するときは能具の念佛却て信心の所具となる、信卷の眞實信心必具名號と云ふこの義勢なり、念佛は信が家の相にして信樂せる法則なり、末燈鈔云慧心院の和尚は往生要集に本願の念佛を信樂するありさまをあらはせるには行住坐臥をわらばず時處諸縁をきらはずとおほせられたりと、念佛を信樂せる法則と見るか信心宗本の着法眼なり、他流のよく見る所でない、高祖吉水の骨髓を的傳する所は信疑決判にあり故に廣略二書の偈及和讃銘文等屢信疑決判を承けて信心爲本の義を詳にし給ふ、この高祖の宗義を卓見して我等をして見易がらすものは中興の的傳なり、勸章

にのたまはく祖師聖人御相傳一流の肝要はたゞこの信心ひとつにかぎれり、これをしらざるを以て他門とし、乃至、眞宗のしるしとすと、今はその信心宗本を願の本に名けて願の源と固より如「斯」と知ら令む、御自稱の三名を總辯すること如「斯」、次に別して辯せば本願とは根本の義、廣略二書及び三經往生文類等に本願の二字をたゞ十八に限りて餘願に渡たさるは根本の義なること得て知らるゝなり、頂戴録云問本願三心之願者豈非「煩重」哉、答本願猶「言」根本願「此願五劫攝取中此願爲「根本之義」、三心とは開一の三なり、佛果に到るには是非この三心なくんばあるべからず、然るに我等に於ては法爾としてなし、なきが故に法藏代で成す、成するが故に三を開て徳の周備を顯し次の願名に對して三即一なることを示す、問云念佛往生の願名は三心を十念に攝めて立つ、已下の信心の願名は此中に十念を攝めるや、又信心のみを擧るや、答堺の性海師云、高祖は乃至十念を三心中に巻き攝めて本願三心願等との給ふと、この講語に依れば三心中に十念を攝めたりと云ふべし、又同師の次下の辯に云、第十八願の體はたゞ信心なり、この深義を顯はすの高祖なるゆへ乃至十念は十七に繰り上げて諸佛讚嘆の處に於て之を明し、信

乃至十念  
大行と信  
具の二途

至心信樂  
願

後の稱名は諸佛讚嘆と徳を同する如實讚嘆なる事を示して、三心を以て十八願の生因と定め給ふ、これ五願開示の妙釋等と、この講話に依れば繰り上げたりと云ふべし、前後相違す、今解して云乃至十念に自ら二途あり、大行を司る邊と信心に必具せられて信相となる邊となり、その大行を司る邊はこれを十七に繰り上る、信心に必具せられて信相となる邊は今の信心に具する、信卷の眞實信心必具名號と云ふの相也、故に十念には信心に必具せられると繰り上るとの兩義相具はる、復名至心信樂之願とは、名言は至心と信樂との二なりと雖義は眞實信心の謂ひなり、信卷に眞實信文類と題して次に至心信樂之願と標舉し給ふ、即これ題號に應じて眞實信願と云ふの意なり銘文云たゞ如來の至心信樂をふかくたのむべしこの眞實信心をわんとときと、これ至心信樂を押へて眞實信心との給ふ、一多證文にも眞實信樂の人をば是人とまふすと、是等の聖教に依てみれば名は至心と信樂とで擧てあれども、意は眞實信心の願と云ふ意、亦可名往信心之願とは、先哲云後三名中初二名は因願の文に依る、後の一名は成就の文に依ると、この願名は十七願の往相廻向の願名に對して他力廻施の信なる事を顯す、往相廻向の南無阿彌陀佛を

往信心  
願

衆生心中に全領する機受の信なるが故に、往信心の願と名る、全名成信なる故なりとある。

十八願攝  
屬

攝屬

願文當分は攝衆生願なり、十方衆生三信十念のもの云々と機受を佛より語を立

てしものであるから攝衆生である、故に信卷に至心信樂之願正定聚之機と云ふ、けれども如斯不共の別徳を持し給ふ佛とすれば攝法身となる、之を論々註には佛不虛作住持功德と云ふ、亦眞佛土卷に由ニ選擇本願之正因ニ成就ニ眞佛土トあるより云へば攝法身攝國土願とも云ふべし、願文では不取正覺に望めば攝法身攝國土になる、問十八願を攝法身に屬するは意を得難し、佛身は十二三酬報と云ふに非ずや、答光壽の極證と云ふ事を顯はす時は十二三酬報と云ふべく、則ち利他を全ふする自利、亦衆生の爲めの佛正覺と云ふ時は、十八酬報と云ふべし、則ち自利を全ふする利他、そこで佛の光壽覺體はと問はゞ、十二三酬報と示ふべく、正覺門が居り、衆生を助くる覺體はと問はゞ、十八成就と云ふべし、往生門が居りである。

十八願體

願體

先輩に或は稱名願體と云ひ、或は信行願體と云ひ、或は名號願體と云ふ、中に

は往々吾祖の信心宗本の義旨を失ふものがある、諸註に具さに責めてあるから彼に譲る、又有人は方便の兩願に益をさして願體となすに準すれば、今も往生願體と云ふべきである、願文若不生者の句正しく不取正覺に對す、これ往生を今願の主要となすのである、故に和讃には若不生者のちかひゆへ信樂まことにときいたり等と云はれてあると云ふ、この説も充分でない、我祖は今願を大信願と指定し給ふてある、云ふ如くば六八願中どこにも三信願體の誓ひなき事になる亦佛は信心を以て勅命せり、この佛勅の能期の信心を捨て、只所期の往生を取るは其意を得ぬ、若不生者は三信十念の生因なることを顯はすの具で願體ではない、例せば末鉦鈔唯信鈔等に攝取不捨の故に信すと云ふ如き信益同時を顯す如きである、亦云ふ所の往生とは往生即成佛の難思議往即なりとせば、第十一願と棟ふ事がない事になる、今云く十八願は信心願體である、徳義に約すれば三信願體、機受に約すれば信心願體、これ五願建立の高祖の宗義當然可然である、間乃至十念何故に願體とせざるや、答乃至の言あるが故に、乃至の言は作即無作一多不定より有無不定までに及ぶの語なるが故それを願體とする。事は出来ぬ、故に念佛往生と云ふ時は、

機受は信心正因、徳を云へば名號業因、稱の造作に就けば唯報無餘と云ふべきである、問乃至十念は高祖何と見給ふや、答信の延び相なり、延びた相故願體とせず、延び相を願體とせば至極短命の機を攝する事が出来ぬ、固より念佛往生と云ふ時は、能念即所念、能念即信念の故に、信心願體と語、左右にして二而不二である。

設我得佛

設我得佛 我の字三願に涉りて使用方異りてある、十八願に我、字二あり、設我、我は

因位に就く、我國、我は果上の我にして、實報身、十九願に我、字二あり、設我、我は因位に就く、我國、我は果上の我にして、而も假當面の我なり、二十願我、字四あり、設我、我は因位に就く、聞我、我は果位に就く、我國、我は果上の我にして、而も假當面の我なり、得佛、鎮西自受用他受用異論あるも、且く良榮の淨土疑問答見聞卷六に依るに、文云内證は自受用にして周遍法界の實智を具し、外相は他受用報身の色形を顯現して、本願力を以て五乘の機を引入すと云ふてある、三願の佛何れも報身と云ふ、而して彌陀報身も諸佛報身も同等なりと云ふ、西山は彌陀佛は通報身と異りて別報なりとし、行酬因の報身と異りて願酬因の報身なりと云ふ、願は念佛衆生攝取不捨なれば、法界念佛の衆生を

體に得て正覺を成す、故に彌陀の正覺は法界に遍す、之を是法界身と云ふ、眞宗の意、十八願の得佛は別願酬報諸佛超異の眞實報身、十九二十の得佛は方便化身である、化と云へども報中の化である、眞佛土卷云就佛土有眞有假、乃至、眞假皆是酬報大悲願海と、問四十八願成就して正覺の阿彌陀となり給ふとあれば、假願酬報の化身を見ぬのではないか、答假願は眞實に送る意あるが故に報中の化と云ふ、此時は十九二十は眞實の手先となりて働く顔、故に四十八願一眞實と云ふ邊で、眞假差別の邊ではない。

十方衆生

三願の同異

十方衆生は所居に約す、此中自ら三世を重ね、衆生とは能居に約す、論註上に衆生を解するに大小乗二釋を出してある、就て看るべし、さて三願の十方衆生の寛狹同異を辯するに三門を以て分別する、一三願轉入に約す、二隨自隨他に約す、三善惡簡不に約す、已上第一は十九二十を宿善に約する義、第二第三は三願を生因願としての義である、一三願轉入に約するに、若し三世に就く時は三願の十方衆生同じく一切を盡して寛狹なし、なせなれば十方衆生悉く要眞二門を經來りて正さに弘願に達するのであるから、現在弘願直入の機と雖、之を過去に求むればみな悉く要眞二門を經由せるもの、三

三願轉入に約す

願轉入法理必然の故に、故に三願轉入の時は化土までが宿善中に入るのである、亦一世に就く時は、十八の十方衆生は寛、十九二十は狹なり、なせなれば十八願には轉入あり、直入あり、亦その直入に聖道よりするあり、世善よりするあり、逆謗よりするあり、善惡齊入の故に寛也、十九二十は然らず、入法には必ず造惡の廻心を要し、修善の因を要するが故に狹也と云ふべきである、然らば十八願の機を稀有人と云ふは云何と云ふに、アレは弘願最勝の行者久遠劫來初めて稀に獲信せるを嘆する語で、廣く人界に約し多人數中稀有と云ふことにて、十九二十に對して云ふたのではない、亦和讃に報土の信者はおほからず化土の行者はかすおほしとあるは、自力の捨て難き事を示すものにして、實は弘願のもの其數多きなり、論註量功德釋可見、文に云十方衆生往生者若已生若今生若當生雖無量無邊畢竟常如虛空廣大無際終無滿時是故言究竟如虛空廣大無邊際と、亦十九二十は廢惡修善を要するが故に其人少し、十八は善惡を簡ばざるが故に其人多し、二隨自隨他に約す、第十八願は佛隨自意眞實の法故、彌陀の勅命十方の方域を盡しその群機を盡して喚はざるはなし、故に攝機寛也、十九二十は佛隨他意方便、即

隨自隨他に約す

善惡簡不  
に約す

ち第十八願の大法に稱はざる一機の爲めに施設せる隨機の願なるが故攝機狹である、三〇善惡簡不に約すとは、第十八願は更に善惡優劣を問はず、機の善惡優劣を問はざるが故に平生業成す、嘆異鈔に所謂本願を信せんには、他の善も要にあらず、念佛にまさるべき善なきゆへに、惡をもおそるべからず、彌陀の本願をさまたぐるほどの惡なきゆへにとの給へる如くにて、罪業の都てが願力で滅するから、機相に就かば逆謗と雖、只一片の廻心を須ゆるのみ、遇法已後盡形壽亦これ二河の風情である、願文既に唯除逆謗と説て攝機の分齊を顯し、定散不堪の惡劣却て其正所被たることを知らしむ、十九二十は不然、機の善惡勝劣を簡ぶ、機の善惡勝劣を簡ぶが故に、臨終に始めて業成する、問然らば觀經顯說下三の惡機亦要門教に依りて助るは云何、答顯說の逆人は猛利に廻心する懺悔滅罪の逆人である、十八は不然懺悔滅罪を要せず、唯信するのみにて可也、故に十九二十は縱令五逆でも此五逆を懺悔滅罪する底の逆人である、問觀經顯說受法の時懺悔滅罪せば逆人に非ざるべし、答歸入刹那は懺悔滅罪逆人に非ざるも、本品に就き又罪相遺る故逆人と云はれる、觀經顯說の上は定散堪能の機である、縱令下品の人と雖、廢惡修善す

る機、懺悔滅罪する機なるが故、顯說下品の機は惡機なるも劣機とは云ふべきではない、機有二種中の散機(廢惡修善)である、若し隱彰に約せば極惡劣機と云ふ故に願力滅罪である、定散不堪である、故に惡機にして而も劣機と云ふ、問顯說逆罪懺滅とは未審し、滿十二大劫含華贖罪とあるが故に、生後滅罪にして入法利那の滅罪に非ざるべし、答十二大劫含華云云は殘殃を償ふのである、罪體は滅し居る也、故に般舟讚殘殃未盡華中含十二劫後始華開くと云ふ、問十八願と雖謗法闡提廻心皆往と云ふ、惡を簡ぶに非ずや、答彼は佛法反對故廻心せねば入法出來ぬ、十九二十は逆謗懺悔を要するが故に簡ぶと云ふ、十八は懺滅を要せざるが故不簡と云ふ、顯說の機は遇法前は善惡二機あるも、遇法後はみな善機と云はねばならぬ、問爾らば遇法後惡なきや、答若し誤りて犯す事あれば懺悔滅罪す、隨犯隨懺の人なるが故に善機と云ふ、弘願は不然念佛に隨犯隨懺の徳あるも、機には懺滅を強要せぬのである、十方衆生と諸有衆生と蜎飛蠕動、因願には十方衆生と説く、寬也九界を攝するが故に、その機は凡聖善惡に通ず、故に四十八願中聞名の利益を誓ふに、或は菩薩(四十一願より四十八願まで)或は人天(三十六願)、或は衆生(三十三

十方衆生  
と諸有衆生  
と蜎飛  
蠕動



四願、或は女人(三十五願)に約す、成就には諸有衆生と説く、狹也二十五有に局るが故に、然るにアラユルの訓を施すは十方衆生の義より點訓せるもの、因願の十方衆生は所被に約し五乘齊入を顯し、成就の諸有衆生は正所被に約し本爲凡夫を顯す、問諸有を二十五有に局ると云ふもの難<sup>レ</sup>肯、十二禮には諸有無常無我等の諸有は二十五有に非ざるべし、答かれは今と言同意別で、十二禮の諸有は諸の有爲法と云ふことなり、問望西の大經鈔に十方衆生を解して、但限<sup>三</sup>穢土<sup>二</sup>不通<sup>三</sup>淨土<sup>二</sup>攝凡<sup>レ</sup>願<sup>レ</sup>故不<sup>レ</sup>除<sup>三</sup>十惡破戒人<sup>二</sup>故、所言衆生廣通<sup>三</sup>善男女衆生<sup>二</sup>故とある當否云何、答淨信院の評語の意、前の十方諸佛の稱讚に應ずる十方衆生の語であるから、何んぞ但此界凡夫のみではない、若し唯此界のみならば十方諸佛の稱讚何の用かある、又何んぞ十方世界普流行と云ふ、此界他界凡聖齊く此願に乗じて往生すればこそ十方衆生と云ふのである、とは云へ本爲凡夫兼聖人なる事無論である、故に云く善人尙以て往生す況んや惡人おやと、亦異譯より對檢するに但人天のみに非ず亦惡趣にも通す、故に漢譯には諸天人<sup>レ</sup>民<sup>レ</sup>蠕<sup>レ</sup>動<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>類と云ひ、吳譯には諸天人<sup>レ</sup>民<sup>レ</sup>蠕<sup>レ</sup>動<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>類と云ふ、魏譯には這言なければども唯除五逆等の八字あり、されば這願は

惡人凡夫正所被とする事可知、漢吳兩譯に娟飛蠕動とあり、亦大經に若在三塗勤苦之處とあれば、タノメば助け給ふには相違なきも、八難處に落在する如き有情は受化に堪へざるが故に所被の正機とはし難いのである。

三心字訓

釋<sup>三</sup>至心信樂欲生我國<sup>二</sup>字訓釋本典三十三訓、異典二十五訓を出す、本典會訓して九句を出す、初八は正會訓後一は第八句の意を注釋したものの、この字訓釋を古來講說せるもの澤山あれども、今一二を出たことゝした、石泉師の説を善護師全然繼承して出してある、今もその儘出すことゝする、至心會訓眞實誠種之心とは佛因の心と云ふ事、眞實誠は佛のこと、故に下に涅槃經を引て眞實者卽是如來如來者卽是眞實と云ふ、種は因種の義、信樂の會訓眞實誠滿之心極成用重之心審驗宣忠之心欲願愛悅之心歡喜賀慶之心也とある、眞實誠滿とは眞實誠は如上、滿は滿人にて眞實誠と仕立たる佛智滿入すること、次に極成用重とは至極成就のもの故重く用立つなり、阿耨菩提の因を攝し盡す、之を用重と云ふ、下信樂釋下に引てある涅槃經の或說阿耨多羅三藐三菩提信心爲<sup>レ</sup>因、是菩提因雖亦無量若說<sup>三</sup>信心<sup>二</sup>則已攝盡とある趣きなり、重く用立つこと此上無し之も極成よ

りせしむるなり、次に審驗宣忠とは審驗とは明了決着したること、此明了決擇は即佛智なり、夫が衆生の方に入りて一切の時處に周遍して變易なきが宣忠なり、宣とは字書徧也通也と云ふ、忠とは内外變易なき、内心も唯佛智、身口に顯るゝも亦唯佛智、佛智に丸められて内外不調せざるが忠にて、此一念臨終まで通るなり次に欲願愛悦とは、この欲願は本と佛の明了決擇の欲願、其欲願衆生心中に滿入して愛悦せしむ、經に汝今可説宜知是時發起悦可一切大衆等とあり、これが五劫思惟の大願を説て一切大衆を悦可せしむるの謂れ、これ佛の欲願力衆生を愛悦する趣き、衆生にて云へば本願を信じて愛悦するが欲願愛悦の心なり、次に歡喜賀慶とは、歡喜は往生の志願を満足するを喜ぶが歡喜、祖釋にうへきことをゑてんすと先きたちてかねて喜ぶ心なりとの給ふ、賀慶は十方如來が稱讚し給ふこれ賀慶なり、觀念法門に非直彌陀稱願亦乃諸佛普皆同慶とあり、或は可謂賀慶も亦衆生に屬す、この慶事甚だ重きを以て賀慶と云ふ、往生即成佛の志願を満足するが故に、次に欲生會訓願樂覺知とは、此願樂は通途不定の願樂に非ず、覺知の添たる願樂なり、必至を覺知せる願樂なり、作得想生の事なり、此土にあり乍ら彼土

三心の約  
佛約生  
五却の三  
心永劫の三  
心果成

に入りて覺華端坐の想をなすなり、こゝを覺知するが願樂なり、次に成作爲興とは成作は如來の修成を云ふ、これ即ち修得顯現の由れ、爲興は其修得顯現したる法體成就が雜染界に緣起し出る模様なり、下に論註起觀生信章回向門の釋を引く其相也、故に成作爲興が即ち大悲廻向の趣きなり、已上、されど亦月珠師の説も大に味ふべき點あり、なせなれば三心に約佛約生あれば會訓も約佛と約生で解すべきものであるから故に今併せ記すことゝする、月珠師云眞實誠種とは種子に發生の用あり、佛心の眞實能く信樂を發生す故に眞實誠種と云ふ、又信樂の會訓眞實誠滿とは至心の眞實能く信樂を成す、彼眞實誠の種子此中に充滿し能く信樂を成す、下極成等の四句みな眞實誠滿の相、極成用重とは、至極成就究竟決定の意、用重は信用敬重隨順不逆の意、これ信樂の相、審驗宣忠とは、審諦明了正意の意、宣は廣韻に明也、忠は玉篇に直也と、次に三心の約佛約生、十八願し衆生生因の願なるが故に、約生の三心ある事は無論である、その約佛の三心あることは廣略二典その文昭かである、且く廣典に就て云はんに、問に如來本願已發至心信樂欲生誓と云ひ、答に永劫の三心と果上の三心とを出す、永劫三心とは、至心下

に於不可思議兆載永行菩薩三業所修一念一刹那無不清淨等と云ひ、信樂下に如來行菩薩行時三業所修乃至一刹那疑蓋無雜と云ひ、欲生下に如來矜哀一切苦惱群生海行菩薩行時三業所修乃致一念一刹那回向爲首得成就大悲心とあるのが之である、亦果成三心とは、文に如來至心と云ひ、信樂を如來満足大悲圓融無礙信心海と云ひ、欲生を如來招喚諸有群生之勅命とあるが之である、斯様に問に五劫三心を出し答に永劫三心と果上三心とを出し問答相寄りて五劫三心果上三心周備す、之が約佛の三心である問因中の至心と果上の至心と同別云何、答至心に淺深厚薄なきも成未成の異あり所發者に因人と果人との別あるも至心は一なり問因人と果人とに隨つて至心に淺深あるべし、答成未成の異あるも十方衆生を助くるの眞實は同にして因果の上に淺深はない、問果上の至心は名號爲體と云はるゝも、因位の至心には名號爲體を云はれざるべし、隨つて淺深があらふ、答因中に法義の名號ある故矢張名號爲體は云はれる、勿論名號は果上のものなれども、如斯名號を建立せむと因中にその方法を組み立てゝあるなり、寶章に南無阿彌陀佛と云ふ本願をたてましたましてとあるは之である、問信樂の因位果上同異云何、答至心に

因中の至  
心と果上  
の至心同  
異

例して可知、因位果上成未成の異あるも淺深なし、衆生の往生に於て一念の疑慮なく明了決定する疑蓋無雜の佛の信樂は一也、問因位の時疑蓋無雜の模様云何、答因位に於て三信十念で往生さする願を起す時、易往易修の本願なるが故に必ず之で衆生が助けらるゝに間違ない信樂出来るのである、問因中既に其見込の立つ理由云何、答法藏菩薩は八地已上の大菩薩なるが故に、法義建立より云へば助かつたと迄見込つくなり、事相上より云はるゝ三信十念せむものを助くると見込附くなり、欲生心前二心に例して可知、佛三生三佛三心の義相先哲種種に解釋す、信德無量ちやから何れも採り用ゆべきである、已下主にも明珠師伊井師等の説を合糅して出す一云至心は眞實、欲生は大悲、これ佛の悲智なり、法事讚云彌陀因地世饒王佛所捨位出家即起悲智之心廣弘四十八願と、又欲生は佛衆生をして往生せしめんと欲するの心即是願なり、至心は佛の眞實心即因行能修の心なり、故に之を行に屬す、廣略二書ともに因行段の經文を引き給ふものこの意なり、至心釋云如來因中行菩薩行一時三業所修乃至一念一刹那無有非清淨眞實心と、欲生心釋云如來因中行菩薩行一時三業所修乃至一念一刹那廻向心爲主得成大

佛の三心  
多義

悲心と、この悲智願行に由て能く衆生の往生を成し、衆生の往生に於て一念の疑慮なく明了決定するを佛の信樂とす、廣本信樂釋云如來行菩薩行時三業所修乃至一念一刹那疑蓋無雜と、これ則ち衆生の往生に於て疑蓋雜ることなきなり、則ち二心成一にして、至欲の二心は能成、信樂は所成なりと、一云至心は大智門なり、信卷本清淨真心を釋して、圓融無礙不可思議不可稱乃至邪智群生海等と、これ邪智の爲めに正智を回施する爲めの釋なり、欲生は大悲廻向なるが故に大悲門なり、欲生心釋の下に廻向爲首得成就大悲心故と云ふ論の廻向門を引くこれその證なり、信樂は其智悲相即相入無礙を以て體とす、故に信卷に言信樂者即是滿足大悲欲生を攝す圓融無礙至心を攝す信心海信樂の當位との給ふ、淨土論に離順二菩提智慧方の三門を明す、今の至心は一乘大智に名く智門なり、欲生は衆生を攝して有佛國土に生せしむるの巧方便なり、信樂は慈悲なり、その方便智を運ぶ處の本にして一心法界より形を現はして大悲の誓願を建て、一切衆生に他力の信の與へ給へる大慈悲心即是佛性の心なり、故に智慧方便の三なりと、一云本願の三信は三十五願に到りて發菩提心と云ふ、菩提に三菩提あるが故に、發心も亦三種なからねばならぬ、

三心は智と相即

三心は智悲方

三心は三菩提の因

因果相順するか故に、其三菩提とは法報應化なり、故に至心は其法身菩提に向ふ、何となれば樂集上に眞如實相第一義空義自性清淨、(中略)、佛道體本等と云ふ、自性清淨の名を得るは至心でなければならぬ、報身菩提は備修萬行能感報佛果等と云ふ、萬行を修し八萬四千の諸波羅密等を行す、是を因とす、信卷信樂釋に修波羅密等と云ふ、執持鈔にこのころ萬善萬行をして淨土の業因となせば等と云ふ、如來會願文に諸有善根慈悲回向と云ふも此義にして聞其名號と云ふ義に同す、次に應化菩提とは從報起用能攝萬機益物圓通す、之を觀するは大悲心を本とし恒に擬運度爲懷等と、これ欲生心の義に當れり、本願の三信が菩提の三因となる、次に生三とは衆生受法の上にて云ふ、信樂の發る所に自ら至欲の二心具するのである、之に二あり、一約信德、二約信相、一約信德とは本典に信樂を釋して言信樂者則是如來滿足大悲圓融無礙信心海是故疑蓋無雜故名信樂と、此中滿足大悲はこれ悲、圓融無礙はこれ智、又至心の下に經を引て佛の因行を明し、欲生の下註を引て佛の因願を明す、この願行を全して一名號を成す、故に名號に願行を具して往生の業を成す、この願行具足の名號聞信の一念に行者の有

生三

三心信德

となる、是を報土正定之因と名く、してみると中間の信樂を機受の相とし、前後の二心を信樂所具の徳相として一心の中にこれを攝在するから衆生の領受は一心攝二である、

## 三心信相

二約信相せば、機受一心の處三の義相自ら存す、則ち至心は眞實、信樂は無疑、欲生は作得生想で換言せば徹底して至心疑はれ信樂淨土に生れさせていたたく欲生となりし三即一の信心である、略典第二問答の中禮讚の深信釋を引て眞實信心と云ふ、これ信心の徹底して虚假なきの義を顯はすので、至誠心至心を攝するのである、後世物語にまつ一心一向なるこれ至誠心の大意なり、わか身をはからいて自力をすて、他力につくころひとすちなるを眞實心といふなり、他力をたのまぬころを虚假のころといふなりとある、亦回願心を明して此心深信由若金剛と云ふ、これ作得生想即信樂の義別なる事を顯す、これ則ち回願心を攝するのである、故に一心之中攝在至誠回向一心との給ふ、又廣略二書字訓釋の中信を訓して眞實と云ふ、信は無疑が當意であるのに、眞實と云ふもの至心を攝するからである、樂を訓して欲願と云、樂は愛樂が當意であるのに、欲願と云ふもの欲生を攝するのである、二佛二生とは、至心欲生を佛に約し、信樂を衆生

## 佛二生一

に約す、佛の至心は因より果に至るまで皆眞實心である、その因中に在りては眞實なりと雖未成である、今果極圓滿萬徳具足の眞實心を取るのだから名號爲體と云ふ、本典に至徳尊號と云ひ、略典に至心を釋して至徳圓滿眞實之心と云ふ、次に承て眞實功徳と云ふ、であるから至心即是名號と云ふこれが所回向の體である、欲生亦因果に通ず、因に約する時は生せしめんと欲するの心猶未だ成就に非ず、此心成就して必口業に發すこれを廻向と云ふ、即大悲招喚の勅命である、そこで至心は所廻向の體、欲生は能回向の相である、その廻施の相を云ふときは無他、所謂欲生我國と云ふは他力の至心信樂を以て安樂淨土にむまれんとおもへとなりとの給ふこれである、信樂は衆生その廻施の名號を領受するの相である、信樂釋下、疏の釋意に依りて雜毒不生を明し給ふに、言を至誠廻向の釋に採りて自力の願回行雜毒之善は往生すべからざることを示し、以て佛の眞實行に由るが故に機の領受相は疑蓋無雜の外なきことを顯し給ふ、三佛一生成とは、至心は佛の眞實心其體名號、欲生は信樂の義別で衆生に屬す、全體欲生は義生佛に通ず、願成就の文中至心廻向はこれ佛の廻向、願生彼國は機受の相、又淨土論を引く中大悲廻

## 佛一生二

## 三重出體

向は法體に約す、疏を引く中清淨願往生心は機受に約す、欲生の二字義に隨て自ら生佛に分る、若し生れしめんと欲するの義なれば佛の大悲心、若し往生せんと欲するの義なれば機の決定心にして但これ信樂の義別のみ、本典成就文を引て二義を兼證す、次に如来會を引て全く機受に約す、終南の釋を引てその義を證成す、上來三心の釋義約佛約生佛三生三佛二生一等種種の扱あれども、要するに萬德圓備の名號衆生心中に印現せる徳相機相を開示せるもので窮極する處その體一句の尊號に歸するのである、故に廣略二典に三重出體を明し給ふてある、三重出體とは、至心は尊號爲體、信樂は至心爲體、欲生は信樂爲體と云ふのである、至心尊號爲體とは、至心は約末の至心、尊號爲體は即法體六字の嘉號、名號は本、至心は末、かの本に依て此末あるが故に本末相望して以て其體を示す、若し機相を論すれば一切衆生從本已來虛假諂僞にして眞實の心はない、であるから衆生の至心その體別なし所聞の名號即體である、法體名號これすなはち佛の眞實心である、この至徳の尊號體を全ふして印現して衆生の至心となるから、至心の全體即是名號故名號爲體と云ふ、次に信樂至心爲體とは、謂名號佛智機中に印現するを説て至心

とす、故に利他回向至心と云、此至心その相他なし、無疑の信樂をその相とす、至心はこれ體、信樂はこれ相、衆生の機受はただこれ信樂、若その體を論すれば廣大無礙の眞心、その眞實心相の見つべきなし、その相を知らんと欲せば唯疑蓋無雜のみ、最要鈔云この信心をばまことのこゝろとよむうへは凡夫の迷心にあらずまつたく佛心なりこの佛心を凡夫にさすけ給ふとき信心と云はるゝなり信體眞實信相無疑の故に信樂至心爲體と云ふ、後に欲生信樂爲體とは、衆生の欲生その體他なし、信樂を以てその體とす、その欲生とは唯是信樂の義別である、そこで佛智を明信して當果を決定し、彼攝受衆生の願力に於て一念も疑なきが信樂で、この一箇の信樂自ら兩向の義を具する、上佛智を信するを眞實信心とす、此信下に向て當果を決定するを作得生想と云ふ、今彼當果に於て深信決定して得生の想を作すの義邊を取て欲生と云ふのである、故に下に疏文を引て廻向發願生者須決定眞實心中廻向願作得生想此心深信由若金剛と云ふ、作得生想決定深信を回向發願心と名く、この故に或は清淨願往生心と云ふ、當知欲生は但信樂の義のみ、信樂はこれ體、欲生は則信樂體上の義用、體義相望して體を示す故に信樂爲體と云

ふ、已上出體、初はこれ本末相望これ所依體なり、次は體相對、これ當體體なり、後は則ち體義相望し以て當體に約して之を論す、如し斯展轉爲體次第相生、若し前より後に向へば則ち名號能く三心を成し、若し後より前に向へば三心終に名號に歸す、一箇の名號之を本體とするのである、故に成就には聞名信喜の一念と説く、この一念則ち一心なり、故に天親論主は一心歸命と云ふ、一心の徳を開けば三心、三心を合すれば機受唯一心、法義の本然が三心即一心の故に論主三心を合して一心との給ふ、之を三心即一は法義、固

三心即一

合三爲一

別取信樂

有合三爲一は論主の功勳と云ふ、處でこの合一の一心を三心中の信樂の一心とを別取信樂説と云ひ、又三心何れも疑蓋無雜の一心なればそれを都名して一心信樂と云ふと之を都名信樂説と云ふ、別取信樂説の意、本典字訓釋、法義釋畢竟するに三心即一なる事を示し給ふもので、信卷末には三心即一心一心即金剛真心之義答竟可<sub>レ</sub>知とありて、其三心即一心とは三心即信樂ぞと知らしむるに外ならぬ、本典第一問答の略答に雖<sub>レ</sub>發<sub>三</sub>三心<sub>二</sub>涅槃眞因唯以<sub>二</sub>信心<sub>一</sub>と、その信心の言は三心釋の信樂の處に出で、斯心者即如來大悲心故必成<sub>三</sub>報土正定之因<sub>一</sub>、(中略)、是名<sub>三</sub>利他眞實信心<sub>一</sub>とありて信樂即ち信心なる事を

明し以て略答の唯以信心に照應す、化卷本には報土眞因信樂爲<sub>レ</sub>正とも、又正信偈には正定之因唯信心とも、又信卷末には信心無<sub>二</sub>二心<sub>一</sub>故日<sub>二</sub>一念<sub>一</sub>是名<sub>二</sub>一心<sub>一</sub>一心則清淨報土眞因也との給へり、然れば一心と云ひ信心との給ふは三心中の至心欲生を指すに非ず正く第二の信樂なり、故に略典には一心之中攝<sub>三</sub>在至誠回向之<sub>二</sub>二心<sub>一</sub>との給ふ、してみれば一心とは第二の信樂ぢや、三重出體も全く其意で至心尊號爲體とあれば至心の全體即是名號、その名號佛智の機中に印現したるを至心と云ふ、さればこの至心の相他なし、無疑の信樂を以てその相とす、至心は體、信樂は相、又欲生は以<sub>三</sub>眞實信樂<sub>二</sub>爲<sub>レ</sub>欲生<sub>一</sub>體とあれば、欲生は唯これ信樂中の義別なるのみ、故に機受の信相は中間の信樂なりと、然らば合三爲一でなくて合二爲一なるべしと云ふに、然らず合三爲一とは經論相望して本願の三心と論主の一心と對望して立言せるものにて三軒を合して一軒とすと云ふが如きものである、次に都名信樂説の意、信樂の語は無論三心隨一の信樂と三心何れも無疑の故に都名して信樂と云ふとの總別ありとし、其例として修多羅の語に總修多羅別修多羅あるが如しと云ふ、その都名信樂は能合にして三心は所合なり、所合は具徳能合は機受な

都名信樂

り、尤も本願の三心には二途ありて、三心如次眞實無疑廻向の一心中の三徳とする邊と、至心欲生は信樂中の義別にして至心は無疑の眞實なる事、信樂とは所聞の名號の如く信する事、欲生は作得生想で、全く信樂の義別なる故に三信は即一心の義別機受とする邊とがある、單に本願の三心は徳相とのみ解しては、本願に機受の生因を誓はざるの失を招くが故である、さて其の所合の三心と能合の一心との關係を云はゞ至心も無疑欲生も無疑、至心は眞實ぢやから當體無疑の由れが具はる、欲生も正直にして邪偽雜らぬから信樂に持込まぬとも其當體に無疑の由れが具はりてある、窮屈に二心成一で申すではない、依て至心でも機受を語り、欲生でも機受を語りて、平生に至心せば等と云ひ、又一念欲生のきさみ等との給ふ如き、たまくには至心でも欲生でも機受が御語りなされてある、これが至心欲生の名の持前は眞實と作得生想なれども、其名直に無疑の由れが具してあるからである、然し乍ら無疑の持前は信樂であるから聖教の文多く信樂にて語り給ふてある、要するに都名信樂とは言別の信樂を以て意一の無疑の一心の異名に使用し給ふと云ふ義である、かの三十五願及び三十七願に歡喜信樂と誓ひ給へる如き、又

三輩章に若聞深法歡喜信樂と説き、流通に聞是經法歡喜信樂と説き給へる如きは三心該攝の都名信樂なり、又信卷別序の獲得信樂と云ひ、同末に按眞實信樂と云ひ、字訓釋の結文に信樂即是一心也と云ひ、亦大信を嘆じて不可説不可稱信樂也との給ふ如きは三心隨一の信樂に非ずして所謂三心總括の都名信樂であると云ふ何れの説にせよ、三心法體にありては融攝無礙なるが故に何れの一心にも融攝することを得るも、合三爲一の一心は機受の上にて談することなれば一心とは疑蓋無雜の信樂の一心で談すべきである、その法體にありては三心融攝無礙なるありさまは、三心之を理心に融攝せば三心悉く眞實心なり、故に略典には三心皆眞實と云云し、信卷信樂釋には清淨眞實と云ひ、欲生釋には利他眞實欲生心と云ふ、亦信樂を以て融攝せば三心悉く廣略二典に疑蓋無雜と云ふ、亦三心を欲生にて融攝せば三心悉く大悲廻向の故に、略典には三心皆是大悲廻向と云ひ、又至心釋には大悲廻向故疑蓋無雜と云ひ、又信樂釋には如來以清淨實信樂一回施諸有衆生と云ひ、信心即是大悲心故無有疑心と云ふ、法體の融攝如斯、三心を一の眞實につらむるも、三を一の大悲につらむるも、其眞實心大悲を因故に備へて、三心を無疑



の一心につまむる機受の一心を顯はさんが爲めである、上記の別取都名二説に對し伊井勸學云く、別取信樂を立るは、本願の三信は佛の勅命なるが故に、信樂をもて機受とせざるを得ず、依之銘文には他力の至心信樂をもて安樂淨土に生れんとおもへとなりと云云し給ふ、又都名信樂を立るは、已に信本に彌陀如來雖發三心二等とあり、爾れば第二の信樂は三中の隨一にして機受の信に非るゆへ、機受は第二の信樂外に求めざるを得ず、故に都名信樂を立るなり、即ち銘文の初は別取信樂なり、第二に就て機受を語り給ふ故に、又鸞綽二師の三不三信は都名の信樂なり、是れ三不即ち一の疑惑にして、三信即ち無疑の一心なればなりと云云せられて各據一義と云ふ三心の解釋粗了る、因みに疑心往生を破す、西鎮兩家三信下にて安心疑起行疑等の説を一寸述べて置た、眞宗にても這般類似の問題があるから爰に述ぶる事とした、但し這事は大正五年度我本山教學部出版の布教研究會講演集に老生が「疑心往生を斥す」と題し鄙述せしものがあるから今一二刪補して出す事とした、該書に云く近頃こゝかしこで疑ひ乍ら往生との話を聞きますが、それは決して御正意ではありませんぬ、亦眞宗の御定教ではありませんぬ、しかし疑

疑心往生  
の史蹟

疑心往生  
を破す

ひ乍ら往生との説は餘程ふるくからある説で別に珍らしい説でもない、一番ふるいところでは西山西谷流祖淨音上人の十通口傳に疑心往生傳を出し、深草流の顯意道教上人の竹林鈔上七一に「深心とは佛の本願を聞きながら堅固の信心も發らず本願も疑はしき様に覺ゆる時は、又是ほどの不信ならん者が佛も助け給へきと疑の發る也、爰に至て無信なるは凡夫の習也、佛は無信をも捨て給はずと思ふ心は深心なり」と云ふてあります、淨音上人は西紀壹千貳百九年誕生、祖師聖人御年齢九拾の時は淨音上人年齢五拾四である、亦道教上人は西紀壹千參百年頃の方であるから御開山より四拾年程後ちの人であります眞宗でも隨分ふるくからある説とみへて、豊前崇廓師は貳拾邪義の一つに擧げてあります、亦近くは若英超然師の南柯法語卷一（眞宗全書大正三年九月發行）四〇六頁にも該説の起源と併せて評破を出してあります、何れに致しても不正義に違ひはありませんぬ、中には一時機宜の手段、毒を以て毒を制し楔を以つて楔を抜くの方として如斯き説を云はれしものもあらうと思はれます、ナゼこの説は不正義異安心であるかと申すに、**第一には聖教量に違反致しますから不正義と云はねばならぬ、大經には明信佛智と御説**

聖教量に  
背く

きなされて、明かに佛智本願を信じたものでなければ眞實報土へ往生出来ぬと説いてあります、亦龍樹菩薩は易行品に「若人種善根疑則華不開信心清淨者華開則見佛」と、疑ふては華開かず信心清淨であれば華開くと仰せられ、亦法然聖人は選擇集に「生死之家以疑爲所止涅槃之城以信爲能入」と、本願を疑ふから罪が罪となりて生死の境界に迷ふ、本願を信すれば罪障牽果の用を失し淨土に生れ涅槃の證りを開くぞと仰せられ、御開山は信卷本に「涅槃眞因唯以信心」と、御淨土參りの因は唯信心の一つと仰せられ、蓮如上人は御文章二帖目第十五通に、かゝるあさましき機を本とたすけ給へる阿彌陀如來の不思議の本願なりとふかく信じ奉てすこしも疑ふ心なければかならず彌陀は攝取し給へしと、少しの疑心をも拒否せられてあります、疑心往生はこれ等の聖教の御詞に違反いたします、第二には自語相違の缺點がある、疑ひ乍ら往生と信ずとは自語相違牟盾の語となる、疑は闇なり信は明なり、疑は夜なり信は晝の如し、明闇晝夜は同時にあり得べきに非ざる如く、疑ひ乍ら往生と信ずと、信疑正反のもの同時并存せざるものなり、之を同時并存するは自語相違前後矛盾した云ひ分なり、第三には道理に背

## 自語相違

道理に背

く、自分の爲にこしらへて呉れた辨當を疑ふて喰はずして腹をふくらかさんとしても駄目な話であります、疑の蓋をして置ては御慈悲の月影は宿りませぬ、纜を切らねば船は出ぬ、疑の纜を切らずに極樂に船を出さうとしてもそれは駄目な話であります、御開山の御作として傳へらるゝ御歌に「千早振五劫の船にさをさして西に入さの月をたつねん」と、千早振は久しき神代を云へる枕詞、五劫思惟の願船に信心のを棹をさして西方淨土の岸に着きて面善圓淨如滿月の御かほを見奉らんと想はゞ疑ひの纜を切らねばならぬ、第四には無因外道になる、信心はなくとも疑乍ら往生と云ふならば誰しも疑を持ちて居るから別に淨土參りの正因は要らぬことになりて無因外道になります、第五には疑ひ乍ら往生出来るならば十方衆生同時に往生成佛せねばならぬ、ソールと阿彌陀經に御説きなされた已今當の三世の往生は虚言となる、かう云ふ道理であるから疑ひ乍ら往生と云ふ説は不正義と云はねばなりません、所がかう云ふ事を云ふて尋ねられた人がある、私はドーシテも彌陀の存在と云ふ事を信じられませぬ、亦極樂の必有と云ふ事も信じられませぬ、けれどもこんな事に腐心しておりては所詮がないから、それはそれと

無因外道  
になる同時に往  
生すべし

同時に往生すべし

して未決疑問として、ただ歎異鈔の「念佛はまことに淨土にむまるゝたねにてやはんべらん、また地獄におつべき業にてやはんべらん總じてもて存知せざるなり、たとひ法然上人にすかされまいらせて念佛して地獄におちたりともさらに後悔すべからずさふらう」とある御詞の如く無條件にて信じて居ります、これでよろしきかとの尋ねであつたが、これはどうも合點の行かぬ云ひ分です、彌陀の存在極樂の存在を疑ふて、而も彌陀の攝取不捨の本願を信じようとしても出來ぬ譯ではないか、であるからかゝる人達に第一彌陀の存在極樂の存在を信する必要があると存じます、無論これ等の人々も現在眼に見ぬから耳に聽かぬから無ひなど云ふ野暮な事は云はれぬ事と信ず、道理上必存のことさへ分明せば首肯せらるゝことゝ信する、依りて一言その道理を云ふべし、天台宗にも

十界本有と申して地獄餓鬼畜生修羅人間天上聲聞緣覺菩薩佛の十界は先天的に必有必存のもの、前六は迷界なり後四は悟界なり、悟がなければ迷なし、迷はなければ悟なし、智ありて愚の名あり、凡ありて聖の名あるなり、その迷悟に重重段段がある故に六凡四聖と分つなり、又きたないと云ふは一方に綺麗なものがあるからきたないと云ふ、全然

きたないものゝみにて世界に綺麗なものがかつたならばきたないと云ふ詞もない筈である、所がきたないにも重重段段あり、綺麗にも重重段段ある、故に一分の不淨に對して一分の清淨あり、二分の不淨に對して二分の清淨あり、三分の不淨に對して三分の清淨あり、乃至、十分の不淨に對して十分の清淨あり十分の清淨は極樂世界なり、故に不空羅索神變言經には阿彌陀佛清淨報土と説き、天親菩薩は淨土論に安樂界清淨と讚頌し給へり、若しこの十分の清淨世界極樂淨土なしと云はゞ我等の居住する穢土もないと否定せねばならぬことになる、穢土と云ふは淨土に對して立つた語なるが故である、亦世間に慈悲な人と云ふ語のあるは、一方に無慈悲なものがあるから慈悲と云ふ詞があるのである、全世界中無慈悲のみにて全然寸毫も慈悲と云ふ事がなかつたならば無慈悲と云ふ語もない筈である、所が無慈悲にも重重段段ありて一家を害し一村を害する様な無慈悲もあれば全世界に害毒を流す様な無慈悲もある、之に對する慈悲にも重重段段ありて、一家を憐み一村を慫れむ慈悲もあれば進んでは全世界法界萬衆を憐れむ十全の慈悲者もある、その全世界法界萬衆を憐れむ十全の慈悲者は彌陀慈尊なり、若しこの十全の慈悲

者なくば八分九分の慈悲者もなきことになる、八分九分の慈悲者なきことになさば一分二分の慈悲者もなきことになる、彌陀の存在を疑ふの極遂には眼前の慈悲者不慈悲者の存在をも否定せねばならぬことになる、故に道理として彌陀の存在極樂の必有動かす可らざるものと信する、この彌陀慈尊の攝取不捨の本願を信するには己が智理解を要するのではなく全く仰いで師教を崇信するのみであるから、その旨を歎異鈔には述べ給ひたもの、歎異鈔は質疑者の云はるゝ様な未決疑問の儘で強て師教に服従すると云ふ様な意味の御文ではない、聖教は己が得手に拜見せずに丁寧に拜見してもらいたひ、今歎異鈔の全文をこゝに出して大意を申します、歎異鈔に云く「一おのゝ十餘箇國のさかひをこゑて身命をかへりみずしてたづねきたらしめたまふ御こゝろさしひとへに往生極樂のみちをとひきかんがためなり、しかるに念佛よりほかに往生のみちをも存知しました法文等をもしりたるらんとこゝろにくゝおほしめしておはしてはんへらんはおほきなるあやまりなり、もししからは南都北嶺にもゆゝしき學生たちおほく座せられてさふらうなればかのひとゝにあひたてまつりて往生の要よくゝきかるべきなり」とは來訪の人

權太吉則  
と顯智房

を諭す御詞なり、東北遠隔の地よりわざゝ來京し、念佛の外に往生の要路あると心得、又法門沙汰もある様に心得て御開山に問ひ奉る故かく誠め給ふとみへたり、若しも念佛の外に往生の道もあるやと心得、又法文沙汰などを致したき輩は南都北嶺に趣きて之を聞けよと諭し給ふなり、かう云ふ話がある、むかし法然聖人の時代豊後の國麻合の郡に權太吉則といふ俗人、在京の時法然聖人の室に參りて淨土の法門を聽聞し決定往生の安心を問申すに、聖人の仰せに淨土の法門に別の義なし、阿彌陀佛の本願に若し我成佛せんに十方の衆生我が名號を稱せんこと下も十聲に至まで若不生者正覺をならじと誓ひ今現に成佛し給へり(彼誓願を憑んで一念の疑無く常に稱念せば決定往生なるべしと、凡そ極惡最下の凡夫のために極善最上の法を、釋迦慈悲を以て説き與へ給ふと心得て不簡時處諸緣不論行住坐臥一向に専ら名號を稱すべしとの教化をいたゞき、それより歸國して晝夜怠らず念佛す、念佛の時には光明來照して室内を照しける、顯智房といふ人彼の瑞を見て隨喜のあまり弟子となりて俱に念佛す、或る時顯智房思ひけるはこの三年のあいだ、念佛の法門を尋ぬといへどもはかゝしき法門一句も答へず、たゞ念佛だ

に申せば必ず往生するとの仰せ也とばかりにて別の事を教へず、かゝる人をたのまんよ  
り上洛して聖人に値ひ奉りて浄土の法門悉く承るべしと思立ち、不審なる所所を卷物に  
書き記して上洛し、聖人の御前に跪きひきひろげてよみあげんとする所、聖人、抑光明  
房なにと申し侍るそと問給ふ、顯智房別の事は申し候はでた、念佛申せば決定往生する  
とばかり答へ候なりと申す、聖人言く御邊の師には第六天の魔王をしたまへ、其魔王こ  
そ念佛しては地獄に墮つとは申さんすれ、いくたび問給ふとも念佛申して佛になるそと  
源空も答へ申さんする、念佛して地獄に墮つとは申すべからず、乃至、學問の志ならば  
南都北嶺の方に學匠あまた侍ればそれにて學び給ふべし、又往生の望ならば一文不通の  
入道なりとも急き下向し光明房と俱に念佛申して順次に往生をとげらるべしと仰せられ  
たと云ふことであります、しかし爰にたび々念佛申して々々とあるは一念疑なく信心  
領得の上の佛恩報謝の念佛のことであります、さて歎異鈔の御文に「親鸞におきてはた  
ゞ念佛して彌陀にたすけられまいらすべしとよきひとのおほせをかうむりて信する外に  
別の仔細なきなり」とは師教を信する事を示し給ふなり、亦歎異鈔の次の御文に「念佛

はまことに浄土にむまるゝたねにてやはんべらん、また地獄におつべき業にてやはんべ  
るらん、總してもて存知せざるなり、たとひ法然上人にすかされまひらせて念佛して地  
獄におちたりともさらに後悔すべからずさふらう、そのゆへは自餘の行をはげみても佛  
になるべかりける身が念佛をまふして地獄にもおちてさふらはゝこそすかされたてまつ  
りてといふ後悔もさふらはめ、いづれの行もおよびかたき身なればとても地獄は一定す  
みかぞかし」とこの一段は智解を用ひず師説を信することを述べ給ふ文なり、未決疑問  
の儘師教を信すると云ふことではない、一念無疑の信心をいたゞくには道理や理窟を知  
りだが役に立つではない、處で道理や理窟を捨て浄土門に歸依せられたコゝ云ふ史話が  
ある、それは靜遍僧都の話である、法然聖人滅後に世人あまりに選擇集に歸依するを看  
て靜遍ねたましくおもふて選擇集を破しにかゝられた處が、尙念の爲め篤と選擇集を見  
られたれば、ありがたくて歸依の心起り遂に續選擇と云ふ書を造られて選擇集を讚嘆せ  
られて「一期所案極、永捨是道理、唯稱阿彌陀、語默常持念」と云はれ、法照禪師の彼  
佛因中立弘誓聞名念我總來迎の七言八句の文を誦して浄土宗の肝心この文なりとぞつね

には申されけるとぞ、永捨<sup>三</sup>是道理<sup>一</sup>とは義なきを義として我も理窟を云はぬと云ふこと、この静遍は池の大納言頼盛卿の息で平家の一門である、平忠盛の子第一が清盛第二が家盛第三が頼盛、母は池禪位、所で頼朝が殺される所をこの池禪尼がきびしく清盛に申し命乞をして助けられ伊豆の國へ流されたものであるから平家没落の時もその恩を思ふて頼朝が頼盛を助けて昔の如く官祿を與へたもの、その頼盛の子が静遍であるから又關東の歸依深くあつた、一體この静遍僧都はもと眞言宗の人で、はじめは醐醍の座主勝憲僧正を師として小野の流をうけ、後には仁和寺の上乗院の法印仁隆にあひて廣澤の流をつたへて、事相教相拔群のほまれありし人なりしが遂に淨土門に歸依せられし法然聖人滅後の弟子なり、東鏡二一六には建保元年三月二十三日静遍僧都静蓮房殿中で法華淨土の談義のあつた事がのせてあり、<sup>同二</sup>に其四月十五日和田義盛が子の新兵衛朝盛とか、静遍の僧庵に入て出家せしことがのせてある、又無住禪師の沙石集に嵯峨釋迦堂が焼けてその再建のために静遍の説法がありて殊の外難<sup>レ</sup>有かつたとある、此釋迦堂の焼けたは承久元年のことなり、さて話が<sup>レ</sup>大分餘談にうつつたが、亦歎異鈔の次の御文に、「彌陀

の本願まことにおはしまさば釋尊の説教虚言なるべからず、佛説まことにおはしまさば善導の御釋虚言したまふべからず、善導の御釋まことならば法然のおほせらることならんや、法然のおほせまことならば親鸞がまふすむねまたもてむなしかるべからずさふらふ、詮するところ愚身の信心におきてはかくのごとし、このうへは念佛をとりて信じたてまつらんともまたすてんども面々の御はからひなり」とは佛願佛語の相承の違はざること顯はし給ふ結文なり、所が亦一人云く、私しは彌陀の存在極樂の存在は疑はねども、<sup>一</sup>ドーも御信心がいた<sup>レ</sup>かれぬ、私は疑晴れぬから疑のこりかたまり、安心しきらぬから不安心のこりかたまり、これが私の性根、それを助くるが彌陀の身代と聞かして貰ふて喜んで居ります、<sup>是</sup>疑ひは疑煩惱と申して煩惱の一種であるそうです、煩惱として看れば往生の障りにはなりません<sup>二</sup>、和讃に「無上上は眞解脱眞解脱は如來なり眞解脱に到りてぞ無愛無疑とはあらはる<sup>レ</sup>」と仰せられて、眞解脱のさとり<sup>三</sup>に到らなければ眞の無疑の御領解にはなれませぬ<sup>三</sup>、亦法然聖人の御詞には「蓮臺に手をかくる迄は安堵の思ひあるべからず」と仰せられ<sup>四</sup>、亦御文章第二帖目第一通に「女人の身はいかに

疑心往生  
を云七由

眞實心になりたといふとも疑のこゝろは深くしてまたものなんごのいまはしく思ふこゝろは更に失せがたく覺へ候」と仰せられ<sup>五</sup>、亦御開山の覺信尼公へつかはしの御文に「まめやかに念佛したまふこそ何よりうれしくとふとく候へ、信するといふも心なり、疑ふといふも心なり、わが心にては往生せず、わがこゝろ障りにあらず、信せさせたまふは佛智なり、疑はしきはわが迷心なり、この迷の心をたすけんと誓ひたまふ佛の御心にてやすく往生するぞと信せよとなり、このやうを教へんとて疑をのぞけといふなり、疑ありては往生せず、あやぶむこゝろ即ち疑にてあるものを、何事もうたがはしきは凡夫のつねなり、されども佛しろしめして助けんと誓ひたまへるものと氣に滯らず、うちはなれて南無阿彌陀佛」とたのみ入るこそめでたき往生にて候なり、たれ／＼の人にもこのことはりをよく／＼傳へ給ふべし、あなかしこ／＼親鸞」と仰せられ<sup>六</sup>、亦蓮如上人の御一代聞書本に「仰にとき／＼懈怠することあるとき往生すまじきかとうたがひなげくものあるべし、然れどもはや彌陀如來をひとたびたのみまへらせて往生決定ののちなれば、懈怠おほくなることのおさましや、かゝる懈怠おほくなるものなれども

御たすけは治定なり、ありがたや／＼とよろこぶこゝろを他力大行の催促なりと申すと仰せられ候なり」とある<sup>七</sup>これ等の御詞にて疑ひ乍ら往生と喜んで居りますがこれは誤りでせうかいか、今云それは大なる誤りです、阿彌陀如來の第十八願に至心信樂欲生、聞名信喜の信心を以て往生の正因と御誓ひなされてある、信と疑とは水火正反のものである、信心正因の淨土へその正反對の疑心を以て往生せんとするは轆を東にして西に行かんとすると同然にして全然不可能であります、これより逐條七項に分ちて其理を説明致します、第一この間違は御信心をいただくこと云ふことを非常に<sup>六</sup>六ヶ敷いもの<sup>〇〇</sup>様におもひ、御信心をいただくこと云へば何にかコロリと一物貫ふ様に想ひなすからコンナ間違

## 聞即信

が出来たのであらうと想はれる、御當流の御信心はソナナ六ヶしいものではない、聞即信と仰せられて聞の外に別に信心はありませぬ、その聞とは釋氏要覽下に法苑珠林を引いて云く「以<sup>レ</sup>神<sup>ヲ</sup>聽<sup>ク</sup>爲<sup>レ</sup>上<sup>ト</sup>以<sup>レ</sup>心<sup>ヲ</sup>聽<sup>ク</sup>爲<sup>レ</sup>中<sup>ト</sup>以<sup>レ</sup>耳<sup>ヲ</sup>聽<sup>ク</sup>爲<sup>レ</sup>下<sup>ト</sup>」の所謂上の聽き様にして信卷には「言<sup>レ</sup>聞者衆生聞<sup>ニ</sup>佛願生起本末<sup>ニ</sup>無<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>疑心<sup>ニ</sup>是曰<sup>レ</sup>聞也」と仰せられてある、佛願の生起は拔諸生死勤苦之本これが生起である、故に和讃には如來の作願をたづぬれ

ば苦惱の有情をすてずして廻向を首としまひて大悲心をば成就せりと仰せられてある本末とは始終と云ふが如きで論註下卷不虛作住持の御釋に本法藏菩薩の四十八願と今日阿彌陀如來の自在神力と仰せられるがこれである、斯様に佛願の生起本末を聞き私人の爲めの御苦勞と信せられ、南無阿彌陀佛の御慈悲のまごいてくださったが御信心のいただかれた證據であります、故に御文章には「信心獲得すと云ふは第十八の願をこゝろうるなり、この願をこしろうるといふは南無阿彌陀佛のすがたをこゝろうるなり」と仰せられてある、御六字のまごいてくださった外に別にコロリと何にか一物貰ふのではありませぬ、また御互のこゝろは煩惱でかためた値打のないこゝろであります、この價值のない心に印現してくださった御六字に御價值があるから價值のないこゝろのなり正定聚不退轉の價值をつけていただいたのであります、一枚の紙には價值はないけれども恐れ多くも 天皇陛下が文字を御かきあらせられると價值のない紙のなり何萬兩と云ふ價值が出てくると同じ事であり、それにいろ／＼と六ヶ敷ききなすからいたただかれぬただかれぬから到頭疑ひ乍ら往生なごと云ふつまらぬ間違を云ふ様になつたものであ

疑無明と  
の混同

ると存せられます、第二疑無明と疑煩惱とを混同せる誤解、眞宗に於て生死迷界の根本原因とする本願疑惑無明をば、普通の疑煩惱の中へ攝屬して取扱ふが間違の一ヶ條であります、依て今先づ初めに疑煩惱の事を大略説明して、それから本願疑惑無明との相違を述べます、疑煩惱とは成唯識論卷六三云「云何爲疑於諸諦、理ヲ猶豫ヲ爲レ性能障ニラ不疑、善品ニ爲レ業ヲ猶豫、者善不レ生故」とありて、煩惱に六種則ち貪瞋痴慢疑惡見の六種ある中の一である、疑は分別構想して起る煩惱であるから唯分別起の煩惱と云ふ、五利使と云はるる五見（我見邊見邪見見戒禁取見）に對して貪瞋痴慢疑をば五鈍使と申して鈍き煩惱である、コゝであるとは決定心がないから疑を鈍と云ひます、しかしこの疑を貪瞋痴慢に望むると利と名ける、なせかと申すに正しく四諦の道理に向つて分別してコゝであらうか、アゝであらうかと疑ふのであるから利と申します、つまり疑煩惱の所縁は事理に通ずるも所迷は理である、他世の有無を疑ひ因果の事を疑ふ如きは終に迷理に歸するが故である、その疑とは瑜伽論卷五十八には「疑は五相に於て猶豫す」とありて、五相とは一に他世（過去未來）二に作用（諸法の作用）三に因果四に四諦五に三寶の五相にして、



つまり他世の有無及三寶の功德有無等を疑ふを疑煩惱と申します、不共無明によりて疑と邪見と貪瞋痴等を起こします、そこで本願疑惑の疑無明との相違は疑煩惱は不共無明によりて起る、その通途の所謂不共無明も疑煩惱も無明煩惱として牽果の用あらしむる根本は本願疑惑の疑無明によるのである、亦疑煩惱は他世三寶等を疑ふも、今の本願疑惑無明は他世の有無三寶の功能有無は疑はねども、己が罪を信じ己が福を信じ、和語燈卷一往生大要鈔に云「佛けの本願をば疑はねども、我心ろのわるければ往生かなはじと申しあひたるが、やがて本願をば疑ふにてはんべるなり」と、亦云く「妄念の發るを恐れ餘善の少きに依て偏に我身をかろしめて往生を不定に思はば已に本願を疑ふなり」と仰せられてある如く、自分が罪が深いからとて往生云何とあやぶみ、自分が少々でも殊勝らしき事でも出来ることこれが往生淨土のたしにでもなるかの様に思ふは、ともに彌陀の大願業力を疑ふ事になる、これを疑無明と云ふのである、生死輪轉の根本疑惑無明と通途の疑煩惱と同一視してはなりません、第三淨土和讃の無愛無疑の文に就ての誤解、淨土和讃に眞解脱にいたりてぞ無愛無疑とはあらはるゝとあるから淨土に生れて眞解脱

無愛無疑  
の誤解

のさとりひらくまでは疑ひのこゝろはなくならぬから本願疑ふは凡夫の持前ぢやと申すこれは大なる間違にて寧ろ滑稽である、和讃の文はソナナ事を仰せられた御文ではない、これは解脱の徳を御讃嘆なされた詞なり、則ち無愛無疑とは見思二惑の盡きた事、眞解脱の徳は見思二惑の盡きたばかりではなく、一切の諸惑みな盡きはてゝあるけれども、見思二惑だけで云ふたは手近い所で仰せになつたもの、亦一即一切の道理から仰せられたもの、手近い所で仰せられたとは例せば勝過三界抑是近言と仰せられたと一般である、見思の惑とは見惑とは迷理の惑と申して、苦集滅道と云へる四諦の道理に迷ふた煩惱である、思惑は迷事の惑則ち宇宙萬物の事相に迷ふた煩惱である、この二つの煩惱のなくなつたことを無愛無疑と仰せられたもので、何にも本願疑惑の疑が眞解脱のさとりに至るまでは無くならぬと云ふ意味は少しもありません、第四に元祖の蓮臺に手をかくるまでは安堵の思ひあるべからずの語に就ての誤解、この文に就ては若英超然師が南柯法語に詳しく辯明せられてあるから今その全文を出します、文に云く「先元祖の御言なりと云ふは和語燈を指すにや、彼録五九云或時又のたまはくあはれこのたひしおほせばやと

和語燈文  
の誤解

其時乘願申さく上人だにも加様に不定けなる仰の候はんにまして其餘の人は云何候べきと、其時上人うちわらひて言く蓮臺にのらん迄はいかでか此思は斷候へき文、よくく文を刮て此明文を見られよ、何の處に安堵の思ひといふ御言ありや、且信後疑惑の證文にはなるべからず、これもと竹谷の乘願房に答へたまふなり、聖人あるときあはれこの度しおほせばやと仰ありし、この思召は不定なる義にてはさらくなし、往生三たびになりぬるにこのたびことけやすしの意にて、アツバレこのたびしおほせんと決定して曰ふ也、但し從因向果の御言ゆへ希求の言を下し給へども、所謂作得生想なるを、乘願は自力念佛の機なるゆへ不定ケなる仰と聞きひかめて、聖人だにも云々と申せしものなり、これ臆度の問なれどもさのみ答めはしたまはで從容に答へたまふ、故に打笑て言とあるを著眼すべし、例せば太吾小坂の諍を一往はいづれもさぞと許したまふと同じく、衆機引入の御手段なること明けし、故に從因向果の憶念なれば盡形壽この想(得生の想)の間斷あるべきやとこたへたまふ、乘願の耳には不定猶豫の仰とも聞こゑられども、弘願他方の人に取りては決定必生の義にしていと貴き御答なるべし、かく心得れば乘願の問と

聖人の御答とは氷と炭の如く彼は不定なり此は決定なり、故に俗に錯り傳ふる安堵の思なしといふことは面影もなきことなり、よしやこの御答不定疑慮の仰せなりとなすにもせよ、語燈に擧ぐる所の他の御言どもを見れば一處も左様の不足げなる仰はなし、錄四熊谷入道へ遣はす御返事に云、「御文委しく承り候ぬ、加様にまめやかに大變に思召候らん、返々有がたく候、誠にこの度かまへて往生しなむと思召しかるべく候受がたき人身既に受けたり、逢ひがたき念佛往生の法門に遇ひたり、娑婆を厭ふことあり極樂を欣ぶ心發りたり、彌陀の本願深し往生掌にあるなり、ゆめく念佛懈らず決定往生のよしを存せさせ給へく候」、同五二云「念佛申しながら、後世を歎くほどの人は三心不具の人也若歡喜する心未だ起らずば漸々に喜びならふべし」、同七念佛往生義に云「此誓をふかくたのみて、乃至一念も疑はざる者は、十人は十人ながら生れ百人は百人ながら生る、念佛を修すといへども疑ふことある者は生れざるなり、同七八御消息集に云「只力及ばざること悪人をも時をもわらばず攝取したまふ佛なりとふかく憑みて吾身を顧みずすぢに佛の大願業力によりて善惡の凡夫往生を得と信せずして、本願を疑ふ計こそ大なる

信ももう  
解せるの誤

障にては候へ」等、これ等の明文一部に彌徧せり、元祖なごの處にか信後に介爾も疑を許したまふどころありや、しかるにたま〜一機一縁の御教示あるを、御言をさへ改めてご〜しく證文なりと罵り、在家愚昧のもの、口にかけさせ元祖だにも不定げなる思召あるやうに申しなすこと、いかなる逆路迦耶他そやとある、逆路迦は惡論と譯す、第五に寶章第二帖目第一通御浚章の御文についての誤解、御文にそのま〜うちすて候へば信心ももうせ候へし細々に信心のみぞをさらへてと云ふ、女人の身はいかに眞實心になりたりといふともうたがひの心はふかくしてごあれば、眞實信心も或場合には退失し亦疑の心は失せ難きも往生には差間なく疑ながら往生と看誤るなれども、それは餘りに御文章拜見仕様が粗漏と存せられます、一體この御文章は吉崎御坊山内の多屋の妻女その他の人々の極々愚かなものを御諭しの御文にして一語兩意の御文章なり、故に未だ眞實の信心獲得せぬものはそのま〜うちすて候へば信心ももうせ候へしの激勵の御詞を聴き、眞面目に聽聞して眞實信心の領得する様になり、亦既に獲信の行者はこの激勵の御詞を聞き信心ます〜增長す、これを信心のみぞさらへて彌陀の法水を流すと云ふなり、故

いくたび  
も信心云

に上の大略信心の決定し給へるよしきこねたりめでたく本望これにすぐべからずとの大略の語、若し法大略とせば退信するものあり、然るにめでたくと云ふは暫く與へて云ふ也、若し人大略にせば多くは獲信せしも中には未獲信のものもありとなり、何れにしても眞實信心は一得永不失退失あることなきなり、その理由は蒙光觸者心不退と仰せられてあるから、念佛衆生攝取不捨の故に、具三心者必生彼國の故に、聞光力故心不斷の故に、聞信一念佛凡一體の益を得るが故に、眞實信心の退失すると云ふ事はないのであります、然るに信心ももうせ候べしと仰せられたは、一説にこれは信心の相續をすゝめたまふゆへに信體の失せるにはあらず、煩惱懈怠にさへられて相續の作業の顯れざるを申したもの、たとへば日光の雲霧に覆はるゝときは光りなきに似たれども但日輪の現せざるのみ、日輪なきにあらざるが如し、末鉦鈔云「ひと〜にすかされさせたまはで御信心たちろかせたまはずしておの〜御往生候べきなり」の意なりと、問御文章二帖目第三通に「されば先達よりうけたきはりつたへしかじとく彌陀如來の眞實信心をばいくたびも他力よりさづけらるゝところの佛智の不思議なり」とあり、信心が退轉すればこそい

くたびも他力より眞實信心をさづけられるのではないですか、答それはさう云ふ意味の御文ではない、さづけてより云へばいくたびもくたびもなれども、さづけられての機は獲信は唯一たびであります、一たび獲信せばいかなる事がありても退轉すると云ふ事はない、その理由は前述の如くである、故に安心決定鈔末には四種往生を述べて「三には無記往生これは群疑論にみねたり、このひといまだ無記ならざりしとき、攝取の光明にてらされ歸命の信心おこりたりしかども、生死の身をうけしよりしかるべき業因にて無記になりたれども往生は他力の佛智にひかれてうたがひなし、たとへば睡眠したれども月のひかりはてらすのごとし、無記心のなかにも攝取のひかりたへざればひかりのちからにて無記心ながら往生するなり、因果の理をしらざるものはなにしに佛の御ちからにてすこしきはの無記にもなしたまふぞと難し、また無記ならんほごにてはよも往生せじなんでおもはんは、それはくはしく聖教をしらず因果の道理にまごひ佛智の不思議を疑ふゆへなり」とまで仰せられてあるにても知られます、して看れば寶章三首詠歌章の一首に「一たびも佛をたのむ身になれば」等とあるは何がする、一たびもとあれば、二たびも三たびも

一たびも  
佛をたのむ

びも等とある、信心度々退失し度々獲信するに非ずや、答不爾アノもの詞は休めもにして復亦を意味するには非ず、さて話あとへ戻りて御浚御文章の「女人の身はいかに眞實心になりたりといふともうたがひの心はふかく、又物なんどのいまはしくおもふ心はさうにうせがたくおぼね候」とある御文で疑乍ら往生の證據とする人もあれどもそれは間違です、しかしこの御文は一寸解しにくい御文です、淨信院道隱師は御文明燈鈔に「眞實心といふて信とはいはず故に凡夫もちまへの眞實に後生を一大事と思ひ佛法をたふとく思ふころを云ふ、彼述懷讚云淨土眞宗に歸すれども眞實の心はありがたし虚仮不實の我身にて清淨の心もさらになしとあるに同じ、今のころは女人の性得のあさましきことをしらしむるがゆねにたとひ凡夫もちまへの後生大事と思ふまことのころありといふともすべて諸事につき疑の心はやまぬなり」と辯せられて疑とは本願疑惑には非ず世間出世について猶豫狐疑の念はなれがたしとなり、又物なんどのいまはしくおもふ心はさらにうせがたくとはこれも女人の性得愚痴よりして物のいまはしきころのやみがたき拙きことを示したまふ、普賢行願品曰女人不定如猿猴、又曰女人弊執爲其性一如

地堅住匪「能移」と愚痴執着深きゆへに物忌の心難止、念佛行者の身といへどもやゝもすればこの心の起るは無始よりのくせなりこれ妄念に攝すべし、然るをあさましやとどりなをして喜ぶは心光攝護の力らなり、又いまはしくおもふ心起るとも障りにはなるまじなど自ら許すはこれ邪執なり、今はすさまじき性得を示し給ふなり」と辯せられてあります、この御説では眞實心とありて眞實信心とないから、眞實心の詞は他力信心のことではないと云ふ説であります、この御説も結構ですが、しかし他の一面よりきくところによれば、越後高田本誓寺に御傳來の實如上人御集めなされた御文章にこの御文章が出てあるそうで、その御文には「いかに眞實信心になりたりと云ども」とあるよし、して看ると眞實心とありて眞實信心とないからと云ふ説は少し窮窟にないかと考へられるから、私には當御文章の眞實心は他力の眞實心と解して、疑ひの心ふかく又物忌はしくおもふ等とは女人の性質あさましきことを仰せられたもの、故に疑の心と云ふも本願疑惑に非ずたゞ世上の諸事を疑ふ心と解し、正信偈の己能雖破無明闇貪愛瞋憎之雲霧の偈の意ろと同一に解し、己能雖破無明闇とすでに疑無明を破し眞實信心を得たりと雖とは、

偽作臨末  
御書

今のいかに眞實心になりたりと云どもに合し、貪愛瞋憎之雲霧常覆眞實信心天のこゝろが、今の疑の心はふかくして又物なんどのいまはしくおもふ心はさらにうせがたくおぼへ候にあたるものと何度ひ心持が致す、しかしこれは老生の愚存なり、この時は疑は本願疑惑に非ず世間出世について猶豫狐疑の念のはなれぬこと、物忌はしく等はこれを忘念の攝屬と解すことは前説の通りである、第六覺尼公への御文と稱する文に就ての誤解、高祖御臨末に際し覺信尼公への御遣はしの御文と持て囀し「信するといふも心なり疑ふといふも心なり、乃至、何事もうたがはしき凡夫のつねなり、されども佛しろしめして助けんと誓ひたまへるものをと氣に滞らす」云々の御文を以て疑ひ乍ら往生の證據とすれども、ドーモこの文は偽作にて高祖の御親撰でないとおもはれる、第一文章が高雅でない卑俗なところがある、ドーモ御親撰とは何はれぬ、この迷の心など、云ふ語は俗用なり、亦氣に滞らす文字の如き、高祖にかくの如き御筆格を看す、多分機に滞らすの誤筆かと思はる、偽作として看れば何等評論するまでもないことであります、況んやこの文高祖の他の御消息と全然その意旨相違するに於ておやである、偽作なること明かであ



初段の文意は機のあさましさをなげきて往生を疑ふは本願の不思議を信せざるに由るなり、次の段は然れどもとは前に簡んで後を起す詞なり、言こゝろは深く願力の不思議を信じ如實に相續する人は機のあさましきに就ていよく本願の尊きことを仰ぎてよろこぶゆゑに、さらに機情をなげきて往生いかゞとあやぶむこゝろなきなり、高祖聖人一たびは悲哉愚禿沈没於愛欲廣海迷惑於名利大山等このたまひ、一たびは慶哉愚禿樹心弘誓佛地一流情難思法海このたまふもの、今の意と全く同じ、懈怠をほくなるのあさましとは悲哉のこゝろ、ありがたや〜とよろこぶは慶哉のこゝろなり、深意翫味するにあまりありと辯せられたり、亦の一説には實如上人の御編輯の蓮如上人御物語と云ふ書には少し御詞が違ふ、文に云く「ときくは懈怠することありとも往生すまじきかと疑ひなげくべからず、彌陀如來をひとたびたのみまいらせて往生決定のちなれば懈怠ありともあさましや、かゝる懈怠なるものなれども御助けは治定なり」と、明かに疑ひなげくべからずとあるにて疑ひ乍ら往生と云ふことでないと云ふ事は判然致すと辯する人もある、但し亦こゝも伺はれる、この御一代聞書の御文は一機に對しての一時機宜の

説にして、所謂くさびを以てくさびを抜く的手段にてソ一云ふ懈怠勝ちのものでも本願で御助けと、そのなり本願で他力に入らしむる機宜の説とも伺はれる、例せば讚に「信心のひとにおとらじと疑心自力の行者も如來大悲の恩を知り稱名念佛はげむべしとの給へるが如し、これ自力稱名の機に對して稱名策勵を誡め給ふといへども、廢し難き機類あり、故に且つ與へて稱名念佛はげむべしと許し、而も眞實に歸せ令ん爲に、勵むならば寧ろ如來大悲の恩を知りて勵めよとの給ふ、大悲の恩を知れば自ら他力報恩の稱名となり、所謂寐ても寤めても稱名念佛すべきものなりの他力報恩の稱名に歸するが如し、所でそれならば吾等もその様に一機に對して機宜の説をなしてよろしきかと云ふに、それは不可なり斷じて爲すべからず、何となれば吾人は鑑機の明なきが故に祖師家の如き機宜の説をなすべからず、自他教導の方法は一々御定教に遵ひ言議を慎重にすべきなり、だんくの御話して疑ひ乍らの往生でなく、コンナつまらぬ凡夫であり乍ら今度は佛けの御力らで佛けにさしていたくことをうけたまはりました、所で凡夫が佛けの力で佛けにさしていただくのであるから天にも踊り地にも躍る程に御喜びの出來そうなものに

ドーもソ一ならぬはドーしたものでありますか、答それは老生が説明する迄もなく、ちやんとその事は歎異鈔に御説明がしてあるから今その全文を出すこととする、「念佛まふしさふらへども踊躍歡喜のこゝろおろそかにさふらうこと、またいそぎ浄土へまいりたきこゝろのさふらはぬは、いかにとさふらうべきことにてさふらうやらんとまふしいれてさふらひしかば、親鸞もこの不審ありつるに、唯圓房おなじこゝろにてありけり、よくよく案じみれば天にもおどり地にもおどるほごによるこぶべきことをよろこばぬにていよく往生は一定とおもひたまふべきなり、よろこぶべきこゝろをおさへてよろこばせざるは煩惱の所爲なり、しかるに佛かねてしろしめして煩惱具足の凡夫とおほせられたることなれば、他力の悲願はかくのごときのわれらがためなりけりとしられていよくたのもしくおぼゆるなり、浄土へいそぎまひりたきこゝろのなくて、いさゝか所勞のこともあれば死なんするやらんとこゝろぼそくおぼゆることも煩惱の所爲なり、久遠劫よりいまで流轉せる苦惱の舊里はすてがたく、未だうまれざる安養の浄土はこひしからずさふらうことまことによく煩惱の興盛にさふらうにこそ、なごりおしくお

もへども娑婆の縁つきてちからなくしておはるときにかの土へはまいるべきなり、いそぎまひりたきこゝろなきもをどこにあはれみたまふなり、これにつけてこそいよく大悲大願はたのもしく往生は決定と存じさふらへ、踊躍歡喜のこゝろもありいそぎ浄土へもまいりたくさふらはんには煩惱のなきやらんとあやしくさふらひなまし」あるにて判然いたゞかれましょ、つまり初起の信心と相續の御よろこびと混淆してはならぬ、イヤその御文もたび／＼御法座の席できかしていたゞきました、けれども如何に煩惱の所爲ちやとて今度凡夫が佛けにさしていたゞくのであるからモット喜ばれそうなものであるドーデしようか、答煩惱と云ふものは妙なもので、例せば無常迅速今もしれぬ命ち死と云ふことは間違ないこと各自見聞し承知し乍ら、俱生の煩惱の所爲でいつまでもいきのびんする様におもひ、まだ死なぬまだ死なぬと思ひ、齒の根も合はぬ程に死と云ふ事を恐れませぬ、ゼボンと云ふ論理學者は論理書に「動物は死すべくある、人は動物である、故に人は死すべくある」と云はれたれども、かれゼボン氏の心理状態はこの論式の下から矢張りまだ死なぬ／＼の状態であつたであらう、所謂理性と情慾とが矛盾しつゝ、

俱生の煩  
惱



火葬の始  
めは道昭

而も調和しつゝあつたであらふと察せられます、凡夫が佛けにさしていたゞくのであるから法理上より云はゞ天にも踊り地にも躍るほごによるこばねばならぬのであるけれども、よろこばざるは煩惱の所爲であります、御浄土は結構な所ときゝ乍らいそぎ浄土へまいりたきこゝろのなきは煩惱の所爲ぢや、二河譬にも中間の白道四五寸にして水火つねに濕燒するの状態を御示しなされしはこの意味と存せられます、人は死せば二十四時間経過すれば、ひねりてもたゞいても焼いても埋んでも、いたくもかゆくもあついてもつめたいとも云はぬけれども、愛著の煩惱は妙なもので、いたからふ、あつからふ、つめたからふと思ひ、一族近親葬送の際は悲嘆愁傷するではないか、聞信一念の即時攝取光中の人となり、一日一日時刻刻一步一步御浄土が近くのであるからよろこばねばならぬのであるが、悲しかな俱生の煩惱でこの住み慣れた苦惱の舊里が戀しい、兩々矛盾に似て而も調和の妙趣味こゝにある、因みに一寸申して置きます前述の如き理由で佛敎では人は死すればこの假の五體焼かうと流がそうと何等未練のあるべきことではないから火葬水葬土葬鳥葬勝手であります、日本で火葬の初めは道昭法師、水葬の初めは壹演法

師であります、今兩師の略傳を一言して我國維新當時排佛毀釋の餘勢火葬禁止令發布なごの滑稽的政府干渉談を申し添へます、道昭法師は皇紀一千二百八十九年に生れ一千三百六十年に入寂、法相宗の開祖なり、河内國丹比郡の人、俗姓船連なり、船史王辰雅の後にして父は惠釋と云ひ、皇極天皇の朝に仕へ、蘇我臣蝦夷の亂に國記を火中より取り出して中大兄に上りたることを以て開ゆ、道昭は舒明帝元年に生れ出家して戒行缺けず殊に忍行を尙へり、嘗て弟子其性を究めんと欲し竊に便器を穿ち漏れて納褥を汚せしも、師は放蕩の小子人の床を汚すとて微笑して復答めず、白雉四年五月入唐玄奘に師の禮を執り、慧滿禪師の禪を稟け、玄奘に法相を承け日本同宗の第一傳となり、後十餘年諸國巡遊、路傍に井を鑿ち、渡には船を設くる等、救濟の事業をなし、宇治の大橋の造營にも力を致したりと云ふ、文武天皇二年十一月十五日大僧都に任せらる、大僧都の官此に始まるなり、同四年三月に元興寺の禪院に寂す、壽七十二也、弟子等遺言によりて栗原に火葬す、我國の火葬此に始まる、(續日本紀、姓氏錄、日本靈異記、僧綱補任、七大寺年表、元亨釋書) 参照せよ、次に壹演法師は皇紀一千四百六十三年に生れ一千五百二十

水葬壹演

七年に示寂す、眞言宗河内相應寺開山なり、壹演俗姓は大中臣氏、俗名は正棟山城の人清麿の裔にして父は備前前刺史治知麿と云ふ、師幼にして父を喪ひ弘仁の末嵯峨天皇に事へて内舍人となる、二兄相尋きて没するに及び深く塵世の無常を厭ひ冠纓を脱離して薬師寺の戒明を師とし、承和二年具足戒を受け常に金剛般若經を持す、東大寺の眞如、別に一房を構へ師を招きて之に居らしめ授くるに密教を以てす、嘗て皇太后の病を禱りて靈應あり、帝眷を避けて棲所常なし、適ま河内に居る朝廷工寮に命じて其地に寺を建て額を相應と賜ふ、師京都の東北鴨川の西岸に感應寺を創め觀世音の像を安置す、貞觀七年十月藤原有房の病を禱る、權僧正に補し、超昇寺の座主に任ず、僧階を歴すして綱位に昇るは師を以て初とす、九年七月十二日小舟に乗り水に浮べて淹然示寂す、壽六十五(或は七十五と云ふ)勅して慈濟と諡す、師性深山幽谷を賞す、鞍馬谷稻荷峰は其遊履の地にして世呼びて僧正ヶ峰と云ふ(本朝高僧傳)已上二師の傳記は且く佛家人名辭書に據る、かくの如く我國火葬水葬の沿革随分ふるいことである、所が明治維新の際眞宗などにて火葬をするは死者に對し殘酷の所爲近親を火刑にするも同然なりとの妙な論法の

火葬禁止令

下○に、明○治○四○年○頃○ま○で○火○葬○禁○止○の○達○令○が○あ○つ○た、秋○月○橘○門○居○士○は○火○葬○論○を○著○し○て○火○葬○を○辯○護○し、亞○米○利○加○の○某○女○史○遠○く○海○外○に○て○火○葬○論○を○主○張○し、當○時○英○國○留○學○中○の○赤○松○連○城○師○之○を○譯○し○て○日○本○に○送○る○な○ど、か○れ○や○こ○れ○や○で○遂○に○火○葬○禁○止○令○解○か○れ○た、當○時○赤○松○師○英○國○に○て○學○友○に○諧○謔○し○て○云○く「米○國○某○女○史○は○大○の○火○葬○論○者○に○し○て○賢○明○の○婦○人○な○れ○ど○も○こ○れ○を○ワ○イ○フ(妻)に○す○る○こ○と○は○考○ひ○も○の○ち○や、ナ○ゼ○に○ア○マ○リ○や○く○こ○と○が○好○き○ぢ○や○か○ら」と一座案をうちて哄笑せりと、亦火葬解禁の前後京都府より本願寺派學僧瑕丘宗興師を召んで火葬の理由を問ふ、師答て云く父母兄弟近親の屍體と雖、屍體の儘にては腐爛しトテモ居室に永遠安置して追慕崇拜することを得ず、然るに火葬し遺骨として佛龕に奉安崇拜するは最と易し是一、亦屍體年年歳歳埋葬せば埋葬地域年年擴大遂には其用地に窮するに到らん是二亦屍體には屍毒あり之を埋葬せば自然病毒隱微の間に浸染せん是三、如斯理由にて古來眞宗にては火葬に致すなりと辯解せられしと聞く、宗興師の三理由は要するに祖先崇拜、土地經濟、衛生思想の三點に歸著致します、随分維新當時は妙な事を云はれた人も、亦ソー云ふ事の流行した土地でも今日にては土葬よりも火葬を奨励する様に

なりました、維新當時には眞宗の火葬を以て非人道視せしも、今日にては火葬は文明の制度として歓迎せらるゝの大勢ではありませぬか、いつもながら宗教に無趣味無研究な政事屋は得てコナ變挺子な論法を振りまはすものであります、現に大正天皇の御即位御大典前後随分世間の政治屋官吏杯から佛教の或部分は妙な事に取扱れて居る、一例を申せば外賓などへの土産物にと、或筋にて京洛中の名勝舊跡を撮影せる際、知恩院の大建造物寫眞の議出し時、或人はアレハ寺だから大典用の目出度い寫眞には入れられぬと云はれたと云ふ滑稽じみた話もきゝました、ソナに寺が嫌ひなら、なせ五節姫に清閑寺と寺號附姓の姫を舞はしたであらふか、歴世御大典を擧げさせらるゝ京都の町は袈裟になぞらへて五條七條九條等と名けしものをごふするか、閑話休題。

乃至十念

乃至十念<sup>①</sup> 四門分別、一釋名、二辨相、三誓意、四問答、一釋名せば乃至の言大經十八個處あり、該して云へば越隔中間の言である、止觀補行二之三五越隔中間故曰乃至とある、今高祖の御釋に依るに文相有<sup>②</sup>四、一乃下合釋行卷三九、二一多包容<sup>③</sup>行卷三九、この二釋は付囑の乃至の釋である、而も本願の乃至と相通して釋する意がある、下至十聲に

依て合釋するが故に、三總攝多少信卷末二成就の乃至を釋す、四兼兩略中略書三である、又銘文<sup>④</sup>三一本願の乃至を釋し、證文<sup>⑤</sup>三成就の乃至を釋す、唯信文意<sup>⑥</sup>一本願の乃至を釋し又證文<sup>⑦</sup>一三に付囑の乃至を釋す、是等はみな一多包容の釋である、然し文相四ある中、乃下合釋等は豎に約するの釋で、一多包容は横に約するの釋である、この一多包容の御釋は高祖の別途の釋で通途に絶てない、一多包容の故に従向の豎に簡んで且く横の義と云ふ、その包容する中より宜きに從て或は稱名の十念を出し、或は信の一念を出し、或は時尅の一念を出し、或は稱名の一念を出す、出す所が包容の隨一なるが故に、一が出ても多が出ても實は非一非多の一多である、永く執情の一多を絶する、一多包容の釋を設け給ふはこの別致を顯んが爲めである、包容の趣きは一多證文<sup>⑧</sup>云乃至はおほきをもすくなきをも、(稱名の多少)、ひさしきをもちかきをも、(時節の久近)、さきをものちをも、(相續の前後)これ等が攝まる故に包容と云ふので、從少從多の義に非ず一多包容するの義である、包容せる中に就て宜きに隨て出して説く、包容の中より稱名の十念を出して十念と説くは本願なり、包容中の隨一なるが故に十も十を必とせざるなり、包容の中に就

て稱名の一念を出して一念と説くは付囑なり、包容中に就て時尅の極少を出して一念と説くは成就の時尅の一念なり、包容中に就て生因の至極を出して一念と説くはこれ成就の信一念なり、御一代記云一念の信心をえてのちの相續といふはさらに別のことにあらずはじめ發起するところの安心を等と包容の隨一を出すにみな超情の法である、この釋を設るの意は情執の法に非ることを知らしめんが爲めである、出したうへでは從向の義を成すれども、乃至の包容せるにすはりて解釋を設る故に包容の義と云ふ、從向の義に對すれば横の義と云ふべし、從向の義は出てし一義の向ふ處を顯はす、包容の義は出てし一義に限らざることを顯す、義用別なり、一多包容の義は法門の大體より一義に限らざるの別致を見定めて設け給ふ所、本願に乃至と説くこの包容中より多種出る、信一を出さんと欲すれば乃至一念、行一を出さんと欲すれば乃至一聲、時尅の少を出さんと欲すれば乃至一念、時節の延を出さんと欲すれば乃至一形、稱名の多を出さんと欲すれば乃至一形多稱、時の延に就て多稱を顯すが故に然るを本願は暫く十念を出すが故に一多包容を設けたまふて一義に限らざることを示す、これはこれ弘願法の信行不離延促無差の別致である、後

## 辨十念名

## 十念出體

辨<sup>〇</sup>十<sup>〇</sup>念<sup>〇</sup>名<sup>〇</sup>は十は一より始めて十に滿る一個の滿數である、唯信文意六三云念と聲とはひとつこゝろなり、念を離れたる聲なし、聲をはなれたる念なしとしるべしと、この意は本に就けば念は心、聲は行、心行差別すと雖、思ひ内にあれば色外に顯はる道理にて心念そのまゝ聲に顯はれたものゆへ、念と聲とは不二不離のものぞと顯はす意ろ、又御一代記云、念聲是一といふことしらすとまふしさふるとき、仰におもひうちにあればいろほかにあらはるゝとあり、信を得たる體はすなはち南無阿彌陀佛とこゝろうれはくちもこゝろもひとつなりと、この御釋意はいろほかにあらはるゝまでは唯信文意の御釋と同じ、信を得たる體より先きは更に一步を進めて唯信文意と少異あり文意は能信能行の上にて不二不離を顯はす、今は所念の法體より不二の義を顯す、一の南無阿彌陀佛が心に在ては信となり口に在ては行となる、なりた上では心行の別あれども、その體より云へば一の南無阿彌陀佛故に體より云ふときは念と聲とは一なるものぞと顯す意である、心念その儘顯れて心も行も南無阿彌陀佛のまゝなるゆへ是一と判し給ふたもの、然るに法位云この中の十念はこれ十法に依て十念を起すこれ稱名の十念に非すと、法位

のみならず義寂憬興等も彌勒所問經の慈等の十念に準して解する、相承は不<sub>レ</sub>然要集中末二五に綽和尚云十念相續、(乃至)、稱彌陀名號願生極樂聲々相次使成十念、已上、所<sub>レ</sub>言十念雖<sub>レ</sub>有多釋然<sub>レ</sub>一念十遍稱念南無阿彌陀佛謂之十念此義順經文と、又要集下末云問下下品人臨終十念即得往生所<sub>レ</sub>言十念何等念耶と、之を答るに鸞師を相承する西河の釋を引き、次に有云義寂一心稱念南無阿彌陀佛逕此六字之頃名一念也と云て以て稱名の十念と決し給ふ、終南吉水は稱名の十念なること勿論、時に往生要集に此義順經文とあれどもいまだ何等の經文に順する事を知らず、吉水に至て明に下々品を引く、即ち選擇集本願章に云問曰經云十念釋云十聲念聲之義如何、答曰念聲是一何以得<sub>レ</sub>知觀經下品下生云令聲不絕具足十念稱南無阿彌陀佛稱佛名故於念念中除八十億劫生死之罪、今依此文聲即是念念則是聲其意明矣と、下々品は本願の十念正く重病難治の機を救ふことを説く、之を以て本願を見れば十念とは十聲稱佛なる事明白である、要集主此義順經文の判的當せり、況んや亦十七願に已に稱我名者といふ、次て本願を説て十念を出す豊別法ならんや、稱我名を聞くの十念なるが故に十聲なるや無論である、

## 十念辨相

然るに下々品に具足十念と説くこれは顯機の巧說願意稍微隱で、唯信文意及び歎異鈔の釋の如し、今の乃至十念との給ふは多少を攝する願意顯了である、時に本願に十念と誓ふを終南何ぞ十聲と換へ給ふやと云ふに、之は上に擧る法位等の諸師彌勒所問經の十念を以てこの本願の十念を解するがゆへに、大に爲凡の願意を昏まし易行をして難行なら令る、謬り甚し不可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>除、たゞ佛の名號を稱するを以てその行とするこれ本願の正意なり、然るに本願に念と云ふ、人或は惑へることあらん、宗家換<sub>レ</sub>之聲を以てして破邪顯正俱時に即成するので、吉水之を相承して念聲是一との給ふ、出體竟る、二辨相とは、この十念十八願にある時は上の三心に對して大信大行各立の相たか、又大信傑出して十念は信か家の相か、願の本にこの不審あり隨て行信兩卷の引用亦不審である、それ高祖の五願開示の法門はこの乃至十念の稱名を十七所行位に繰り上げて釋し給ふ意、故に行卷に處々に衆生の能行を明し給ひ、終南の本願引釋は勿論龍祖已來の稱名、乃至吉水の念佛爲本まで該して行卷に引用したまひ信卷に到りては涅槃真因唯以信心と決して信心正因の義を詳にし給ふ、然るに願文を信卷に引用し給ふにやはり乃至十念まで引き給ふ、

行卷に繰り上る時はこの乃至十念大行なることは異論なし、これを信卷に引き給ふ位では猶眞實大行として引き給ふ意なりや、信が家の相として引き給ふ意也やと云に、一義の意では行信兩卷十七十八且く分て明すものは信行二而門に約したるもの、然りと雖固より不離相即の法なるゆへこの大行大信の二法は常に相即す、未燈鈔に行をはなれたる信もなし、信を離れたる行もなしとの給へば、縦令分て明しても大信の所には大行を具し、大行の所には大信を具する故に、行卷にも信心の文も引き給ひ、又信心の御私釋もなさる、行卷三九に専心専念の釋を引き四〇に之を釋するが如し、是則ち大信を具するの大行なることを明さんが爲めである、又信卷に論註の稱彼如來名を引き、又一心専念等の文を引き、又禮讚の及稱名號等を引き、又下卷に専心専念を引て一行一心と釋す、如是稱名あるものは信心には必ず大行を具する、大行を離れたる信心なきことを明んが爲めに、行の文を引き又御自釋もなされる、然れば乃至十念と云ふもやはり大行にして大信を具するの義を明し給ふのであると云ふ、又一義にはこの乃至十念には有二途、之を大行とすれば十七願に入る、この時は上盡一形下至一聲みな如實讚嘆の大行となる、大行大

信と云ふ時は牛角の如く二本立ちの法門なるゆへ、この乃至十念は十七願の家主となる、又この乃至十念を三心に隨へて取る時は信心相續の相にして大行と云ふ、株持ちの名をば施さず、何れにありても稱名なれども、十八に置く時は信相と云ふべし、十七に送り出す時は大行の名を得る、第十八に在ては唯是れ欲生の延た相たにして三心の外にはない、信心の色にも相たにも現る處を乃至十念と云ふ、然ればこの乃至十念は唯これ信の相續する相たなるゆへ乃至十念を束ねて至心信樂の願と云はる、譬は本家に於ては弟なれども、別家を持たせてみればその家の亭主なり、家を持たざる時は亭主の名なし、體は一なりと雖も名は處に依りて亭主と云はれ、弟と云はれるの異あり、今亦然り十八願ではただ信相と云はれ、第十七の家持となれば大行と云ふ亭主の名を得る、然れば第十八願に在ては唯これ歡喜踊躍の信心相續の相た、その歡喜踊躍は何物ぞと云へば、鸞師は所謂歡喜讚仰心歸依の義なれば、その物柄は三業三念の行業なれども、三業三念みなこれ往生治定の喜びなりとおさへて取るが信卷の乃至十念の取扱とみる意、この二義取捨不容易、但し今は後義に隨ふ、明教院等後義意なるが故に、已上辨相竟る、四誓意、問若し

報恩行を誓ふと云へば、終吉の稱名正定業の教示は誓意に背きての化風と云ふや、是一、又因行を誓ふと云はば、高祖の稱名報恩の教訓は是亦誓意に背きての教化也と云ふや、是二、又稱名報恩は行者の心得に約し、稱名業因は念佛の體徳に約すと云はば、報恩とは機の思想の故に誓意に非ず、又體徳とは念佛の物體に就ての所談なる故に誓意に非ず、されば誓意は何と定むるや、是三、又稱名業因の誓意也と云はば、此時は信心を非因としての扱ひなりや、又正因としての扱ひなりや、若し非因なりとせば佛敎に非ず、通佛敎に於て信心を非因なりと云ふことない事であるから、又信心をして因也と云はば信心正因稱名業因にして兩因と云ふや、是四、若し又稱名業因の時は信の別顔を見ず、行具の三信、或は行中攝信也と云はば、此時は三信は十念中に舞込む也、乃ち信前行後にして十念の外に三信ありと云ふや、若し十念の中に入らずして外にありと云はば安樂集二門章に本願を引て十念相續稱我名字と云ふて三信を略し、又禮讚後序本願加減の文にも稱我名號下至十聲と云ふてこれ亦た三信を略せり、これは稱名中に三信を攝屬せしものなるべし、若し又此時は三信は願文の十念中に舞込んで十念の外に三信を見ずと云はば、三信を攝せし十

念に乃至か掛りて十念が有無不定となる時は三信も有無不定と成るべし、然る時は往因と指すもの無き事と成るの大失を來すではないか、答曰十念の誓意は相續易行を誓ひ給へるなりと伺ふ聖敎中に十念相續と數數の給へるもの即ち這意である、問其相續易行とは因非云何、答信行能所不二に就く時は業因の相續と云ふべきである、又信行能所而二に就く時は報恩の相續である、此中終吉は二行相對の化風なるが故に不二門に就き、高祖は信疑決判の化風なるが故に而二門に居し給へり、故に高祖は信偈、前には至信心樂願爲因と信心正因を定め置きて、後ちに到りて唯能常稱如來號應報大悲弘誓恩と稱報を示し給ひ、又終南は稱數數名正定業を語り給ふ、願名を念佛往生願と名け、又信を行中に攝す、上に出す禮讚の本願加減の文其一例である、問其義一往命を聽く、然れば願文中に於て信行二而不二、又能所二而不二の義何れに其見込ありや、答一願建立に居して伺ふ時は十念は所信となるから、十念が十七の我名と同致して十念の御名と云へる意ろとなる故に能所不二となる、この不二の念佛を所信として三信を發起す、これ念佛の稱へ心ろたる信心故に信行不二也、一、又五願建立に就き、十七十八相望する時は能所二而信

行而二也問不二門は共許す、本願のみにて解釋せし故に、然れども而二門は十七八相望せり、これも一願にて聞きたし、答それは無理なり、而二門は五願開示の所談なるに、十八一願にて辨せよとは理に當らず、なせなれば五願開示の時は十七八相望せざれば所信所稱の我名法體は十八中には無いのである、故に能所不二を語るべき我名は十七に在しませば相望せざるを得ず、又十七の我名に向て往生の行體也と信せし故に稱名は報恩となるものなれば、信行而二も十七八相望より起る義なる故に二願相望せねばならぬ、問稱名をして報恩とし、或は業因と談ずるは第二段に降りての解釋なるべし、第一段の相續易行を誓ふと云ふ當分は因非何れにあるや答今解せし二義が相續易行の名目當分の二義なり、其故は相續易行と云ふか相絶二門を兼合せし名目であるからである、問前來の所辯共許す、爾れば相續易行の中、報恩の相續の時は衆生に向て、報恩せよとの誓意なりや、若し爾らば佛に求報の失あるべし、答求報なれども迷情凡夫の如き利己の求報に非ず、故に報恩せよの求報なれども失ではない、之を失とせば第十七願の求讚も失と云ふか、有所得の凡情の所讚ならば失あるかなれど、求讚を以て大悲の至極とせば今も

十念生因に似たり

亦准知すべきである、例せば君として其臣に忠を勵まし、親として其子に孝を教ゆるに何の憚る事がないと一般である、若し教導に於て之を憚るなりとせば、中祖大師の改悔文に報恩の稱名を勧め、師德報謝を勸むる條項をも抹殺せねばならぬ事になる、五問答とは問願文三信十念と列ねて若くは不生者に望む俱に生因に似たり云何、答不爾三信は生因、十念は相續報恩行なり、故に觀經には具三心者必生彼國と説き、散善義には三心既具無三行不成願行既成若不生者無有是處也と釋し、亦下下品には令聲不絶具足十念稱南無阿彌陀佛と、十念は如是至心に催ふされて起るが故に、至心の下に令の字を置く、改邪鈔云他力の信心に催されて佛恩報謝の起行作業はせらるゝなりと、擇集二行章に禮讚を引て不相續念報佛恩故とあり、反顯して稱名報恩たることが知られる、更に經文の上就て信因稱報の見込十二由を出す、一願文に信樂と説くが故に、何となれば十念を俟たずして愛樂あるは信の處に往因成就するからである、故に本典に信樂をば釋して欲願愛悅之心歡喜賀慶之心とある、二至心に信樂して生せんと欲せよとありて、十念を俟たずして欲生を明すが故に、三二十九二十には行後に發願と云ひ廻向と云へり、今願は發

信因稱報の見込十二



願及び回向の語なくして行前に信を説くが故に、五<sub>ニ</sub>本願再説の三十五願に行を説かざるが故に唯信正因と知る、六<sub>ニ</sub>下輩經文に若聞深法歡喜信樂等と説く故に、七<sub>ニ</sub>成就文に行を乃至して信一念即生を述成するが故に、されば願文に出たる十念は、或時は乃至中に隠れたるもの故に因とは云へず、信心は何れに依るも乃至中に隠れざるもの故に正因である、八<sub>ニ</sub>胎化段に信疑決判あるが故に、九<sub>ニ</sub>觀經上品に具三心者必生彼國と説くが故に、十<sub>ニ</sub>下中品に聞已往生を説く故に、十一<sub>ニ</sub>小經に稱名には若の言を冠すと雖、一心には不定の言なき故に、十二<sub>ニ</sub>己今當の發願往生と説く故に、上記の理由にて信と稱と並へて往生の果を尅するのではなく、唯信正因なる事可知である、問然らば信後の稱名には功德は圓滿せざるや、若し圓滿せば往生成佛の爲めの功德なるべし、答如實の稱名は功德圓滿する事論なし、その功德圓滿と申すは信に圓滿せし功德が全く稱名に及んであるもの故に領解を顯すのに稱にして、信が表に出で果を尅する時は所有稱名の功德は信が領する所の即是其行に歸屬して、願行具是の大信尅果する一因一果の法相となるので、信稱ともに功德を有し信稱相扶して尅果するのではない、故に果に對する時は一個の信が自

ら自果を辨して稱は無作、その造作は唯報無餘である、上來乃至十念の解釋は十八願を信心の願として、信卷に引きし位にて解したもので乃至十念は十八にあるまゝ、眞實信心必具名號の意にして信が家の相續相で、大行の位ではない、又この十念を所行の位に送る時は大行の位と成る、禮讚及び觀念法門の念佛に約して十八願を引釋するを行卷に引き給ふは十七に送る義勢にして、十八の乃至十念諸佛稱名の位にあるものなり、相對してこの願をひろむる時は必ず三心を以て十念に屬して行を表とし、その信を具するの行を以て諸行に對して廢立する、彼此の廢立は必ず行門に依る、云ふ迄もなく聖道一代諸行得脫の法門は十方諸佛の教導にして、行業の淺深よく感果の優劣を成するが諸佛法の通規である、であるから彼の諸行法中に於てこの本願一乘を立てんと欲せば、必ず念佛諸善比較相對せねば彼を廢し此を立てること出來ぬ、諸行に對する時はたゞ阿彌陀佛の一行のみありて至易極勝一聲稱念至徳成滿で諸行の比ではない、以て聖道の諸行を廢すべし、以て弘願一乘を立てすべし、これが念佛爲本の教相である、問十八願の相たは信を法體名號に立て、稱名する信行の次第なり、故に願成就は聞其名號等と、然るを末燈鈔には

彌陀の本願とまふすは名號をとなへんものをば極樂にむかへん等とのたまふは云何、答  
これは本願引釋の意に依て和述し給ひしもの、終南等の専ら稱名に對して本願を引釋し  
たまふものは、觀經の二行廢立より遡りて願意を解したるもの、西河既に二門章に於て觀  
經下々品を以て本願を引釋して専ら稱名に約してある、終南吉水これを相承したのであ  
る、下々品を以て願文を窺ふ時は、至心信樂等とは念佛往生の本願を至心に信樂して生  
れんと思て乃至十念する趣きである、又大經にすはりて直ちに願意を窺へば信を法體に  
立て、稱名するころ、故に願成就に聞其名號等と述成し、附囑も其有得聞彼佛名號と  
説く、これ聞信にすべた説き方にして信疑廢立の經たる所以である、願文の當分も亦信  
疑廢立なり、然るをとなへんものを迎へんと誓はせたまひたる本願とのたまふは、觀經下  
々品の二行廢立より遡りて願意に兼ね含む所を顯すもので唯信文意にやまひにくるしみ  
とぢられてころに彌陀を稱念したてまつらすはたゞくちに南無阿彌陀佛となへよう  
とすゝめたまへるみのりなり、これは口稱を本願とちかひたまへるをあらはさんとなり、  
應稱無量壽佛とのたまへるはこのころなり口稱を本願と誓ひたまへるを顯した所は正

く觀經下々品の應稱無量壽佛等である、これより遡りて本願を見ればとなへんものを迎  
へんと誓はせたまひたるを深く信じてとなへる本願と云はねばならぬ、但しその要は深  
信にあるから和語燈一には決定に依てすなはち往生の業は定るなりと云ふ、決定心よく  
念佛をして法體ならしむる故に、能稱の造作は唯報無餘で、名號の體德に就けば自ら正  
業の德がある、これはたゞ法德の露現のみ就之を行々廢立するは念佛爲本の教相である、  
上に十念の誓意を解するは信疑廢立の安心門である、問念佛往生の教相は末燈鈔に所謂  
彌陀の本願とまふすは名號をとなへんものを極樂へむかへんとかはせたまひたるをふ  
かく信じて稱することにして所化の機能稱に拘泥すべし、いかんして能稱に縛せられず南  
無阿彌陀佛にて往生と法體に着眼することを得るや、答念佛往生とふかく信じて稱へよ  
と勸る時は深く信じて稱る、その深信の一念に法體の主となりてそれより稱る故に介爾  
も機功をみず、深信中に領してある法體がそのまゝ露現する故に稱る念佛即法體、これ  
が信行不離能所不二の念佛である、若し稱功を看ればいまだ稱へざるさきには究竟の決  
信は起らず。然るに念佛往生と深く信じて稱へよと勸るゆへ、究竟決信の念佛なれば稱

功は忘れはてゝある、稱へた後もいまだ稱へざる先も決信に強弱はない、若し稱功を看れば強弱あることになる、念佛往生と信じたれどもいまだ稱へざる先は弱し、稱て後やれ〜これでこそ強く決定する、若し強弱立つ時は豈に初の一聲のみならんや、十百千萬みな次第に強弱が立て、前々は弱く後々は強く決す如是なれば稱功をたのむ自分の決定ゆへに究竟の決定に至る時がない、二十の願これである、今家の念佛往生はドーシテ如此増勝の稱名でない、已に一念に一無上十念に十無上等との給へば、聲々無上功德一多臨平實に勝劣なき萬徳圓滿の稱名である、故に念佛をすゝむと雖汎爾の念佛を簡遮して専ら深信無疑の念佛をすゝめ給ふ、若し機功を少しでもみる時は一聲よりは二聲等と名が死にもとなり稱が働く、終南吉水所勸の念佛は名願力が働く勸め振なり、故に但使信心求念と云ひ乗彼願力定得往生と云ひ、乗我願力若不生者等と云ひ、當知本誓重願等と云ひ、以佛願力易得往生と云ひ、又下至乃至の言を下し、又十聲一聲一念等と云ひ、又不知念報佛恩の雜修の失に反して報恩の稱名なる事を示す、これ等がみな願力に一任する勸め振なり、彼の二十の願の稱が働いて名を死にものにする稱名とは天地の違ひ

である、十八の念佛は深信の念佛ゆへ名が働く、依て稱は名にまひこんで念佛即南無阿彌陀佛是彌陀願行の顯れもてゆくものである、諸佛念佛の如きは十八願の如く信を先にして念佛往生と深信して稱へよと勸めることはあたはず、假令左様にすゝめても稱へざる先きに究竟の決信はおこらぬのである、何者所稱の法體が利他圓滿にあらざるか故に、彌陀念佛は所稱が利他圓滿故に、いまだ稱へざる先きに深信が起り、その深信の一念に南無阿彌陀佛の主になりて願行具足する之が六字釋の趣き、之が信爲能入の大初、若し問者の云ふ如く念佛往生の教へゆへ稱に功をみずんばあるべからずと云はゞ稱へんものを迎んとちかはせたまひたるを深く信じたは究竟の決信なりや、未究竟の決信なりや、汝定めて云はん稱へんものを迎んとちかはせたまひたるを深く信する心なる故、稱名した所で究竟の深信となる、初めに稱へんものを迎んと信じたは未究竟の信なりと、若し然らば返難せん究竟の決信にあらずば實はこれ有疑信なり、六字釋の南無歸命の一念に願行具足すと云ふ謂れに違する有疑心ならば願行具足はあるべからず、若し六字釋の南無歸命の信は稱へた後の究竟の決信ゆへ願行具足力ありと云はゞ、然らば初の未究竟の有

疑心の自力心より稱る稱名なれば是亦自力念佛、その自力念佛を稱へたゆへ究竟の決信に至るとは道理に合はぬではないか、してみれば六字釋の南無即歸命の信は稱んものを迎んとちかはせたまひたるを深く信じたるいまだ稱へざる先の深信無疑の大信であることを、この一念に南無阿彌陀佛の主になり願行具足す、これ深信の一念に法體を領したゆへ、その上の稱名は領した法體が露現して實に稱に稱功をみず、唯名號の働くを讚嘆するのみ、名號の働くを讚するとは己れの能稱を微塵もあてにせず、たゞ南無阿彌陀佛様の御たすけと法體に着眼して仰ぐのみである、能稱はたゞ法體を仰て讚するの聲のみ、依て念佛往生と信じて稱に稱功をみざるは機の手柄に非ず、利他圓滿の前行が即是其行と立ち入て功德を領しさせ、功德圓滿してあるゆへ能稱の功をみるこゝろが起らず、唯法體に眼を着て圓滿せる功德を愛樂するのみ、してみれば能稱に功をみざるは偏に利他圓滿の法體に即是其行と働きつけられてあるゆへ、唯あきればてゝこれはくゝと法體に眼を着けて仰ぐのみ故に念佛即南無阿彌陀佛なり念佛往生と云ふと雖、深信を念佛の奥義とすること不可不思と存じます、如此深心の念佛ゆへ能所不二信行不離、念佛の

言は法體と心念と口稱と三法具足す、故に往生之業念佛爲本とは深く文の意を得れば、法に就けば念佛即南無阿彌陀佛の方を正業とおさへ、機に就けば就行立信の信の方を業因とおさへ、二行廢立の上にして早や已に信心爲本に同致してある、能稱の造作に就けば報恩相續の作業のみである。問先に吉水の以一念爲一無上應知以十念爲十無上等の言を引けり、依之てみれば一念無上と云ふと雖、之を多念に比するに豈に過上あるにあらずや、答一多みな無上なるものは法體の自爾にして機功に由らざることを示す、謂く一多は機に於て之を分つ、法體は自爾のゆへに無上別なし、終に機に隨て増減せざるなり、大經の序分に眞實之利と説き、正宗に到りては聞名の一念に即得往生と説き、又其佛本願力等と説く、初めは釋迦の説後は諸佛の説なり、これその往生の正因を示すことたゞ聞信一念の一道のみ、聞名の一念にして二もなく又三もなし之を眞實之利と云ふ、終に到りて嘆して無上大利と説く、之を後佛に傳ふ應知前佛後佛此界他方彌陀の本願を説くの要たゞ聞名の一念にあり、十方三世趣入の門異路あることなし、問云願文は恐くは業成の時節を論するものにあらず、唯當果の不虛をのぶるならん、言ふこゝ

ろは平生の機三心の安心を得て十念相續すれば、この穢身を捨て、必ず往益を得ると云ふが他方法の全相にして願文のこゝろならん云何、答その通りに解するものあり今用ねぬ、若し説の如くならば深く信するの機臨終業成と思ふか、平生業成と思ふか、業成は臨とも平とも思はずと云は、ソナ道理はない、若し臨終業成と思は、必ず稱功をつのであるらう、若し至心信樂のとき業成と思は、業成は三心のときにあるの願意となる、銘文にの給く如來より御ちかひをたまはりぬるには尋常の時節をとりて、臨終の稱名をまつべからずたゞ如來の至心信樂をふかくたのむべし、この眞實信心をえんとき、攝取不捨の心光にいりぬれば正定聚のくらゐにさだまるとみへたりと、たとひ念佛往生の願として行具の三心と扱ふても至心信樂のとき業成である、但し相對廢立するときは得益を稱名に談するけれども、得益の太初を尅論するときは必ず信の一念である、この信の一念に豎に顯はるゝ稱名を該攝義具して横に得益せしむるのである、故に得益が相發の稱名に及ぶと雖、大信心に於て義具の稱名をして、横に得益せしむるの義を具て、その義具の稱名の流發する所の稱名得益なれば稱名の得益を全して信一念の得益なることを

念佛往生  
と云へば  
稱を要す  
べし

妨げず、問既に念佛往生と云へば多少に拘はらずと雖稱へざれば往生すべからず云何、答唯信文意云多念にこゝろをとゞめ一念にとゞまるこゝろをやめしめんがために等と、一多に拘らざる念佛なれば念佛の言はあれども、念佛即南無阿彌陀佛にして、南無阿彌陀佛の體に歸して南無阿彌陀佛にて往生することに成てあるなり、依て必しも一聲を待つに及ばざるなり、難じて云數には拘らずと雖一聲は是非あるべし、信一念行一念不離のゆへに、信一念には行一念は必ず具る故に念佛往生と云ふのであらう、答云然らば二聲已上には拘はらずと雖一聲には拘はるや、若し然らば一聲にとゞまるこゝろを云何してやむることを得んは一、一聲がなけねばならねば、二聲よりは三聲等と次第に拘らねばならぬ、二聲已上には拘らずと云ふこと道理不通是二、又一聲に拘るならば聞信は自力なるべし、いまだ業成せずして一聲をまつが故に是三、又聞信が若し一聲をまつ自力ならば、自力心より一聲の他力行流出すべき譯けなし、一聲猶自力の稱念なるべし何ぞ業成することを得ん、是四、難じて云聞信一念に能稱の行は必ず具る能稱の徳具せざれば行闕不生は法相の原則であらう、答汝の辯する所不分明なり、聞信一念に能稱の具徳ありといふ

やうにも聞け、又安心の一念は勝義の一念にあらざる故、一聲稱るまでが事究竟の信一念なり、依て稱名ありといふやうにもきこゑる、若し事相に初起の一念に稱ると云はゞ、あらくしき同時口稱の異義である、信樂開發の時尅の極促に一聲あらう筈はない、蓮師等は明にそのうへそのちの稱名といふ信前稱後なること必然である、苟も信前稱後なれば前の信で往業究竟せずんばあるべからず、後の一聲を待て業因成辨する理決してなし、若し信一念に事相には稱へざれども能稱の徳の具す、故に信一同時に稱へた義にして信行具足なりと云はゞ、是れ亦法理同時にして事相がたゞ前後あるのみ、信一念に不稱而稱の義を立て、能稱の義を是非にあらせるは矢張り能稱にとゞまるの義にして、前義と五十歩百歩の異のみ、同時口稱と云ふ點は一ちやから許されぬ、若し一多に拘らざる稱名と云ふならば必ず有無にも拘はらざることにならねばならぬ、故に銘文に云「下至一念といふは十聲にあまれるもの、一念二念聞名ものを往生にもらさすきはぬことをあらはし、めすとなり」と、一多證文にの給く「名號を稱すること、とこゑひとこゑきくひとたがふこゝろ一念もなければ實報土へむまるゝとまふすこゝろなり」と、

然らばこの念佛とは十聲でも一聲でも聞信したばかりでも、疑ひなければ往生といふ念佛なり、依てこの念佛は三法具足して心念までちゝむの念佛なり、心念まですゝむがゆへに聞已即滅の機に就ていふときは、聞きとりた一念南とも無とも云はぬ先に南無阿彌陀佛の主になりて、南無の願と阿彌陀佛の行と具して業因成辨である、聞已即滅の機すでに然る時は命延の機に就いていふても聞信一念の業成位はやはり同じことである、後々相續して稱名念佛してもやはり體に歸して聞佛一念に南無阿彌陀佛の主になりた法體の獨立ちであるから業因とおさへる所は所念の法體に歸してある、であるから、稱名正因といふ文に似たれども、實は法體云へば名號正業、機で云へば信心正因にして、稱名の造作唯報恩の作業である、問若し然らば信一念に能稱の徳は具せざるや、若し具せずと云はゞ後々相續の稱名は無源の起行といふべし、信より出でざる無源の起行なれば何ぞ他力廻向の稱名ならんや、これ違理の難、又三經往生文類にの給く、「この眞實の稱名と眞實の信樂をゑたるひとは」等、これ違文の難なり、稱名は他力廻向それを受るは信一法なり、豈信一念に稱名を具せざらんや、答汝の信一念に無稱の徳を具するといふは、

信一念に  
稱はしと  
難はば二  
云

信一念同時に稱へた徳ありて、その能稱の徳と信と信行具足して業因成辨といふ義なり、この意なれば法理同時の義にして行と云へば稱名に限る義なり、信一念の即是其行もやはり稱名行とするこゝろなり、然ればたとひ法徳でも信稱相扶して業因成辨の建立なれば許すことは出来ぬ、信一念に能稱の徳を具するといふことも云ひやうに依てはよし、謂く信一念南とも無とも云はぬ先き、信心開發の極促に南無阿彌陀佛の主になり業因成辨して、その信心に後々相續の稱名する徳を具するとはいふべし、稱名を具しさせて業成位に用たてるが許されぬ所である、信一念に後々相續すべき能稱の徳を領してあるとは云ふべし、それがあつたゆへ無源の起行と云ふ難は受けぬ、又違文と出した文も後々相續の稱名の徳を信一念に領すとみれば違文にはならぬ、快樂院眞實院淨信院乘誓院等の先哲も信一念に後々相續の稱名の徳を具することは皆談するのである。

若不生者  
不取正覺

願文順見せば設我得佛と正覺門なり、逆見せば若不者と往生門なり、論註火捺喩は往生を全ふする正覺門、利地を全ふする自利である、固より二利不生佛不二の故に、衆生の願行圓滿して成就する所の正覺なれば、十劫成道の一念に一切

衆生の法性を開覺し給ふのである、和語燈六登山狀云「永劫の修行はこれ誰れが爲めぞ功を未來の衆生にゆづりたまふ、(中略)、我等が往生は佛の正覺により、佛の正覺は我等が往生による」と、安心決定鈔云「十方衆生の願行圓滿して往生成就せし時、機法一體の南無阿彌陀佛の正覺を成し給ひしなり、かるが故に佛の正覺の外には凡夫の往生はなきなり」等と、寶章云彌陀佛のむかし法藏比丘たりしとき、衆生佛にならずはわれも正覺とらじとちかひましますとき、その正覺すてに成したまひすかたこそいまの南無阿彌陀佛なりとこゝろうべし」と、論註火捺喩文云「巧方便者謂菩薩以智慧火燒一切衆生煩惱草木若有衆生不成就佛我不作佛而衆生未盡成佛菩薩已自成就佛譬如下火捺欲摘一切草木燒令使盡草木未盡火捺已盡以後其身故而身先故名巧方便」と、法藏菩薩は利他大悲を以て衆生往生せずば我も正覺とらじと、其身を後にして福智の功徳を衆生の爲め衆生の爲めと積累せられたれば、因果の理法として佛因を植へし故佛果を得、所謂後其身而身先のわけである、既に佛果を得し故に衆生を意の如く度する事を得るのである、若し之が衆生往生せずば我も正覺とらじとの

生の解

み云ふて、イツまでもく菩薩因地でましませば衆生を意の如く度する事が出来ぬ、利他大悲と因果理法と調和せる點は實に巧方便である、扱若不生者の生、此生たるや順二諦正因縁の生にして、俗諦に約する時は因縁假生、眞諦に約する時は畢竟無生、二而不二生即無生無生即生廣略相入なるものである、論註云「彼淨土是即彌陀如來清淨本願無生之生非<sup>レ</sup>如<sup>二</sup>三有虛妄生<sup>一</sup>也何以言<sup>レ</sup>之夫法性清淨畢竟無生言<sup>レ</sup>生者是得生者之情<sup>ナラケル</sup>耳」と、畢竟無生にして而も因縁假名の生なるを説て無生之生と云ふ、彼の實生を執して無生を失する凡夫虛妄の生でもなく、又無生を執して生を否定する二乗の偏空でもない、この二過を離れたる因縁假有の生なれば、生の當體即空、空も亦單空に非ざれば恒に因縁假名の生を現す、所謂因縁所生法我説即是空亦名爲假名亦是中道義とは是である、有説に本願の文に欲生我國と説き、若不生者と説くは、みなこれ情生を以て誓ふ情生を妨げぬは今佛不共の別徳と、評云く今佛の別徳凡夫の見生を妨げざるは無論なれども、願文の所誓は正しく彼土廣門の假名生にして決して情生ではない、若し之を凡夫情謂の生と云はゞ、彌陀の本願に虛妄顛倒の見生を誓ふことゝなる、それでは不都合なり、であ

凡夫の情生とは非也

るから願生の行者には機根萬差、或は一分の假名生を了解する天親菩薩等の如きものがある、論註云「天親菩薩所願生<sup>二</sup>者是因縁義因縁義故假名生非<sup>レ</sup>如<sup>二</sup>凡夫謂<sup>三</sup>有實衆生實生死<sup>一</sup>也」と、されど尙これ論主隨分の假名生にして彌陀所誓の廣門生には同じからず、亦我等凡夫は全く虛妄の見生に住して願生するも、その情謂を遮せざる因縁假名生の生を誓ひ給へる若不生者の本願である、若し見生を簡ふと云はゞ凡生が願生する事が出来ぬ、それでは爲凡の本願とは云はれぬ、問往生即成佛の證果ならば、宜しく若不成佛者不取正覺と誓ふべし、答成佛と云はず無生と云はず光壽と云はず、唯一に生と誓ふもの三由がある、一に爲凡の願意なるが故に、二に此土入聖の聖道に簡んで捨此往彼の淨土を開かんとするが故に、三に生の言また兼ねて現益を含むに便なるが故である。

唯除五逆誹謗正法 唐譯之に同じ、漢吳宋三本この文を欠く、悲華經亦這文あり、今四門を以て伺ふ、一に本願に逆誹を除き觀經に五逆を攝する二經の不同を會する諸家の説を出し、二に抑止の所屬を論じ、三に抑止の佛意を辯じ、四に祖承の釋體を論ず、一に二經除取不同を論ずる諸家十八說あり、近くは群疑論卷三淨土宗全書第六卷三四頁に



出づ就て可看、十八說中第三說は辯師に似たり、第九說は終南に似て居る、二抑止の所屬を論ずるに三說あり、一說に抑止釋迦說、唯除逆謗の語不取正覺の誓外にあるが故に、若しこれ法藏の語ならば不取正覺の内にあるべきである、例せば第十五願第三十二願の如しと、この說より抑止彌陀說に七難を出す、一に抑止は權方便なり法の實理でない、唯眞實の大願を立つる彌陀何んぞ這説をなさん、二に已造未造は說時に約せねば云ひ得られぬ、してみれば未造抑止は彌陀ではなからふ、三に口傳鈔に抑止は釋迦の方便なりと宣明せられてあるではないか、四に不取正覺の誓外にあるが故に釋迦なるべし、五に大阿彌陀經平等覺經には唯除の言なし、若し彌陀の自言ならば何ぞ之を略せんや、六に法華問答末に「無量壽經にはいまだ五逆をつくらざる機にをひては抑止して唯除五逆とすべき、のちの觀經にいたりてすでに五逆をつくる機にをひて攝取して往生をゆるす、これすなはち娑婆の教主釋尊種々の方便をもて造惡の衆生をして利益を得せしむることかくのごとし」とあるをドーするか、七に散善義に如來、（中略）、不得往生と云ふが故に、かの如來は釋迦なり、四帖疏中世尊如來の語釋迦に局るが故にと、八に讚偈の唯除逆謗

故我頂禮の文を淨土和讃に讚述せぬ其意可看、一說に抑止彌陀說、第十五願二十二願の引例亦引例を成せぬ、唐譯第十五願除具等の文不取正覺の外にあるが故に、其所在の誓内誓外に關すべきではない、是一、亦四十八願はこれ法藏の眞言、初願より偈文竟りに到るまで經に比丘白佛唯垂聽察如我所願當具說之とありて、一句として釋迦說あることなし、故に辯師は讚偈に廻向願生皆得往唯除五逆謗正法故我頂禮願往生と云ふ是二、若し釋迦の說とせば繁重の失となる、因願成就同一釋迦の唯除の言重出する事になるから是三、又これ釋迦の加言とせば眞實の本願未盡の失を招く是四、亦若し抑止釋迦方便の語と局らば、眞實信卷中に釋せずして化土卷に釋すべきである是五、亦已造未造は說經の時節に約すと云ふも不然、大經本願は未造に約して説きしもの、已造の闍世提婆を攝すと説くに非ず、故に大經下卷には逆謗の攝取を説ひてあるではないか是六、一說に云釋迦彌陀二尊抑止あり、若し法藏の願意抑止なくば釋迦之を述成する事が出來ぬ、十八願成就五惡段觀經下品はつまり願意を述成したものであるから、彌陀の願意抑止する事無論である、であるから相承二意を存す、口傳鈔に抑止は釋誹方便なりとは釋迦の述成を

抑止の佛  
意

指す、又銘文に唯除五逆誹謗正法と云ふはこの二ツの罪のおもきことを示して十方一切の衆生みなもれず往生すべしとしらせむとなりと、これ法藏の願意を述べたものである、已上三説中第三説を穩當と信ず、但し二尊各其所主を云はゞ彌陀は攝取を主とし、釋迦は抑止を主とすと云ふべきである、三に抑止の佛意、一に攝取せんが爲めの故に、未造の機に對して逆謗を誡しむる佛意正さしく攝取の爲めである、散善義云「然此之二業其障極重衆生若造直入阿鼻歷劫周章無由可出、但如來恐其造斯二過方便止言不得往生亦不是不攝也」と、二に攝機を彰はさんが爲めの故、十方衆生の語は一切善惡を總稱す、於中佛願は惡劣の凡夫を正爲とすることが抑止の文にて彰はる、若し善機爲本の願ならば必ずしも唯除逆謗を説くの要はない、古人之を市門熱關の地必ず制札を樹るの喩説を以てしておる、三に已信の機を保護せんが爲めの故に、已信の機は信徳の然らしむる所、定めし故思業の逆謗はなかるべきも、不故思業の逆謗及び類罪はなきにしも非ずである、況んや大乘の五逆中には十惡をも含むんで居るから、六要三末には「若依小乘五逆人皆以輒不犯之、若依大乘五逆之説人人一難遁此罪常行十惡即

已信の機  
は惡行爲  
は絶無と  
なるか

此攝故」とある、して看れば二罪抑止の處延て小罪も尙誡むる義があるのである、元祖云「罪は即ち十惡五逆も攝すと知りて小罪をも造らざれ」と、高祖も「藥ありとて毒をこのむべからず」との給ふ、一宗の俗諦はこれより開けたもの、若し制遮を眞諦に於て論すると要門の廢惡修善の自力となる、若し之を俗諦に於て説く時は信後の行儀となる、眞諦は信を攝取に立て、俗諦は行を抑止に慎むので、自力にも隨せず邪見にも陥らぬ事になる、要するに佛は惡人は可愛いけれども惡は御好きでないと心に信じ行に行ふのである、問然らば已信の機は全然惡の行爲は絶無となるか、答佛の御冥見に恥ぢ罪惡の行爲なき様なき様と戒慎するも、何を申すも有漏穢體の身、不故思の罪惡、慣習的の罪惡發生しないとは斷言出來ぬ、一面には這信臨終まで徹るとありて、而も一面には臨終まで水火二河の機であると仰せられたは這間の消息を語るものである、大正七年七月下關火藥爆發の際某將校の説明に云く「職務上責任を以て火藥を取扱ふには念に念を入れるから爆發する筈ではないが、併し根が爆發すべき性質のものだから爆發せぬとは限らぬ」と云はれたことがある、今も其通り罪惡の行爲爆發せぬ様戒慎するも、身心そのものが

實際に非ざる四由

罪惡の性質ちやから爆發せぬとは限られぬ、これ念々稱名常懺悔、亦水火二河長百歩の喩説のある所由である、問願文何を以て實際に非ずして暫除攝取中の抑止なる事を知るや、答四由を以て之を知る、一には本願の三信は信罪福心を脱却したる心なるが故に、若し實際ならば極惡妨げをなす、極惡妨げを成せば極善助けを成す、惡を恐れ善を執するは他力の三信に非ず、他力の信は善もほしからず惡も恐れなき信なり、若しこれ實際ならば惡も恐れなしとは云ふべからず、二に三願對映するに特に十八願に這語あるが故に抑止なることを知る餘の二願中に唯除の言なきは惡人實際の故である、然るに十八願に唯除の言あるは十方衆生若不生者と攝取の上の唯除なれば抑止なることを知る、助けるものを助けぬと云ふが抑止、除いたものを助くるが攝取である、三には大經に能被の法を説いて一念得大利と云ふ、所被の機相に就て五惡段に心の五逆を説て、「不信先聖諸佛經法一謗法闍提二不信三行道可四得五道世六不信七死後神明更生八不信九作十善得十一善爲十二惡得十三惡欲十四殺十五真人十六出佛身血十七殺阿羅漢十八鬪十九亂衆僧二十破和合僧二十一欲二十二害二十三父母二十四殺二十五殺父母二十六兄弟眷屬二十七」と説くが故に、願文の唯除は永除に非ざる事を知る、四に觀經に既に攝逆す、一個唯除の言中にて一は永除一は暫

祖承の釋義

除の理がないから、一唯除中の五逆既に攝せらるれば謗法亦攝せらるゝこと理の當然である、一唯除中にて謗法不生と抑止するところ五逆も不生と抑止すること可知である、願文は攝取中の抑止であるから抑止能く攝取の深意を彰す、銘文に「このふたつのつみのおもむいことをしめして十方一切の衆生みなもれず往生すべしとせんとせんとなり」とある、亦觀經は抑止中の攝取であるから、攝取尙果中の抑止を帶ぶ華内の三障それである、これ釋迦の主とする善惡因果配當の經であるからである、四に祖承の釋義、論註と散善義の概要を一言する、この二文は信卷末に御引用である、亦銘文にも唯除逆謗の御釋がある、その中論註の文は同上卷尾に論の普共諸衆生の句を解するに就て來りし文で、世に之を八番問答と云ふ、第一問答は惡凡夫を正所被とする事を明す、第二問答は兩經二罪の具不を明し、第三問答は逆謗差別を明し、第四問答は謗法の罪相を明し、第五問答は謗本逆末の義を明す、要するに大經は逆謗具造の故に除く、觀經は單逆無謗の故に攝すと云ふのである、然らば單逆を攝せば單謗も攝するかと問ふて、其答にそれは攝せぬ、其理由は謗法は極重無間業なるが故に是一、生信の理なきが故に是二、との二理由を出し

てある、さて註文にある如く謗本逆末ならば單逆無謗はなかるべし、何ぞ觀經は單逆の故に攝すと云ふや答之に三學說あり、善通院月球師東陽圓月師等の云く、一人上造罪の始に就かば因果撥無の謗法から逆罪を造る之を謗本逆末と云ふ、後時廻心大乘法を信ず則ち謗法人ではない、けれども逆罪人である、逆罪は廻心すとも罪業決定で殺害せし父母羅漢等再生せぬからである、要するに單逆無謗は已造慙愧の人で、觀經の攝逆は則ちこの機である、逆謗具造のものは現造無慙愧の故に除くと云ふ、石泉僧叡師甘露院慧海師願海院義山師是山勸學等は云く、元來逆謗具造のものと單逆のものと單複二人あるなり、論註第五問答の答は五逆は謗法より生ず、大經に五逆を除くは謗法より起る五逆の故に除く、以て觀經の五逆は單逆の故に攝する事を反證するもの、要するに觀經は單造の人に就くものにして論註の第二問答これである大經は具造の人にして註の第五問答この義を示すもの、その證として義寂の大經疏の、「造<sub>二</sub>五逆<sub>一</sub>者有<sub>二</sub>其二種<sub>一</sub>、一造<sub>二</sub>逆事<sub>一</sub>而不<sub>レ</sub>壞<sub>レ</sub>信不<sub>レ</sub>謗<sub>二</sub>正法<sub>一</sub>、二造<sub>二</sub>逆事<sub>一</sub>亦壞<sub>二</sub>正法<sub>一</sub>、後者加行意樂俱壞、前者行壞意樂不<sub>レ</sub>壞<sub>二</sub>俱壞者業不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>轉、不<sub>レ</sub>壞者業猶可<sub>レ</sub>轉、觀經就<sub>二</sub>信不<sub>レ</sub>壞者<sub>一</sub>說」この文を出す、空

華諸師勞謙院善讓師明鏡院智量師善海勸學等は云く、觀經は單逆無謗の故に攝取とは經の顯文に就て云ひしもの、故に論註には不言誹謗とあれども不造誹謗とは云はず、これ則ち觀經の下下品を單逆無謗として消釋し給ふは觀經の顯文に依て抑止の經意を釋顯し給ふ故である、下下品の具諸不善の文中に謗法を攝するが故に、終南は謗法闡提廻心皆往と釋し給ふ、經意は具諸不善中に謗罪を攝すと雖、顯露に謗名を説かざるを以て顯文の當分に就て抑止の經意を釋顯し給ふもの、況んや下上品既に雖不誹謗とあるより推すときは下々品具諸不善文中謗法あるや明かである、しかるに顯文單逆に依りて謗法不生との給ふは抑止にして、廻心せば謗法も得生を許すは論註下卷口業功德釋下の「衆生以<sub>二</sub>憍慢<sub>一</sub>誹<sub>二</sub>謗正法<sub>一</sub>、乃至、皆得<sub>二</sub>解脫<sub>一</sub>入<sub>二</sub>如來家<sub>一</sub>」等とあるにて知るべきである、問謗法罪は極重の故に願生の理なきが故に不生とは抑止に非ざるべし、道理實に然るが故に、答謗法廻心得生の義を隱して、一概に造謗の當分に就て願生の理なきと云ふものは、唯除の抑止に準して謗法を抑止したもので、廻心得生に約すれば攝取するのである、その攝取するものを一概に造謗の當分に就て不生と云ふたのちやから抑止である、造謗の當